

2023

神崎市

暮らしの便利帳

神崎市 株式会社サイネックス



神崎市マスコット
キャラクター
「くねんワン」



神崎市マスコット
キャラクター
「くねんニャン」



神崎市ガイド 🔍 6

庁舎・
公共施設案内 🧑🏫 32

市内施設図 📖 40

広報・広聴 📢 42

住民票・戸籍 📄 46

税金 💰 50

保険・年金 📑 54

福祉 🧑🏫 60

健康 🧑🏫 67

子育て 🧑🏫 70

生活環境 🏠 77

商工業・
農林水産業 ⚙️ 83

文化・
スポーツ 🏃 86

安心・安全 🤝 94

議会・監査 🧑🏫 100

選挙 🗳️ 101

生活ガイド 📖 102

神崎市役所

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

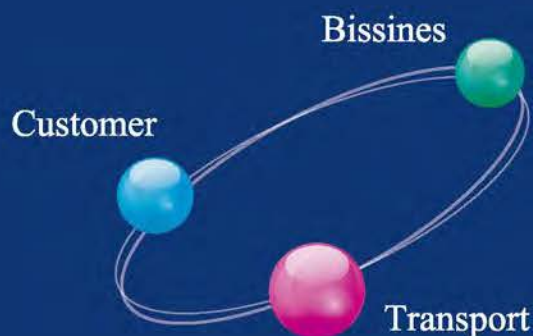
TEL: 0952-52-1111 (代表)

FAX: 0952-52-1120

神崎市ガイド
わがまち再発見！
自然、歴史、文化

行政ガイド
神崎市民のための
ライフスタイル

生活ガイド
心も体も健やかに
身近な医療機関のご案内



安全性優良事業所

国土交通省 九州運輸局長表彰



運転者職場環境良好度認証制度
働きやすい職場認証制度
登録証書

富士貨物自動車株式会社

本社 〒842-0007 佐賀県神埼市神埼町鶴 3316 番地

TEL (0952)52-2188 (代)

FAX (0952)52-2193

お問い合わせは
こちらから



幸せなごう かんざき



「神崎市 暮らしの便利帳」 の更新にあたって

神崎市では、市民の皆さまに便利で快適な暮らしに役立つ情報をお知らせするために、市の制度や市役所窓口での諸手続きなどの行政情報や市民生活に欠かすことのできない地域情報などを一冊にまとめた「神崎市 暮らしの便利帳」を平成23年から約3年毎に発刊しています。

この度、社会の変化や市の機構改革、行政サービスの変更に伴い「暮らしの便利帳」を更新することにいたしました。

本誌の発行は、行財政改革の推進と市民生活の充実を図るため、官民協働方式（行政情報提供・配布：神崎市／広告販売・編集・印刷：株式会社サイネックス）を導入し、全て地域事業者・団体等の皆さまの広告掲載費用で作成しています。ご協力いただきました皆さまには厚く御礼申し上げます。

この冊子は、市役所の窓口業務などの行政情報に加え、市の概要・歴史・文化・観光などの地域情報、医療機関情報などの日常生活に役立つ情報を掲載しております。皆さまの生活の利便性の向上、また、神崎市の魅力を感じる機会としてご活用いただければ幸いです。



吉野ヶ里歴史公園



クリークでの菱の収穫



広 告

あなたの街のブリキ屋さん
小さな“困った”から
大きな“どうしよう”まで

一般建築板金業／板金加工販売
屋根工事／雨樋工事・修理

健板金工業株式会社

佐賀県知事許可（般-27）第11635号
佐賀県板金工業組合員

佐賀県神埼市千代田町崎村 1610-4

TEL0952-44-6377
FAX0952-20-3577



インデックス

INDEX

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 更新にあたって | 4 ライフサイクルインデックス |
| 2 インデックス | 30 行政インデックス |

＼ 神埼市がどんなまちか知りたい！ /

神埼市ガイド

- 6 神埼市の概要
- 8 SAGA2024国スポ・全障スポ
- 9 神埼市ふるさと納税
- 10 かんざき公園巡り
- 13 かんざき歴史散歩
- 18 かんざき年中行事
- 20 神埼ブランド
- 24 神埼市の移住・定住支援、
空き家情報など
- 26 神埼市の公共交通
- 28 ハローワークにできること



WANTED



Check!!

ハンギーに乗った
「くねんワン」「くねんニャン」が
どこかのページに隠れているよ！
探してみよう！

＼ 行政サービスを知りたい！ ／

行政ガイド

- | | |
|--|--|
| 32  庁舎・公共施設案内 | 70  子育て |
| 40  市内施設図 | 77  生活環境 |
| 42  広報・広聴 | 83  商工業・農林水産業 |
| 46  住民票・戸籍 | 86  文化・スポーツ |
| 50  税金 | 94  安心・安全 |
| 54  保険・年金 | 100  議会・監査 |
| 60  福祉 | 101  選挙 |
| 67  健康 | |

＼ 最寄りの病院を知りたい！ ／

生活ガイド

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- 102 主な医療機関紹介マップ
- 104 神崎市郡の医療機関
- 106 リフォームの基礎知識
- 110 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合葬祭場



広告

こんなときはお任せください。

相続手続	遺言	生前贈与
不動産の 名義変更	成年後見	その他 各種相談

いつでもお気軽にご相談ください。

司法書士法人
かけはし

司法書士法人
かけはし

【佐賀事務所】司法書士 福田 浩平 佐賀市水ヶ江四丁目5番22号
TEL 0952-25-5055

【神埼事務所】司法書士 三島 保典 神崎市神埼町神埼114番地1
TEL 0952-37-6677

土木・建築・舗装・下水道
産業廃棄物収集運搬業・アパート

有限会社 宮地組

佐賀県知事許可（般-4）第713号

神崎市神埼町横武2214番地2

TEL (0952) 52-3644

miyachi-gumi@isis.ocn.ne.jp

小さな工事から大きな工事まで
ご相談ください！

広告

木の『癒しと安らぎ』に包まれた
家で楽しむ暮らしをしませんか？






OBUCHI construction Co. Ltd.

(株)小渕建設

〒842-0011
佐賀県神崎市神埼町竹4984-11
☎0952-52-4530

さがの木の住まいコンクール
受賞履歴

Highest award

第8回(2023) 優秀賞『佐賀県木材協会会長賞』
第7回(2022) 最優秀賞『佐賀県知事賞』
第6回(2021) 優秀賞『審査委員長賞』
第5回(2020) 優秀賞『佐賀県木材協会会長賞』

小渕建設 佐賀 検索

LIFECYCLE INDEX

広告

城東建設株式会社

仮設足場工事
塗装工事
建築工事全般

加入しているだけで活用した事がないという方が多いお家の**火災保険**！専門家が**調査**いたします！まずは**お電話**を!!

TEL0952-97-9119
〒842-0061 神埼市千代田町詫田 991
城東建設 佐賀 検索

MIRAI CARE GROUP

株式会社 未来ケアグループ

未来はりきゅう 整骨院

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～12:00	○	○	○	○	○	☆	×
15:00～20:00	○	○	○	○	○	15:00まで	×

☆土曜は 9:00～15:00 (昼休みナシ)
日祝定休日

<https://saga-mirai.com/>
神埼町本堀 3206-1
TEL 0952-55-7234

P46. 出生届
P54. 国民健康保険
P70. 母子健康手帳

誕生



P73. 保育園
P75. 子育て支援センター
P71. 予防接種

育児



戸籍の届出・各種登録は、**市役所**へ届け出てください

赤ちゃんが
生まれたら

P46. 出生届

生まれた日から14日以内に届出

結婚したら

P46. 婚姻届

届け出た日から効力

家族が
亡くなったら

P46. 死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

必要な方

P47. 印鑑登録

老後



P58. 国民年金
P56. 後期高齢者医療制度
P60. 高齢者福祉

壮年



P67. 各種健診
P50. 税金
P54. 国民健康保険
P58. 国民年金

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます

神埼市 暮らしの便利帳 の使い方

みなさんのお宅にお届けした「神埼市 暮らしの便利帳」は、神埼市で暮らしているみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。



施設案内	40
市内施設図	42
広報・広聴	46
住民票・戸籍	46

Point

表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。

緊急時

P94. 火災
P96. 防災

知りたいときに
すぐ見つかる!



P75. 小・中学校
P75. 就学援助制度など
P76. 放課後児童クラブ
P42. 教育相談

P58. 国民年金
P54. 国民健康保険

教育

成人

引越してきたら **P46. 転入届**
引越してきた日から14日以内に届出

市外へ引越していくとき **P46. 転出届**
引越す日の約14日前から届出

市内で住まいが変わったら **P46. 転居届**
引越した日から14日以内に届出

生活

結婚

P26. 公共交通
P77. ごみ
P80. 上水道
P81. 下水道
P86. 文化・スポーツ施設

P46. 婚姻届
P46. 戸籍
P46. 住民登録

広告

MIRAI CARE GROUP

みらいスイッチ
ほ未来ケアグループ

「適切な支援が受けられない子どもを0にする」
多機能型放課後等デイサービス

<https://saga-mirai.com/>
お問い合わせは、みらいスイッチ神埼第二まで
TEL 0952-65-5850

SAFETY DRIVE
有限会社田中商事

神埼市神埼町城原3733-162
TEL:0952-37-8734
FAX:0952-37-8735

一般貨物自動車運送事業
倉庫業 (常温・冷蔵・冷凍倉庫)

とっても便利な
三部構成!

街への愛情が深まる
地域情報

困った時に頼れる
行政情報

毎日の暮らしを支える
生活情報

手に取りやすい
雑誌サイズだから
目につく場所に
置いておけば重宝!

わが街の魅力を
再発見できる
楽しい記事が
ぎっしり満載!

たとえ急に
病気になっても
お医者さんが
すぐ見つかる!

市内公共施設の
利用方法が
ひとめでパツ
とわかります!

神埼市 の概要

広告



測量業・建設・補償コンサルタント
新九州測量設計株式会社

会長 藤永 正弘
代表取締役 副島 隆昭

測量全般・設計計画・環境調査
地質調査・補償業務・文化財関連

佐賀市久保泉町大字上和泉2753-1

☎0952-98-1960



精密板金加工 / レーザー加工
NCT パンチプレス加工 / 各種曲げ加工
機械加工 / 溶接全般

■ 本社 〒842-0065
佐賀県神埼市千代田町崎村 551 番地
TEL 0952-44-2150 FAX 0952-44-4384
共通 E-mail : smt2001@eagle.ocn.ne.jp
URL : <http://www.shinei-metaltec.co.jp>

■ 熊本営業所 〒861-0131
熊本県熊本市北区植木町広住 58-1
TEL 096-277-7525 FAX 096-277-7526



人口・世帯数 令和5年4月1日現在



30,489人 男 14,745人 女 15,744人



12,300世帯

地域の歴史・文化

神埼市は、弥生時代の吉野ヶ里遺跡や中世の国史跡姉川城跡、明治の国名勝九年庵を代表として、旧石器時代から近世までの長い歴史を有しています。

神埼の歴史の特性は、数多くの遺跡が残るだけでなく、各時代を通じて大陸との交流や中央政権との関わりの中で形成されてきた歴史を持っています。国内外から人と文化の流入があり、常に光を浴びた土地でした。

吉野ヶ里遺跡を核とした弥生のクニづくりでは、大陸から先進文化を携えて当地に渡来した人々が定住し集落を作り、クニづくりに大きな役割を担っています。

古代・中世には、神埼の土地は勅使田として開発が行われ、それが基盤となり後の皇室領荘園「神崎荘」が経営されていきます。この荘園は、代々院領荘園として受け継がれ、平安末頃には平忠盛が預所となり、平氏による経営・管理が行われています。この神崎荘は鎌倉時代には三千町の肥前国最大規模の荘園となります。この土地開発は、当時の最先端土木技術により行われ、現在の神埼の風景や集落の基盤となっています。また、中国との貿易を物語る非常に

位置と地勢

神埼市は、佐賀県の東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町及び三養基郡、北は佐賀市三瀬村及び脊振山地を隔てて福岡市、南は九州の大河、筑後川を挟んで福岡県久留米市、西は県都の佐賀市と隣接しています。地形は、城原川、田手川及び嘉瀬川の源流部をなす脊振山を最高峰とする北部の山間地域と、同河川が潤す肥沃な平野からなる南部の穀倉地帯とに分別される、縦に細長い形を成しています。

多くの輸入陶磁器が出土する地域であり、有明海を通じた貿易により繁栄した土地でもあります。北部の脊振山は、平安時代頃より山岳信仰の霊場となり、往時には脊振千坊と呼ばれるほどに繁栄しています。

室町時代から戦国時代には、肥前国最大規模の山城跡である勢福寺城跡を核として、北部山間部に多くの山城が築かれ、南部の平野部には、神埼を代表する歴史的・文化的な景観である堀に囲まれた環濠集落が形成され、姉川城跡や直島城跡などが領主級の居館が残されています。

近世から幕末には、市の中央部を長崎街道が通り、櫛田宮の門前町を基盤とした神埼宿や水上交通の要所の地として境原宿が形成されています。また、山麓部の岩田には、佐賀藩の砲術訓練場である岩田台場が築かれ日の隈山を的として試射や訓練が行われていました。

このように、神埼は、常に各時代の中央政権や大陸からの人や先進文化により形成され繁栄した土地であり、今に残る歴史遺産は神埼にとって欠くことのできない財産であります。



広告

SEKISUI



積水化学グループは、際立つ技術と品質により、「住・社会のインフラ創造」と「ケミカルソリューション」のフロンティアを開拓し続け、世界のひとびとのくらしと地球環境の向上に貢献します。

九州積水工業株式会社

神埼市千代田町柳島225-1

電話：0952-34-6161

<http://www.kyusyu-sekisui.com/>

5年連続認定





市 章

モチーフは神埼市の「か」と活気に満ちた市民。太陽と山、川を赤、緑、青で表現し、心豊かな田園都市の協調と躍動をデザインしています。



市花 さくら

春、日の隈公園や桜街道に咲くさくらは美しく、見る人に温かさ、感動を与えています。
公募、選考委員会により決定。
<平成18年11月6日制定>



市木 紅葉 (もみじ)

平成7年2月、国の名勝に指定された「九年庵」の紅葉(もみじ)は、神埼市のシンボルとなっています。
公募、選考委員会により決定。
<平成18年11月6日制定>



告 白

Katsuki

香月塗装店

代表香月 香磨

取扱業務

- ・塗装工事
- ・防水工事
- ・シーリング工事

神埼町本堀 2766-1
TEL 0952-52-7839
FAX 0952-60-7013

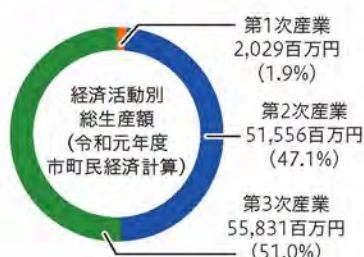
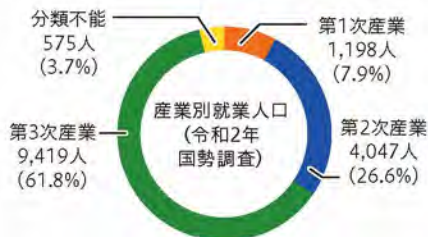
神埼市の沿革

これまで、我が国では、明治22年の市町村制の制定によるいわゆる「明治の大合併」で全国71,314町村が15,859市町村へ、昭和28年に施行された町村合併促進法による「昭和の大合併」では、さらに3,472市町村へと、二度にわたる大合併を経験しています。

神埼郡においても、明治の大合併で11町村になり、さらに昭和の大合併で6町村になりました。そして「平成の大合併」により神埼町、千代田町および脊振村の3町村が平成18年3月20日に合併し、神埼市が誕生しました。

産 業

神埼市においては、就業者総数15,239人(令和2年国勢調査)のうち、商業・運輸通信業・サービス業などの第3次産業に従事する人が多く、その比率は61.8%になり、次いで製造加工業などの第2次産業従事者が26.6%、農林漁業などの第1次産業従事者の割合は7.9%となっています。



超高压圧送を得意とする
エキスパート 集団

コンクリートポンプ圧送機/土木工事・産・左官工事一式

福 有限会社 福建工業

神埼市神埼町尾崎 4169-106
TEL(0952)52-5582
FAX(0952)53-6235

告 白



有限会社

環境開発センター

TEL 0952-52-2729

営 業 品 目

- 事務所、店舗、飲食店の可燃ごみ
- 各種産業廃棄物運搬及び処分
- 各種廃棄物リサイクル
- 有機肥料製造、販売

本社 佐賀県神埼市神埼町志波屋1738-1
E-mail: kankyo.k.c@umwelt.co.jp



(社)日本下水道管路管理業協会会員

環整工業

有限
会社

TEL 0952-52-2718

営 業 品 目

- 各種排水管洗浄、詰まり改善
- 側溝、水路清掃
- 水処理施設保守点検
- 排水管、下水管点検調査

本社 佐賀県神埼市神埼町志波屋1738-1
E-mail: kansei.k@umwelt.co.jp

SAGA 2024

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

国体から
国スポへ、

新名称での
初開催は佐賀県

国体の愛称で親しまれてきた国民体育大会が、2024年から「国民スポーツ大会」へと名称が変わります。佐賀県では1976年に開催された若楠国体から48年を経て新しい大会「SAGA2024国民スポーツ大会」が開催されます。

神崎市では国スポ4競技、全障スポ1競技が開催予定です。

国スポ(正式競技)

剣道

日程 2024/9/28(土)～9/30(月)

会場 神埼中央公園体育館

ハンドボール

日程 2024/10/10(木)～10/14(月)

会場 神埼中央公園体育館
佐賀県立神埼高等学校体育館
トヨタ紡織九州クレインアリーナ
小城市芦刈文化体育館
吉野ヶ里町文化体育館

国スポ(デモンストレーションスポーツ)

フライングディスク

日程 [予定]2024/7/7(日)

会場 日の隈公園グラウンド

いごてだま

日程 [予定]2024/7/14(日)

会場 神埼中央公園体育館

全障スポ(オープン競技)

ブラインドテニス

日程 2024/4/6(土)～2024/4/7(日)

会場 神埼中央公園体育館

開催準備の状況や市の取り組みを発信しています。



神崎市
SAGA2024
公式
Instagram

お問い合わせ

SAGA2024国民スポーツ大会
神崎市実行委員会事務局
(神崎市教育委員会国民スポーツ大会推進課内)
☎0952-37-1331

広告



松尾建設株式会社

代表取締役社長 松尾 哲吾
常務執行役員 佐賀支店長 山崎 茂広

〒840-8666 佐賀市多布施一丁目4番27号
TEL (0952) 24-1181 FAX (0952) 23-4211
URL <http://www.matsuo.gr.jp>



神崎市 ふるさと納税



神崎市ではより多くの魅力を発信していくため、平成28年10月にふるさと納税の返礼品の見直しを行い、現在も、随時拡充しています。

また、ふるさと納税ポータルサイトを拡充しており、簡単にふるさと納税ができます。

懐かしい神崎、新しい神崎、皆さまにより多くの“かんざき”を感じていただける様々な返礼品を用意しています。

ふるさと納税制度の主旨をご理解いただき、神崎市のPRのためにも市外在住のご家族、知人の方へぜひお知らせください。

皆様から寄せられたご厚意は、神崎市のまちづくりに活用されます。ご理解とご協力をお願いします。



ふるさと納税とは？

生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域への「寄附」です。

制度を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないかという想いのもと「ふるさと納税」は導入されました。



神崎市ホームページ <https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/6015.html>

ふるさと納税ポータルサイト 各サイトはQRコードからご覧いただけます。



ふるさとチョイス



さとふる



楽天ふるさと納税



ふるなび



ANA



ふるさとパレット



au PAY



セゾン



JAL



ふるラボ



マイナビ

ふるさと納税に関する
お問い合わせ先

神崎市役所 ふるさと納税推進室
☎37-0121

✉furusato@city.kanzaki.lg.jp

お礼の品は他にも多数用意しています。
詳しくは

ふるさと納税 神崎市 で検索！

広 告

優秀な加工技術。万全の品質管理。



株式会社 原ノ町鉄工

ISO 9001 取得

[営業時間] 8 : 30 ~ 17 : 30

〒842-0056

佐賀県神崎市千代田町境原 787

TEL 0952-44-2309





日の隈公園キッズパーク

日の隈山は、奈良時代、太宰府への通信施設として設置された烽火跡です。西は、多久市の二子山、東は鳥栖市の朝日山と繋がり、外国からの使者などの来訪を煙を上げて伝えていました。春には桜が咲き、自然豊かな公園です。

令和4年3月19日に日の隈公園が愛称「日の隈公園キッズパーク」として開園しました。九州ではまだ導入事例が珍しく、佐賀初となるインクルーシブ遊具を導入した公園です。



かんざき公園巡り

豊かな自然と充実した施設で、楽しく余暇を過ごせます



インクルーシブ遊具

全ての子どもが「自分らしく」遊ぶことができるインクルーシブの複合遊具です。

※インクルーシブとは、日本語に訳すと「包括的な」「包み込むような」という意味になります。

車イスの高さの砂場

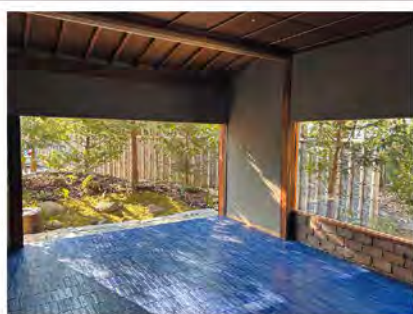
スタンドタイプの2種類の高さの砂場を設置することによって、車イスに乗ったまま砂場遊びを楽しむことができます。



セーフティタイプのブランコ

姿勢の維持が難しい子どもたちのためのセーフティタイプの背もたれが付いたブランコです。

広 告



庭
づ
く
り

景
色
づ
く
り

ま
ち
づ
く
り

徳島景画

TOKUSHIMA KEIKAKU
佐賀県神埼市神埼町志波屋 2166-1
Tel: 0952-53-1758 HP: tokkaku.com



舗装土工事一式



有限会社日高建設

神崎市千代田町迎島 1397
☎0952-44-3686
FAX 0952-44-3140



高取山公園

高取山の斜面を利用した遊具が配置され、自然の中で思いっきり遊べる公園です。全長約200mのローラー滑り台や草スキーをはじめ、テニスコートや展望台などを持つ、山を生かした公園です。

所 脊振町広滝下、県道21号線近く

開花情報

4月上旬 桜(山桜)

4月中旬 桜(八重桜)、花ミズキ、木蓮、ミツバツツジ

9月中旬 キンモクセイ

12月下旬～1月上旬 サザンカ、ツバキ

※このほか、いろいろな草花も季節により咲きます。
開花は、気候等によりずれることもあります。



次郎の森公園

人々の憩いの場、水と緑のあるふれあいの場として利用されています。また、次郎の森公園には明治34年に田手川と筑後川の合流地点に作られた水門(埧水門)が復元されています。

所 千代田町快樂、県道15号線近く



広 告



株式会社 ナンキュウ

[事業内容] コンクリート圧送業、設備、点検、板金塗装



～人は宝・人を創る・人に継ぐ～



〒842-0015

佐賀県神埼市神埼町尾崎 2038-2

TEL 0952-52-5351

FAX 0952-51-1787

E-mail: nankyu@leaf.ocn.ne.jp





仁比山公園

脊振山に源を発し、町の中央を流れる城原川の清流を活かし、この辺り一帯は町の人々の憩いの広場「仁比山公園」として整備され、明治時代までそうめん造りの主役だった水車群も復元されました。水辺には、遊歩道も整備されています。また、春は桜の名所として、初夏にはアジサイが見ごろとなり、夏は公園内を流れる城原川に涼を求める人々で賑わいます。

所 神埼町仁比山、県道21号線近く

城原川親水公園「水辺の楽校」

ふれあい広場・自然散策路・観察池等を備えるこの公園は、「身近な遊び場」「憩いの場」「教育の場」として利用されています。また、毎年8月に開催される「城原川ハンギーマつり」の会場としても活用されています。

所 千代田町上直鳥
千代田支所・千代田町福祉センター西側



横武クリーク公園

6haにおよぶ昔ながらのクリークを生かした公園です。公園の中には、「くど造り」と呼ばれる家屋を復元した「葦垣の館」が建っています。「くど造り」は佐賀を代表する民家の構造で上から見た形が「くど(かまど)」に似ていることから名付けられました。家の中には、当時の農村の様子が再現されており、中に入ると何か懐かしい感じがして、タイムスリップでもしたような気になります。

所 神埼町横武



広 告

ミヤチ空調

代表 宮地 大輔

空調・一般衛生設備
【設計施工・保守管理】

- ・二級管工事施工管理技士
- ・東部水道技術者
- ・排水設備工事責任技術者

〒842-0107 神埼市神埼町鶴 512-1

TEL 0952-53-1529
FAX 0952-53-3446

夢の遮熱塗料・シンカー

～屋上・屋根に塗って涼しい塗料～

暑さ対策 + 効果の継続 = 省エネ対策



施工前



施工後

お気軽にお電話ください

株式会社 ハットリ工業

〒842-0015 佐賀県神埼市神埼町尾崎3810

TEL/0952-52-2222

メール/info@hattori-k.net

HATTORI
NEW CONSTRUCTION
<http://www.hattori-k.net/>





かんざき歴史散歩

九年庵
および周辺



神
埼
市
ガ
イ
ド

春

の
九
年
庵



国の名勝九年庵は、明治時代につくられた、佐賀の実業家伊丹弥太郎の別荘と庭園です。九年の歳月をかけて築かれた園内は、モミジなど様々な樹木で彩られています。

みずみずしいモミジや苔の新緑がまぶしい九年庵は、園内すべてが緑に染まっています。



秋

の
九
年
庵

微妙に色あいの異なる幾種類もの紅色が紡ぎだす紅葉のグラデーションは、絶品。秋の九年庵は、庭園とまわりの山々がひとつに溶けあって、まるでそこだけ別世界のような美しさです。じゅうたんを敷き詰めたような苔の緑とのコントラストも見事です。

九年庵周辺情報



1 愛逢橋(仁比山公園)

仁比山公園内にある城原川の頭上に架かる木製のトラス橋、水辺には、遊歩道も整備されています。

2 仁比山地蔵院

本尊の千手千眼観世音菩薩像は九年庵公開中に半開帳されます。

3 伊東玄朴旧宅

シーボルトに学んだ幕末の医者・伊東玄朴が21歳頃に建てた旧宅です。玄朴は種痘の導入など近代医学の父として知られています。

4 仁比山神社

九年庵と隣接し、春の新緑、秋の紅葉がとても見事です。12年に1度、大御田祭が開催されます。



広 告



日本工業規格認証取得工場

背振生コン株式会社

〒842-0201
佐賀県神埼市脊振町広滝 3135-1

TEL(0952)59-2331
FAX(0952)59-2332

一般土木工事一式
土砂運搬・重機運搬
産業廃棄物収集運搬業

有限会社 貞島運送

代表取締役 貞島 成善

〒842-0012 神埼市神埼町横武 192 番地 3
TEL:0952-52-3736 FAX:0952-52-6331



草場電設

- 電気設備工事
- 空調・給排水衛生設備工事
- 設計施工



神埼町本堀 2598-12

TEL 0952-52-5456



王仁博士顕彰公園

日本に初めて漢字と儒教を伝えたとされる、百済の王仁博士(わにはかせ)を顕彰する公園が2018年8月5日、竹原地区に開園しました。



所 神埼市神埼町志波屋813-6

時 午前9時00分～午後5時30分(6月～8月は午後7時まで) 入園料・駐車料金 無料

休 毎週火曜日・年末年始 問 商工観光課 商工観光係 ☎0952-37-0107

神埼市神埼町竹原地区にある「鰐(わに)神社」には「王仁天満宮」という石祠が祀られています。この石祠は、5世紀初めごろ、応神天皇に招かれて、百済から多くの技術者をつれて渡来し、日本に初めて漢字の手本である「千字文(せんじもん)」と儒教の原典である「論語」を伝えた、王仁博士を祀ったもので、歴史浪漫を感じられる石祠です。神埼市では、この王仁天満宮の石祠を「古事記」や「日本書紀」にも登場する王仁博士の歴史遺産として捉え、韓国との文化的な交流活動などを行うとともに、隣接する吉野ヶ里歴史公園との連携により、古代よりつながる日本と韓国の歴史浪漫を感じられる新たな観光施設として王仁博士顕彰公園を整備しました。公園内の「情報交流館」では、王仁博士の功績をはじめ、古代朝鮮半島と神埼のつながりについて映像を通して学ぶことができます。



鰐神社境内にある 王仁天満宮の石祠

日本に初めて漢字の手本である「千字文(せんじもん)」と儒教の原典である「論語」を伝えた、王仁博士を祀ったものです。



くだら 百済門

王仁博士顕彰公園入口の百済門は、韓国霊岩郡の支援により建造され、神埼市と霊岩郡の友好の証として後世に受け継がれる公園のシンボルです。



しょうよう 鍾繇千字文碑

千字文の一字ずつを日本と韓国の方々に揮毫していただき、その文字を有田焼の磁器質の陶板に焼き付けて制作されています。

広 告

MARUSHIN

建造物解体工事業
土木工事請負事業
産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物中間処理業
リサイクル事業

<http://marushin-kaiatsu.co.jp/>

株式会社 丸信開発工業

〒849-0914 佐賀市兵庫町大字西瀬 1677-6

TEL:0952-33-1308
FAX:0952-33-2636

○建設業許可
佐賀県知事 許可(般-4)第7086号

○産業廃棄物許可証
中間処理業(佐賀県)許可番号 04121001032号
収集運搬業(佐賀県)許可番号 04101001032号
収集運搬業(福岡県・長崎県・大分県)許可番号 001032号

YNOKI

株式会社 八起建設

建設業許可 | 佐賀県知事 許可(般-4)第9891号

本 社

〒849-0922
佐賀市高木瀬東 5 丁目 16-21

TEL 0952-33-2181
FAX 0952-33-2636

株式会社 五大

〒842-0202 佐賀県神埼市青嶺町大字鹿路1060番地

TEL 0952-51-9017
FAX 0952-59-2215

営業項目

一般貨物運送事業
産業廃棄物収集運搬
重機運搬及び建設資材運搬
真砂土販売・運搬

建設業許可 佐賀県知事 許可(般-2)第10361号

長崎街道



原岡家住宅

明治時代の精錬業を営んだ原岡家の住宅で、神埼宿の中で最も古い住宅建築です。長崎街道に面し、白壁と本瓦が当時の繁栄を物語ります。



櫛田宮

皇室領荘園「神崎荘」の総鎮守として、中央と密接な関係を持った神社で、櫛田姫命・須佐之男命・日本武命を祭神としています。「神埼」地名の発祥の地と伝えられる「櫛山」や肥前鳥居・中世の多くの古文書が残り、太神楽・締元行列が奉納されるみゆき大祭が2年に一度行われます。

櫛田宮石造肥前鳥居



佐賀県
重要
文化財

櫛田宮参道に建つ1602年に建立された石造の鳥居です。基部が大きくなる柱と笠木と鳥木が一体となるなど肥前地方独特の鳥居です。

木戸ロ

神埼宿は、宿場の東西入口に木戸が設けられ、厳重に出入りが管理されていました。西木戸は、宿場の西はずれ城原川を渡る手前に、東木戸は国間橋が架かる川のそばに置かれ、上部に跳ね上げる構造の木戸でした。



ひのはしら一里塚



ひのはしら一里塚は、長崎街道に現存する唯一の一里塚です。頂上部にいぼ地蔵が祀られたことで、築山が現在まで当時の姿を保っています。ひのはしらの名は、櫛田宮の朱塗りの鳥居が建っていたことより、この名が付いています。

歴史のひとコマひとコマに立ち会う気分

広告



株式会社 毛利工務店

代表取締役 毛利康博

【業務内容】

住宅リフォーム工事(全般)
給排水汚水工事
浄化槽設備施工
住宅設備機器販売

〒842-0007 佐賀県神埼市神埼町鶴 3635-1

TEL(0952)53-6064
FAX(0952)53-6074

オープンケース・冷凍冷蔵
設計施工・冷暖房・保守点検

24時間対応

(有)笠原空調サービス

神埼市千代田町大字嘉納 994-18

☎ 34-6056
FAX 34-6233

左官業

中園建左

左官工事

外構工事

エクステリア工事

神埼市神埼町鶴 3636-1

TEL 0952(52)3538
FAX 0952(52)3529





吉野ヶ里遺跡 とその他

国指定
史跡

姉川城跡

中世に低平地に築かれた堀に囲まれた環濠集落の構造を持つ城館跡です。中世の農村集落と領主・武士の発生・成立過程を見ることができる貴重な遺跡です。

所 神埼町姉川

吉野ヶ里遺跡

集落の発生とクニへと拡大・発展する弥生時代社会の様子を見ることのできる大変貴重な遺跡です。現在、国営吉野ヶ里歴史公園として整備され、邪馬台国を想像できる遺跡として多くの見学者が訪れています。

この遺跡は、工業団地開発に伴う埋蔵文化財発掘調査の成果などから、弥生時代の約600年という長い期間を通して小さなムラが大陸の文化を取り入れ、やがてクニの中心集落へと発展する過程を教えてくれる極めて学術的価値の高い遺跡であることがわかりました。なかでも弥生時代後期の環濠集落跡はわが国でも最大規模のものであり、中国の史書「魏志倭人伝」に記された邪馬台国の様子を彷彿とさせるものとして全国的に注目を集め、国の特別史跡に指定されています。

所 神埼市・吉野ヶ里町の市町境

国指定
特別史跡

わが国最大規模の
弥生時代の環濠集落

教養の豆知識

文化財って？

文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれてきました。そして、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産です。

このため国は、文化財保護法に基づき重要なものを国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物等として指定、選定、登録しています。

現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方で、保存修理や防災施設の設置、史跡等の公有化等に対し補助を行うことで文化財の保存を図っています。また、文化財の公開施設の整備に対し補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするなど文化財の活用のための措置も講じています。

さらに、国を代表する文化遺産の中から顕著な普遍的価値を有するものをユネスコに推薦し、世界文化遺産への登録を推進しています。



文化庁HP「文化財」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>)の内容を引用・編集・加工して作成



旧古賀銀行神埼支店

旧古賀銀行神埼支店は、大正3年に舟木右馬之助が設計し、竣工しました。建物は、洋風外観の木造モルタル作りで、2階建てに見えますが、内部は全て吹き抜けとなっており、太陽光が多く入る造りとなっています。昭和8年の金融恐慌で銀行が解散し、その後、産科医院、歯科医院として使用されていましたが、廃院後の平成13年には、国の登録文化財に指定されています。また、22世紀に残す佐賀県遺産にも認定されています。

所 神埼町三丁目、旧長崎街道沿い

佐賀県
天然
記念物



白角折神社の楠

平安時代から櫛田神社・高志神社と三所大明神の一つとして崇められてきた神社。境内の大楠は、根回り27m、樹齢1000年を越え、昔から御神木として崇拝されてきました。

所 神埼町朝日、水車の里から西へ

下村湖人生家

「次郎物語」の作者として知られている下村湖人の生家です。明治時代の初期に移築され、この家で湖人が幼少期を過ごしました。昭和45年下村湖人生家保存のため、下村湖人生家保存会によって買収、修復されました。また、平成9年から10年にかけて、傷みのひどくなった瓦や屋根を「瓦一枚募金」によって修復されました。

所 千代田町崎村



神埼市
重要
文化財



神埼市
重要
文化財

脊振の眼鏡橋

明治24年につくられた高さ14m、長さ20m、幅6mの石造りの橋。脊振峽に映えて、がっちりと絶壁に誇り、100年以上に亘る脊振町の発展を支えてきた屈指の名橋です。

所 脊振町広滝・鹿路



水車の里

神埼町仁比山地区では、江戸時代から大正時代にかけて一級河川「城原川」からの豊かな水量を利用した60基に及ぶ一大水車群により、農業用水の確保はもちろんのこと、精米、麦や蕎麦の製粉などが行われていました。この歴史的景観を保存、復元(水車8基と水車小屋2棟)を行っています。路地を入ると、3つの水車を横に並べたような外観が特徴の「水車の里遊学館」があり、各地の様々な水車の形と働きを知ることができます。

所 神埼町小淵、県道21号線沿い



教養の豆知識

文化財の種類・指定・選定・登録

文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義しています。これらのうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。文化財の指定・選定・登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うとされています。

また、無形文化財、無形民俗文化財では、指定のほかに記録作成等の措置を講ずべきものを文化庁長官が選択し、その記録の作成に努めています。ほかに、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。

国が指定等を行った文化財の件数は時代の変遷や新発見、学術的な調査研究の進展等に応じて、着実に増加しています。それらの文化財については、その種類に応じて、現状変更等に一定の制限が課される一方、修理等に対する国庫補助を行うなど、保存及び活用のために必要な各種の措置が講じられています。



文化庁HP「概要」(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/>)の内容を引用・編集・加工して作成

特集

かんざき
快適生活案内

かんざき年中行事

伝統のお祭りや楽しいイベントに出かけよう



1月
睦月

百手祭

神埼市指定重要無形民俗文化財

1月の第4日曜日に神埼町横武地区の乙竜神社で行われる「百手まつり」は、豊作や健康など、1年の運勢を1人5本の矢で3種の的を射て占う祭りです。大的に当たると「良いことがある」、紙的に当たると「家内安全」、菱的に当たると「豊作になる」と伝えられています。



吉野ヶ里ロードレースin神埼市

毎年1月の第4日曜日に吉野ヶ里歴史公園とその周辺で行われます。2km、4km、10kmのコースがあり、毎年子どもから大人まで多くの参加があります。



2月
如月

大島の水かけまつり

千代田町大島地区が約250年以上前から受け継いできた伝統行事です。地区の若者たちが豊作や無病息災を祈り、2月の厳寒の中、締め込み姿でクリークの水を掛け合い、身を清めます。この1ヵ月後の3月、若者達は福岡県の英彦山神社に“英彦山詣で”に出かけます。



姉の七福神



千代田町姉地区に家内安全と豊作を願って約300年前から続く伝統行事。姉地区では寿老人、福祿寿、弁財天の代わりに「じい」「ばあ」「嫁」が入り、「宰領人(先導人)」を加え、8人になっているのが特徴です。



4月
卯月

御田舞

佐賀県指定重要無形民俗文化財

12年に1度、申年の4月初申の日から13日間にわたって仁比山神社で行われる「大御田祭」に奉納される。古式豊かな田打ちや田植えの所作が続き、最後は勇壮な「鬼舞」で締めくくられます。平安時代に始まったとされ、日本古来の田に関する神事芸能の系統をひく、芸能史上きわめて重要な位置を占めています。



太神楽

佐賀県指定重要無形民俗文化財

2年に1度、櫛田宮の春の例祭に奉納される獅子舞です。県内に伝わる太神楽の代表的なもので、邪気を払う信仰に基づいた神事芸能として価値あるものです。



広告

明るいガラス張りの工場は、歴史を知っていただけるミュージアムや見学通路を併設。化粧品をつくる工程がご覧いただける「みせる工場」として、皆様に安心・安全をお届けします。



東洋ビューティ株式会社 佐賀工場

神埼市千代田町柳島 694-1

TEL0952-44-4800 FAX0952-44-5600



🎌 締元行列

神埼市指定重要無形民俗文化財

締元行列は、神埼町の櫛田宮のみゆき大祭に供奉される行列で、地元町民により伝承されています。「太神楽」(県重要無形民俗文化財)を先頭に、「締元行列」が続き、最後尾には、5台の御神輿が続き、行列は数百メートルにも及びます。



🎌 わんぱくまつり

自然豊かな高取山公園で地元と都市の交流のため、毎年8月に開催しています。子ども向け等イベントを通じ、大人も子どももひとつになって楽しめます。フィナーレの花火大会では、山あいの谷間に響き渡る音と美しさで観客を魅了します。



5月
皋月

🎌 神埼そうめん祭り

390年の伝統を誇る神埼特産の「神埼そうめん」の美味しさを広く知っていただくよう、毎年5月のゴールデンウィークに、神埼そうめん協同組合により吉野ヶ里歴史公園でそうめん流しを中心としたイベントが開催されています。



7月
文月

🎌 長崎街道かんざき宿場まつり

長崎街道神埼宿の面影を残す神埼町中心部で行われるお祭り。当日は街道沿線が歩行者天国になり、市民による総踊りや子どもたちによる演奏、コンサートなどが催されます。



8月
葉月

🎌 城原川ハンギーまつり

神埼市を流れる城原川を舞台に、ヒシを掴む時に用いるハンギー(木製のタライ)を漕いでタイムを競うレースをはじめ、水と親しむプログラムが盛りだくさんです。



9月
長月

🎌 崎村獅子舞、小森田女浮立

千代田町崎村地区にある冠者神社で奉納される芸能。本来は、50年ごとに行われる秋の大祭の折に奉納されていましたが、今は伝承保存のため5年ごとに奉納されています。獅子舞は、2匹の獅子と2人の「めずり」と呼ばれる者とのやりとりが見所。女浮立は、天衝舞と笛の役を除き、他の全てを幼児から60歳代までの地区の女性達で行うのが特徴です。



10月
神無月

🎌 高志狂言

佐賀県指定重要無形民俗文化財

千代田町高志地区の人々が約200年以上前から受け継いできた伝承芸能の高志狂言。明治初期に途絶えたといわれる鷲流狂言の秘曲「半銭」は、貴重なものです。



11月
霜月

🎌 脊振不動明王「採燈大護摩供」

毎年11月3日に脊振神社で開催されます。山伏と信者が火渡りによって燃えた炭の上を歩き、煩惱や邪悪なものを焼払うもので、古の神事を今に再現したものです。家内安全、無病息災、豊穰などを祈ります。



飲食の豆知識

食べ物と日本の四季

食べ物にはいちばんおいしくて栄養たっぷりの時期、「旬(しゅん)」があります。

「旬」とは自然の中でふつうに育てた野菜や果物がとれる季節や、魚がたくさんとれる季節のことで、食べ物によってその時期は違いますが、いちばんおいしくて栄養もたっぷりです。旬のものを食べることで、自然のめぐみや四季の変化も感じてみましょう。

また、お正月や特別な日に食べる料理にも「旬」が関係しています。

旬の食べ物

春 … 菜の花、イチゴ、アサリ、タケノコ



夏 … キュウリ、トマト、アジ、スイカ



秋 … サツマイモ、カキ、サンマ、栗



冬 … ハクサイ、ミカン、ブリ、ダイコン



農林水産省HP「子どもの食育～食べ物と日本の四季～」より加工編集して作成(https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/learn/seasons1.html)



米

粒が大きく、もちりした食感のさがびよりや、ほどよい粘りと優れた味わいの夢しずく、また、冷めてもほどよい粘りと甘みがある天使の詩、つやつやとし、コクのある旨味があるさがひのひかりなどを生産しています。

ピーマン

脊振山系の綺麗な水に恵まれ、夏場の涼しい気候を生かして栽培しているピーマンです。品種は「サララ」そのさわやかな名前のように、クセや苦みが少なく、ほんのり甘いのが特徴です。



特集

かんざき
快適生活案内

神埼ブランド

自然環境に恵まれて豊かに実る農産物

農産物

アスパラガス

アスパラガスに含まれる「アスパラギン酸」は、疲労回復に効果的です。また、野菜の中でも比較的たんぱく質が多く、高血圧を予防するといわれるフラボノイド色素のルチンが穂先に多く含まれます。鉄分も多いのでたいへん栄養価の高い野菜です。九州一の生産高を誇ります。



ナス

光沢のある紫黒色が特徴のナス。紫色の皮に含まれる色素成分「ナスニン」や「フラボノイド」は、ガンや動脈硬化を予防するなど薬効に優れています。果肉が柔らかいと好評の「佐賀ナス」は、ハウス栽培が中心の大型の中長ナスで、太陽の光をたくさん浴びたキラリと艶のある一品です。



しいたけ

脊振山の麓にいだかれた脊振には、しいたけなどの山の幸がいっぱいです。



広告

主食用精米ライン

安全と品質管理へのこだわり。
お米を安全に品質管理し精米します。

ライスセンター乾燥調製

人に、環境にやさしい仕上げ
個別乾燥方式を採用したライスセンター

◆ 主食用白米（家庭用・業務用）

◆ 佐賀県産ヒヨクモチ玄米・白米

◆ 各種加工用原料米



株式会社

増田米穀

神埼市神埼町竹 3981-1

お気軽にお問い合わせください。

TEL 0952-53-4741

FAX 0952-53-4805

<http://www.masudabeikoku.co.jp/>



小ネギ

鮮やかな緑色と、独特の香りで食欲を増進させてくれる小ネギ。この香りの成分硫化アリル化合物「アリシン」という成分は、ビタミンB1の吸収を高める働きがあるので、疲労蓄積を防ぐなど様々な効果があります。

菱の実

千代田の秋の風物詩として知られる菱の実とり。ハンギーと呼ばれる大きなタライに乗って、一つひとつ摘み取ります。菱の実はウォーターマロン(水果)とも言われ、主に塩ゆでして食べますが、栗に似た独特の風味を持ち、味は淡白で美味です。



神埼あーさい

アブラナ科の新野菜「神埼あーさい」は、県内では初めて本格栽培を行い、新たなブランド名で特産品にしようと取り組んでいます。シャキッとした食感とほのかな辛味が特徴です。

イチゴ

イチゴらしい姿がとても美しく、糖度が高く上品な甘さの「さがほのか」、平成31年に生産が始まった新品種「いちごさん」が生産されています。



愛情いっぱい
甘さいっぱい
ほのかに酸っぱい
「さがほのか」

<https://katsuki-farm.com/>

株式会社香月農園
香月さんちのいちご畑
TEL 0952-44-4626
〒842-0062 佐賀県神埼市千代田町柳島 1959
FAX 0952-44-4351

神埼市の
いいものがあります!



物産販売所

高取山公園 わんぱく館



所 脊振町 高取山公園内
☎ 0952-51-9020
時 (4月~10月)9:00~18:00
(11月~3月)9:00~17:00
休 第2・4水曜日(祝日の場合は翌木曜)、
その他臨時休園あり

かんざき 遊・学・館

所 神埼情報館内
☎ かんざき 遊・学・館
0952-53-8587
神埼市役所 商工観光課
0952-37-0107
時 (4月~10月)9:00~18:00
(11月~3月)9:00~17:00
休 第1、第4月曜日
その他臨時休館あり



広告

百田種苗農材(株)
神埼町本郷3180-18
☎(0952)52-2371

ハウスビニール・各農業資材・
農薬・肥料・野菜種子など
プロの農家用から家庭用まで
幅広く取り扱ってます

定休日:第2・第4日曜
営業時間:9:00~18:30
(4月・9月は休みなし)



加工品



神崎めん懷石

神崎から新しい麺の風。地元素材にこだわり、神崎伝統のそうめんを使った新しい魅力の「神崎めん懷石」。



神崎そうめん

喉ごしのよさとコシの強さが持ち味で、2006年には「地域ブランド第1号」として認定されました。夏は冷やしそうめん、冬はゆうめんで、1年を通じて美味しく食べていただけます。

神崎そうめんコロッケ

小さく砕いて衣にしたそうめんはパリッとして、中の方にも、地元産のじゃがいも、人参、玉ねぎなどにひき肉等と一緒にそうめんが入っています。



神崎桑菱茶

市民の健康維持に寄与することを目的に作られました。神崎市産の和桑葉・和菱外皮を100%使用しており、健康茶として飲みやすいと評判です。

ひしぼうろ

西九州大学、神崎市菓子組合と神崎市が共同で開発し、菱の形をかたどったユニークな形をしています。

干し柿

秋に収穫した柿をむいて、1ヶ月ほど干すと甘い干し柿のできあがり。



広告

神崎宿場茶屋
神崎市神崎町神崎611 TEL 0952-53-3040

まんえい堂
よいおこわや
0120-410508
※携帯・自動車電話・PHSからもご利用になれます。
神崎市神崎町神崎604
TEL 0952(53)4598/FAX 0952(53)3694

株式会社
神崎 M&M コーポレーション

ふるさと納税協力事業
神崎桑菱茶販売事業

〒842-0015
神崎市神崎町尾崎 3760 番地
TEL.0952-65-1811
<https://kanzaki-mm.com/>



民芸品

尾崎人形

13世紀末、蒙古の人が伝えたと言われる土の温もりがある素朴な人形。ホーホーと哀愁のある音色が特徴です。



焼き物



日の隈窯

日の隈山のふもとで、尾崎の土を使い季節の草花を和紙に描き染めた焼物。

所 神埼町尾崎4555-1
☎ 53-3018



脊振陶房石

脊振山の土を掘り、脊振山の薪で焼いた脊振の焼物。

所 脊振町服巻4708
☎ 59-2971



元工房

シンプルで美しくホッとするもの…急須にこだわり作陶。

所 脊振町広滝1303-1
☎ 59-2284



弥兆窯

吉野ヶ里の丘に続く志波屋の地で、ひとつひとつ丁寧に作陶。

所 神埼町志波屋1858
☎ 65-5199

スポーツチーム



ハンドボールチーム・

トヨタ紡織九州レッドトルネードSAGA

市内に本拠地を置き、日本ハンドボールリーグに所属する実業団ハンドボールチームです。

「市民応援デー」などの企画も行っていますので、試合にもぜひ足を運びみんなで応援しましょう！

飲食の豆知識

注目しよう！食べ物のこと

安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうひきげん)」や「賞味期限(しょうみきげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんてんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。



結婚新生活支援事業 新規

夫婦として新生活を始める世帯を対象に、住居費用(家賃、引っ越し代等)を補助します。

補助対象者

- 令和5年3月1日以降に婚姻し、夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下
- 夫婦ともに補助対象となる住居に住民登録のうえ居住している
- 夫婦の所得を合わせて500万円未満
- 夫婦の双方又は一方が就業している など

対象経費

- 住宅購入、リフォーム費用
- 賃貸住宅契約時の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- 引越し費用(婚姻後、同居のために引越した際に引越業者または運送業者へ支払った費用)

補助金の額

- 世帯あたり上限30万円
(婚姻日の夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合は60万円)

定住促進住宅取得補助金

定住を目的として神埼市内に住宅を取得された方に補助金を交付します。

補助対象者

- 定住を目的として神埼市内に住宅を取得される方
- 神埼市に10年以上の定住が誓約できる方 など

対象住宅の要件

- 居住部分の床面積が50㎡以上
- 住宅取得経費が200万円以上など

補助金の額

- ① 定額(基準額) 20万円
 - ② 加算額
- 脊振町又は千代田町東部地区に住宅を取得される方 30万円
 - 市外から新規に移住された方 10万円
 - 市内業者へ発注された方 5万円
 - 子ども1人あたり、乳幼児10万円、小学生又は中学生5万円、高校生3万円
 - 三世代世帯同居・近居された方 50万円
 - 新婚世帯同居・近居された方 50万円
 - 公共下水道事業拡大認可区域となつている地域内に住宅を取得される方で、自らの負担で浄化槽を設置する方

浄化槽人槽区分	限度額
5人槽	33万2千円
6~7人槽	41万4千円
8人槽以上	54万8千円

例えば...

親・子・孫の世帯が、市外から千代田町東部地区に新築住宅を市内の業者に発注して、移住する場合
 20万円(定額) + 30万円(千代田町東部地区) + 10万円(新規移住) + 5万円(市内業者発注) + 10万円(乳幼児) + 5万円(小学生) + 50万円(三世代同居) **合計130万円の補助が受けられます。**

広告

問い合わせ先

神埼市役所 総務企画部
企画課 企画係 ☎37-0102

若者応援家賃補助事業

市外からの転入または市内の実家から転居する若い世代に補助金を交付します。

補助対象者

- 申請年度の4月1日現在において、申請者またはその配偶者が40歳未満である方
- 賃貸借契約を締結し、家賃を支払う方
- 就業している方
- 神埼市に5年以上の定住が誓約できる方
- 市外から転入し、市内に住民登録した日から1年以内の方または、市内の実家から転居し、転居直前まで親と同一の住所に住民登録し、転居から1年以内の方など

補助金の額

家賃から住宅手当を控除した額×1/2(月額上限1万円)×最長24ヵ月

三世代・新婚世帯同居等

促進住宅リフォーム支援事業

子育て世帯または新婚世帯と親世帯が子育てや介護などで協力できる環境を整えることを目的とした、同居または近居住宅のリフォーム工事を行う方に補助金を交付します。

補助対象者

- リフォーム対象住宅に住民登録をしている方
※リフォーム工事完成後、速やかに住所を有する予定の方も含む
- 補助金の交付日から対象世帯同居または近居(同一小学校区内)を10年以上継続することを誓約できる方
- 対象工事に要する費用の合計が30万円以上など

対象工事

- 居住部分の増築
- 室内の改装、間取り変更
- 屋根、外壁の改修
- ペランダ、サンルームの増築
- フローリングや畳の取り替え
- 浴室、台所等の水回りの改修
- 玄関戸の取り替え など

補助金の額

対象工事に要する費用×1/3(上限50万円)

ESTATE SHINSEI

- 不動産賃貸・売買全般
- 住宅リフォーム・リノベーション

有限会社 **エステート神成**
免許番号 佐賀県知事(1)2542号

代表取締役
宅地建物取引士 廣木 誠

神埼市神埼町鶴 964-4

TEL.0952-53-2874
FAX.0952-53-2873

GART FACTORY STORE

土曜日・日曜日 10:00-17:00

842-0053

佐賀県 神埼市 千代田町 直島 1736-2

TEL 070-1989-2837



株式会社 弟子丸建設

神埼市千代田町下西 658-6

☎ **0952-44-2607**

弟子丸建設

Q 検索



神埼市空き家・空き地情報登録制度

「空き家・空き地バンク制度」

空き家・空き地(以下「空き家等」という。)の売買又は賃貸を希望する方から申込を受けた情報を公開し、空き家等の利用を希望する方に紹介する制度です。

登録者・利用希望者

空き家・空き地バンク制度を利用するためには、登録が必要となります。

- (登録者)空き家等の売買又は賃貸を希望する方
- (利用希望者)空き家・空き地バンク制度を利用し、空き家等の紹介を受けようとする方

登録期間

登録期間は2年間です。2年経過後、再度の登録は可能です。

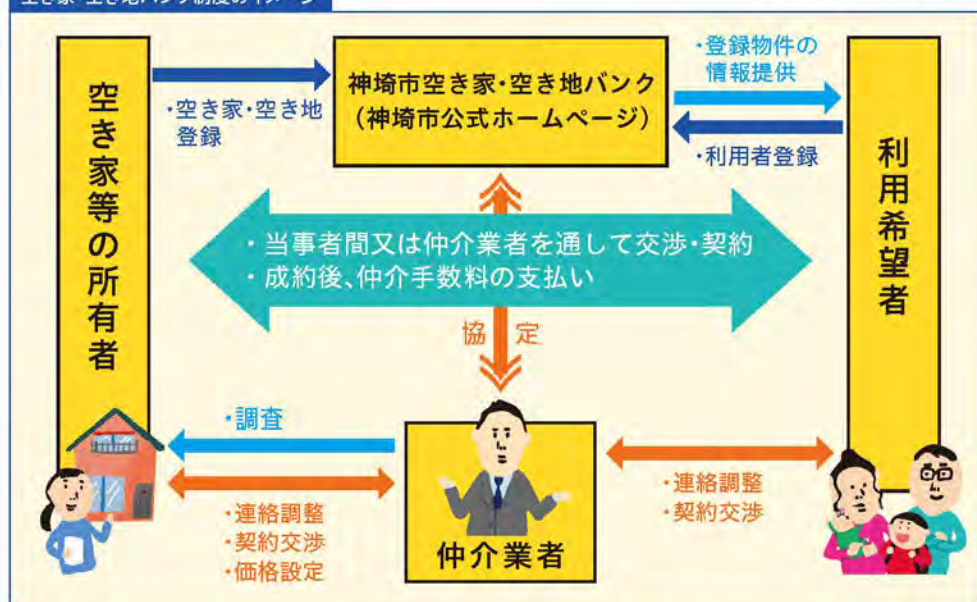
交渉・契約等

登録者と利用希望者との交渉及び売買、賃貸借等の契約については神埼市が協定を結んでいる仲介業者を介して行ってください。

その他

- 登録した空き家等の情報は市公式ホームページ等で公開します。
- 詳細な手続きについては、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱に基づきます。

空き家・空き地バンク制度のイメージ



神埼市空き家改修費助成事業補助金

神埼市内の空き家を有効活用することにより、神埼市への定住を促進し、地域の活性化を図るため、神埼市空き家・空き地情報登録制度(空き家・空き地バンク制度)を活用して、空き家を購入又は賃貸若しくは賃借した方が行う空き家の改修等に要する経費に対し、補助金を交付します。

補助対象者

- 1 空き家・空き地バンク制度に賃貸を目的とした空き家を登録し、入居者又は入居予定者が決定している方
- 2 空き家・空き地バンク制度に登録された空き家を購入又は賃借した方
- 3 市税等を滞納されていない方
- 4 暴力団員でない方
- 5 空き家に係る売買又は賃貸借が3親等内の親族でない方
- 6 改修した空き家に5年以上住んでいただける方

補助金の額

- 1 空き家の改修 経費の1/2(限度額50万円)
- 2 空き家を利用するための不要物の撤去経費の1/2(限度額10万円)

その他

- 1 空き家の改修及び不要物撤去に係る施工業者は神埼市内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限ります。
- 2 詳細な手続きについては、神埼市空き家改修費助成事業補助金交付要綱に基づきます。



広告

土木工事 / 外構工事 クレーン作業



株式会社 **G-step**
代表取締役 梅崎 修

神埼市神埼町城原 567 番 1
TEL0952-97-9972
FAX0952-97-9973
E-mail g-step@iaa.itkeeper.ne.jp

神埼市の 家具図鑑



住宅サッシ・硝子工事一式
エクステリア工事一式
建築板金工事一式
建築資材販売施工業

陣内サッシ店

株式会社 J・ベース

佐賀県
知事許可
(般-2)第12135号

〒842-0014 神埼市神埼町姉川2350
TEL (0952) 53-5345

神埼市の公共交通

神埼市巡回バス

神埼町・千代田町内の公共施設、医療機関、商業施設などのバス停を、時刻表に基づき運行しています。

運行ルート及び運行曜日

運行ルート	詳細	運行曜日
北部エリア	JR長崎本線より北側(東西2コース)	水曜日・土曜日
中部エリア	JR長崎本線と国道264号の間(東西2コース)	火曜日・金曜日
南部エリア	国道264号から南側(東西2コース)	月曜日・木曜日
神埼～千代田線	JR神埼駅と千代田支所の間	月曜日～土曜日

※全コース日曜日・祝日、年始は運休

運行便数

- 北部・中部・南部エリアの便数…午前中2便、午後2便
- 神埼～千代田線…3往復

利用運賃

- 大人(中学生以上):1乗車につき200円
- 子ども(小学生):1乗車につき100円 ※未就学児は無料
- 回数券:1,000円で100円券20枚綴り
200円で100円券4枚綴り
(巡回バス車内で販売しています)
(回数券の設定は予告なく変更となることがあります)

利用できる方

- 一人で乗り降りができる方

※介助される方が同行される場合は、一人で乗り降りできない方も利用出来ます。



※巡回バス、通学バス、予約型乗合タクシーや路線バスの詳細な運行情報と利用方法については、神埼市ホームページの掲載情報や、市内の全世帯に配布しました冊子をご覧ください。

利用方法はこちら <https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/11941.html>



NORARU

(のらる:予約型乗合タクシー)

神埼町・千代田町内において、自宅近くのバス停と目的地である駅や病院、公共・商業施設などの指定されたバス停間を、予約された時間帯に運行する乗合タクシーです。

運行エリア及び運行曜日

運行エリア	詳細	運行曜日
北部エリア	JR長崎本線より北側	月曜日・木曜日
中部エリア	JR長崎本線と国道264号の間	水曜日・土曜日
南部エリア	国道264号から南側	火曜日・金曜日

※全エリア日曜日・祝日、年始は運休

※エリア毎に目的地となる指定施設が異なります。

運行便数

- 指定施設方面(行き)5便:8時～14時台
- 自宅方面(帰り)5便:10時～16時台

利用運賃

- 大人(中学生以上):1乗車につき300円
- 子ども(小学生):1乗車につき150円 ※未就学児は無料
- 回数券:2,000円で150円券20枚綴り
400円で150円券4枚綴り
(NORARU車内で販売しています)
(回数券の設定は予告なく変更となることがあります)

利用できる方

- 神埼町、千代田町にお住まいで、一人で乗り降りができる方
- ※介助される方が同行される場合は、一人で乗り降りできない方も利用出来ます。

予約方法

運行時間帯の便をご確認のうえ、ジョイックス交通の予約センター(☎44-2342)に予約してください。なお、利用するためには事前に利用者登録が必要です。

広告

当社はお客様のことを第一に考え行動し、地域社会に貢献・信頼される企業を目指します。



JOIX Group

乗務員募集中

神埼市千代田町迎島547番地8



運送・物流の事なら

ジョイックスシステム

☎0952-44-5890



旅行やバスの事なら

ジョイックストラベル

☎0952-34-6776



タクシーのご用命は

ジョイックスタクシー

☎0952-44-2342



🚌 脊振町通学バス

脊振町内では、通学、通院や買い物等日常生活の移動手段として、時刻表に基づきバスを運行しています。なお、学生以外の方も利用できます。

運行ルート

- 脊振山麓線、鳥羽院線、倉谷線

運行便数

- 平日：5便、土曜日：2便(路線や季節によって便数が異なります)
※全コース日曜日・祝日、お盆、年末・年始は運休します。

利用運賃

- 1乗車につき100円
- 通学バス定期券(1ヶ月) 小・中学生：1,000円、保育園児：200円
※三瀬・神埼線路線バス通学フリー定期の利用可



🚖 ふれあいタクシー(予約型乗合タクシー)

脊振町内において、自宅近くのバス停と脊振交流センター間を、予約された時間帯に運行する乗合タクシーです。

運行曜日及び便数

- 運行曜日：毎週月曜日～土曜日
- 脊振交流センター(行き)3便：9時～14時台
- 自宅方面(帰り)4便：11時～16時台(土曜日は11時～15時台)
※日曜日・祝日、年始は運休

利用運賃

- 大人：1乗車につき300円
- 子ども(小学生・中学生)：1乗車につき150円 ※未就学児は無料
※三瀬・神埼線路線バス通学フリー定期及び脊振町通学バス定期の利用可

利用できる方

- 脊振町内にお住まいで、一人で乗り降りができる方
※介助者が同行される場合は、一人で乗り降りできない方も利用出来ます。

予約方法

運行時間帯の便をご確認のうえ、ジョイックス交通の予約センター(☎44-2342)に予約してください。なお、利用するためには事前に利用者登録が必要です。



🚌 三瀬・神埼線路線バス

佐賀市の三瀬支所～神埼町の横武バス停間を運行しています。J Rには「神埼駅前」バス停で、西鉄バスには「神埼駅前」～「横武」バス停間で乗り継ぎできます。

利用運賃

- 大人(中学生以上)：運賃表を参考
- 子ども(小学生以下)：大人運賃の半額
- 通学フリー定期
：1ヶ月…6,500円、3ヶ月…19,500円
(小学生～大学生・専門学校生対象)
※小学生以上と同乗の場合は1人につき幼児1人無料。
1歳未満の乳児は無料
※障がい者運賃割引有

🚗 その他の公共交通機関

西鉄バス

- ④⑥ 神埼線：佐賀～目達原～久留米
- ④③ 鳥栖神埼線：神埼～目達原～鳥栖
- ④⑤ 江見線：佐賀～江見～久留米
- 高速バス(長崎方面、北九州方面、天神方面、福岡空港、佐賀第二合同庁舎)

鉄道(J R長崎本線)

その他

バス停名称・位置について変更となることがあります。

ご利用の際は事前に最新情報のご確認をお願いいたします。



広告

Architect Building



総合建設業・鋼構造物工事業
株式会社馬場製作所
代表取締役 馬場 友幸

新築・増築
リフォーム
等

総合建設業
鋼構造物工事業

神埼市千代田町下板
295-1
TEL 0952-44-2287
FAX 0952-44-3188

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

私たちは持続可能な開発目標
(SDGs)を支援しています。

BABA SESAKUSHO Co.,Ltd



website

ハローワーク佐賀では、みなさまのより良い仕事との出会いをサポートできるよう、就職までのステップに合わせて次のサービスをご用意しています。(もちろんすべて無料)お気軽にお越しください！



STEP 1 自己分析・労働市場分析

仕事に関する様々な相談をお受けします。どのような仕事を選べばいいか迷っている方には、ご自身の興味・関心や職業経験の振り返りなどの自己分析のお手伝いをします。また、地域の労働市場に関する情報を提供します。

job tag

(職業情報提供サイト
(日本版O-NET))

色々な切り口から「職業情報」を検索できます。



STEP 2 条件決定

ご希望と実際の求人状況を踏まえて、就職に近づく条件設定のお手伝いをします。技能・技術を身につけたい方には、職業訓練(ハロートレーニング)に関する相談も行っています。



訓練情報
(佐賀労働局HP)



佐賀労働局訓練室
LINE公式アカウント



職業訓練の相談は 月～金 8:30～17:15

STEP 3 求人を探す

ハローワークの窓口で相談しながら希望条件に合った求人と一緒に探します。求人の内容や応募条件等、希望するうえで不明な点がある場合は求人事業所に確認します。

STEP 4 応募準備

履歴書・職務経歴書の書き方のアドバイスや添削、面接マナー等のアドバイスや模擬面接を行っています。また、就職活動に役立つセミナーを定期的に開催しています(*要予約)

STEP 5 応募

応募したい求人が決まればハローワークから求人事業所に連絡し面接日程調整を行ったうえで「紹介状」を発行します。求人票だけではわからないことや直接質問しにくいことも、ハローワークの職員が代わって問い合わせます。

STEP 6 採用！

*採用が決まったら、まず労働条件を確認しましょう。採用が決まった後でもご相談をお受けします。労働条件について疑問がある場合はそのままにせず、早めにハローワークにご相談ください。

ハローワーク佐賀の開庁時間(職業相談窓口)

〒840-0826

佐賀市白山2-1-15

職業相談第1部門 ☎0952-24-4362

職業相談第2部門 ☎0952-24-4362

専門援助部門 ☎0952-24-4510

職業相談窓口の業務時間

月・水・金 8:30～18:00 土 10:00～17:00

火・木 8:30～17:15

(日、祝日および年末年始(12/29-1/3)を除く。)

■職業相談には時間を要するため余裕をもってご来所ください。



ハローワーク佐賀

広 告

各種制御盤 設計・製作



ヤマグチ電機株式会社

代表取締役 山口 雄二

〒842-0055 佐賀県神埼市千代田町西269番地

TEL.0952-37-8858 FAX.0952-37-8878



公共の相談窓口

行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

0570-090110

この電話番号は、お近くの総務省行政相談センターきくみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターきくみにつながる場合があります。



総務省HP「行政相談の受付窓口」より加工編集して作成 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudanuketuke.html)

神埼市のホームページに神埼市内の求人情報を掲載しています！

詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方はハローワーク佐賀の紹介窓口へお問い合わせください。
ハローワーク佐賀 ☎0952-24-4362



これからハローワークをご利用になるみなさまへ

スマホで手軽に求職登録できます 《雇用保険受給手続きには「求職登録」が必要です》

※登録してから来所いただくと、
手続きの時間短縮につながります

①カメラでQRコード読み込み



※PC、タブレットも利用可能

◀ ハローワーク
インターネットサービス

②求職者マイページアカウント登録

③求職登録

④ハローワークの相談窓口でのご相談



神埼市以外の求人はこちらから検索できます

ハローワークインターネットサービス

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」を通じて、全国のハローワークで受け付けた求人を検索できます。
気になる求人情報があれば、ハローワークの窓口で相談や応募を申し込むこともできます。

■事業所の希望により、社名など一部が非公開の情報があります。



HWIS

検索

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

他にも、以下のようなサービスがあります



マザーズコーナー

月～金 8:30～17:15
(土、日、祝日および年末年始
(12/29-1/3)を除く。)

☎0952-41-4700



ヤングハローワークSAGA (佐賀新卒応援ハローワーク)

月～金 9:30～18:00
(土、日、祝日および年末年始(12/29-1/3)を除く。)
〒840-0826 佐賀市白山2-2-7 KITAJIMAビル2F
☎0952-24-2616

広告



アークレア株式会社

一緒にたくさん人を
募集しています！

一般貨物自動車運送事業
第一種貨物利用運送事業



〒842-0014
神埼市神埼町姉川 2161-1

TEL 0952-20-0975
FAX 0952-20-0976

金属切削加工

株式会社

さだ かね

貞包鉄工所

代表取締役 貞包 哲男

一緒にものづくりを始めて
みませんか？

神埼市神埼町田道ヶ里 1860-2

TEL (0952) 52-2135

FAX (0952) 52-0944



行政インデックス

Administrative Index



庁舎・公共施設案内

32

- 32 事務組織・機構
- 33 公共施設一覧
- 34 市役所本庁・支所の案内



市内施設図

40



広報・広聴

42

- 42 相談
- 43 行政相談
- 43 人権相談
- 44 消費生活相談
- 44 情報公開制度・個人情報保護制度
- 45 市報かんざき
- 45 市報・ホームページ有料広告



住民票・戸籍

46

- 46 住民登録
- 46 戸籍の届出
- 47 印鑑登録
- 47 本人通知制度
- 48 各種証明
- 48 パスポート申請・交付
- 48 市民課の窓口延長
- 49 社会保障・税番号制度<マイナンバー>
- 49 証明書コンビニ交付サービス



税金

50

- 50 税金
- 52 軽自動車税(種別割)の減免
- 52 地方税電子申告システム
- 53 公的年金からの特別徴収制度
- 53 高齢者(65歳以上)の障害者控除認定書の申請



保険・年金

54

- 54 国民健康保険
- 55 国民健康保険税
- 56 医療費の一部負担金の減免・徴収猶予
- 56 高額医療・高額介護合算制度
- 56 後期高齢者医療保険料
- 57 高額医療・高額介護合算療養費制度
- 57 後期高齢者医療の保険証をお持ちの方
- 58 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
- 58 国民年金



福祉

60

- 60 健やかな老後と生活支援
- 61 地域包括支援センター(おたっしや本舗)
- 62 介護保険料
- 63 心身に障がいのある方に
- 64 相談支援事業
- 65 障害者手当
- 65 佐賀県パーキングパーミット
- 65 ヘルプマーク
- 65 民生委員児童委員
- 65 生活にお困りの方
- 65 生活困窮者自立支援
- 66 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業
- 66 社会福祉協議会
- 66 シルバー人材センター



健康

67

- 67 健康診査・がん検診等・健康相談・特定保健指導
- 68 国民健康保険人間ドック検査費助成事業
- 68 不妊治療助成
- 68 高齢者インフルエンザ予防接種助成
- 68 保健施設
- 69 福祉関連施設



子育て

70

- 70 乳幼児
- 71 ベビー用品貸与
- 71 妊産婦産前産後ヘルパー派遣
- 72 子どもの医療費助成
- 72 小・中学生および高校生等医療費助成
- 72 児童手当
- 73 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成
- 73 保育園・認定こども園
- 74 神崎市ファミリー・サポート・センター
- 74 病児・病後児保育、一時預かり
- 75 子育て支援センター
- 75 小・中学校
- 75 指定学校変更、区域外就学の基準
- 75 就学援助制度
- 76 放課後児童クラブ
- 76 地域学校協働活動
- 76 ドリームパーク(神崎市放課後子供教室)





生活環境

77

- 77 ごみ
- 78 快適な環境づくり
(野外焼却自粛のお願い)
- 79 飼い犬の登録
- 79 犬・猫について
- 80 上水道・小規模水道等
- 80 し尿
- 81 下水道
- 81 合併浄化槽
- 82 市道
- 82 公有水面・里道
- 82 市営住宅
- 82 開発行為をされる方へ



商工業・ 農林水産業

83

- 83 商工業
- 83 神埼市企業連絡協議会
会員募集
- 83 農政に関すること
- 84 農村整備に関すること
- 84 野菜・花を作ってみませんか
- 84 農地に関すること
- 84 農業者年金
- 85 農業の相談は農業委員
および農地利用最適化
推進委員へ
- 85 農地の賃借料情報
- 85 農畜産業
- 85 林業
- 85 林道
- 85 水産業



文化・スポーツ

86

- 86 図書館
- 86 図書館利用案内
- 86 公民館
- 88 グラウンド
- 89 体育館
- 90 テニスコート
- 91 武道館
- 91 プール
- 91 文化施設
- 93 研修施設



安心・安全

94

- 94 火災が発生したら
- 94 古くなった消火器にご注意
- 94 救急・急病
- 94 FAXによる119番通報
- 94 防犯の心がけ
- 95 犯罪被害者等支援
- 95 空家等対策
- 95 交通安全対策
- 95 災害時の避難支援
- 96 災害への備え
- 97 避難時の注意
- 97 避難情報等
- 98 避難所
- 98 防災情報
- 99 震度と揺れなどの状況
(概要)/日頃の備え



議会・監査

100

- 100 議会
- 100 監査



選挙

101

- 101 選挙

広告

一般土木・舗装工事
株式会社 岡村建設
代表取締役 岡村良浩
〒842-0201 佐賀県神埼市青堀町広滝 1425-2
TEL 0952-59-2311 (代)

**リフォーム・増改築
ご相談下さい**

お家のお医者さん
七福住建
神埼市千代田町黒井 920-1
TEL 0952-44-2306

各種屋根塗装/鉄部・木部塗装
外壁・塀塗装/防水工事

建築塗装全般
松田塗装
お見積り無料

お気軽に
ご相談下さい

神埼郡吉野ヶ里町田手(伊保戸) 594-2
TEL・FAX 53-7741

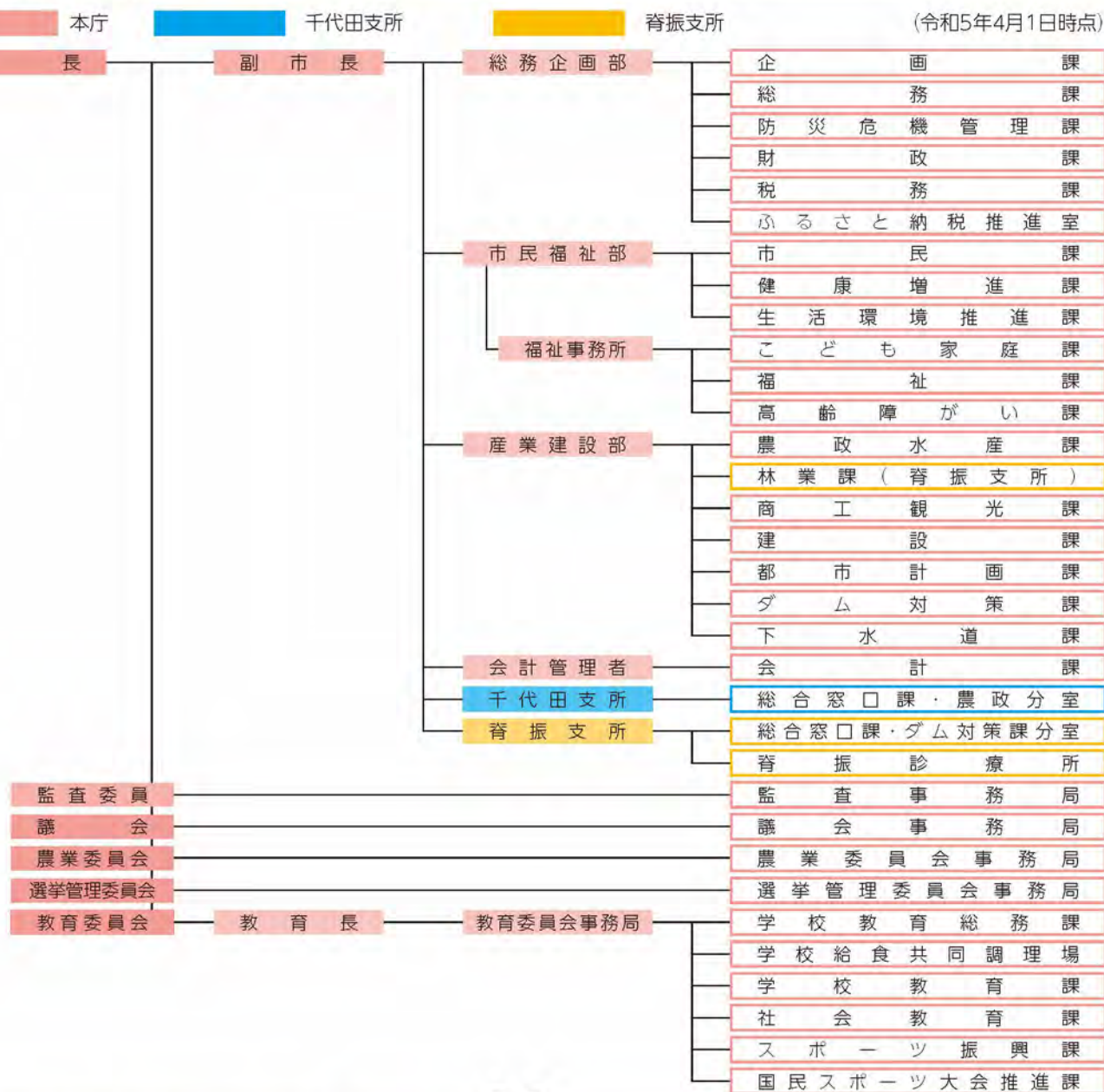


庁舎・公共施設案内

事務組織・機構



庁舎・公共施設案内



広告

新築・リフォーム
ご相談下さい!!

有限会社 **鳥谷工務店**
神崎市千代田町境原2121
TEL 0952-44-3796
FAX 0952-44-5597
携帯 090-3192-0479

土木建設業
株式会社 **内村建設**
神崎市脊振町鹿路 3953
TEL.0952-59-2445
FAX.0952-59-2474

～想いをかたちに～

株式会社 **柿本建設**
KAKIMOTO

土木工事一式

〒842-0015 佐賀県神崎市神崎町尾崎3784-3
TEL 0952-53-4855/FAX 0952-53-7211
E-mail: kakimoto-kensetsu@clock.ocn.ne.jp

公共施設一覧

公共施設名	電話番号 (0952)	所在地
●保健施設		
神埼町保健センター	51-1234	神埼町鶴3456-5
千代田町保健センター	44-2021	千代田町直鳥57-1
●福祉関連施設		
神埼市憩の家 仁比山温泉 もみじの湯	55-6267	神埼町的1724-1
千代田町福祉センター	44-3121	千代田町直鳥142
脊振町高齢者生活 福祉センター「そよかせ荘」	59-2227	脊振町広滝532-1
●公民館		
神埼市中央公民館	53-2325	神埼町鶴3388-5
千代田公民館	44-2731	千代田町直鳥166-1
神埼市脊振公民館 (神埼市脊振交流センター内)	59-2131	脊振町広滝555-1
●グラウンド		
日の隈公園グラウンド	53-0011	神埼町尾崎4390-2
神埼中央公園グラウンド	52-3750	神埼町鶴3456-1
千代田グラウンド	44-2731	千代田町姉1231-1
筑後川運動公園グラウンド	44-2731	千代田町迎島2765地先
脊振グラウンド	59-2131	脊振町広滝79-160
●体育館		
神埼勤労者体育館	52-3750	神埼町神埼454-3
神埼市B&G海洋センター	53-0011	神埼町尾崎4390-2
神埼中央公園体育館	52-3750	神埼町鶴3886
次郎体育館	44-2731	千代田町直鳥166-2
脊振勤労者体育館	59-2131	脊振町広滝592-2
●テニスコート		
神埼中央公園テニスコート	52-3750	神埼町鶴3377
千代田テニスコート	44-2731	千代田町直鳥166-1
脊振山村広場テニスコート	51-9020	脊振町広滝1405-1
●武道館		
千代田武道館	44-2731	千代田町直鳥942-3
●プール		
脊振観光プール	59-2131	脊振町広滝573

公共施設名	電話番号 (0952)	所在地
●公園・広場		
日の隈公園	53-0011	神埼町尾崎1353-2
神埼中央公園	52-3750	神埼町鶴3515
馬場川親水公園	37-3874	神埼町田道ヶ里2400-3
横武クリーク公園	37-3874	神埼町横武205-1
仁比山公園	37-3874	神埼町城原3711-1
王仁博士顕彰公園	65-3007	神埼町志波屋813-6
次郎の森公園	37-3874	千代田町渡瀬1606
直鳥クリーク公園	44-2198	千代田町直鳥535-1
城原川親水公園 「水辺の楽校」	37-3874	千代田町直鳥489-1地先
筑後川運動公園	37-3874	千代田町迎島2765地先
高取山公園	51-9020	脊振町広滝1472
長崎街道門前広場	37-0102	神埼町神埼444
●図書館		
神埼市立図書館	53-2304	神埼町鶴3456-5
神埼市立図書館 千代田分館 (神埼市千代田交流センター内)	44-3178	千代田町直鳥166-1
神埼市立図書館 脊振分館 (神埼市脊振交流センター内)	59-2048	脊振町広滝555-1
●研修施設		
仁比山公園キャンプ村	53-0011	神埼町城原3711-1
水車の里遊学館	37-3874	神埼町的1073-1
脊振久保山キャンプ場 ロッジ※1	37-3874	脊振町服巻2520-17
脊振山麓習遊館	59-2131	脊振町服巻873-5
鳥羽院山荘	59-2131	脊振町鹿路3496-1
●文化施設		
神埼情報館	37-1700	神埼町鶴3456-4
神埼市千代田文化会館 「はんぎーホール」	44-2051	千代田町直鳥57-1
脊振ふれあい館	59-2131	脊振町広滝547-8
●診療所		
神埼市国民健康保険 脊振診療所	59-2321	脊振町広滝555-1

※1脊振久保山キャンプ場ロッジについては、都市計画課で施設管理者の連絡先をご案内しています。

広告


株式会社 福地建設



安心 信頼 安全

ISO 9001:2015 842-0015
佐賀県神埼市神埼町尾崎 3248 番地
TEL:0952-53-5308 (代)
FAX:0952-53-5409
E-mail: kabu.fukuchi@magma.jp

広告


フクケン 株式会社

業務内容

- 土木事業 ■とび土工事業
- 石工事業 ■鋼構造物工事業
- ほね工事業 ■しゅんせつ工事業
- 塗装工事業 ■水道工事業

〒842-0015
佐賀県神埼市神埼町尾崎 3760 番地
TEL 0952-52-1937
FAX 0952-65-5932



市役所本庁・支所の案内

神崎市役所

神崎市役所 〒842-8601 神崎市神崎町鶴3542-1 ☎52-1111 (代表)



庁舎・公共施設案内

神崎市役所5つのコンセプト

- ◆市民サービスの向上に繋がる庁舎
- ◆人や環境にやさしい庁舎
- ◆市民の安全・安心を支える庁舎
- ◆まちづくりの拠点となる庁舎
- ◆経済性とのバランスを考慮した庁舎



眺望ラウンジ



議場



身体障がい者用駐車場

【1階】

市民の活動発表や展示をはじめとする各種イベントにも活用できる多目的スペースを配置し、市民交流スペースとしています。また、市民の皆さんの利用頻度が高い市民福祉部等の窓口を配置しています。

【2階・3階】

2階には産業建設部や教育委員会を配置しています。

また、3階には、市の安全・安心の拠点として、市長室・副市長室及び総務企画部を同一フロアに配置し、危機管理への迅速な対応に備えています。

【4階】

議会の独立性と議会での審議、調査研究に必要なスペースを確保し、議会関係施設を高層階の同一フロアに集約配置しています。

【その他】

各フロアには打ち合わせスペースや会議室を可能な限り配置しています。また、高齢者や障がい者だけでなく、子育て中の方など誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインを取り入れています。

広 告



**自然と共に、
未来を創造する。**

Muta

総合建設業

牟田建設株式会社

代表取締役 牟田 正明

本社 〒842-0103 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲 1756
TEL 0952-52-2355・FAX 0952-52-0400

**印刷の事なら
お任せ下さい！**

《取扱商品》
 ■名刺 ■はがき ■封筒 ■伝票(納品書・請求書・領収書など)
 ■フォーム印刷 ■DM ■チラシ ■ポスター ■パンフレット
 ■カタログ ■シール ■小冊子 ■カレンダー ■賞状 他

《特殊加工》
 ■ミシン ■マイクロミシン ■ナンバーリング ■箔押し
 ■穴明け 他

《印刷内容》
 ■オフセット印刷 ■オンデマンド印刷 ■大判出力 ■活版印刷 他

上記以外の内容でも、お気軽にご相談下さい。

株式会社 オオサワ印刷

〒842-0056 神崎市千代田町境原2519-1
TEL:0952-34-6411
 FAX:0952-34-6412
 E-mail: oosawa-p2@ace.ocn.ne.jp

部	課	係	業務内容	直通電話 (市外局番0952)	
総務企画部	税務課	市民税係	市県民税、法人市民税、軽自動車税、国民健康保険税	37-0114	
		資産税係	固定資産税、土地・家屋評価、字図、国土調査		
		納税1係	滞納整理、納税相談、市税・国保税収納		
		納税2係			
市民福祉部	市民課	戸籍係	戸籍、住民基本台帳、人口、旅券、在留関連事務	37-0120	
		総合窓口班	総合窓口(住民票・証明等発行、各種申請・届出受付)、印鑑登録・証明、マイナンバーカード業務	37-0116	
		国保医療係	国民健康保険、子どもの医療、小中学生および高校生等医療	37-0115	
		後期高齢年金係	後期高齢者医療、後期高齢者医療保険料、国民年金		
	健康増進課	健康増進係	健康診査、各種がん検診、保健指導、健康相談・教室、感染症、健康づくり	51-1234	
		母子保健係	妊婦・乳幼児健診、母子健康手帳、予防接種		
	生活環境推進課	生活環境係	畜犬登録、狂犬病予防、公害防止、下水道、墓地、改葬許可、清掃、し尿処理	37-0112	
	福祉事務所	こども家庭課	子育て支援係	児童福祉、母子・父子福祉、児童委員、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター	37-3873
			保育園・認定こども園係	児童福祉、保育園手続事務、保育園管理運営	37-3873
			西郷保育園	保育園運営、特別保育	
			仁比山保育園		
		ちよだ保育園	44-6941		
		福祉課	地域福祉係	社会福祉、地域福祉、民生委員、災害救助	37-0110
			生活福祉係	生活保護法・生活困窮者自立支援法にかかる事務、中国残留邦人等に対する支援給付事務	
		高齢障がい課	障がい者福祉係	障がい者福祉	37-0111
			地域支援係	地域包括支援センター運営、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業、高齢者福祉、介護保険、保健福祉事業	
			介護予防支援係	指定介護予防支援事業所	
会計	会計課	会計係	現金の出納・保管、収支命令審査、決算書作成、口座振替	37-0113	

産業建設部	農政水産課	農業水産振興係	米生産調整、農産物振興、畜産、水産振興、農業振興計画、資金等、有害鳥獣駆除	37-0117
		農村整備係	農村環境整備、農地整備、農業用施設、農業用水	37-0106
	商工観光課	商工観光係	商工業振興、中小企業、雇用労働、勤労者福祉、消費生活、観光振興、自然歩道、観光協会	37-0107
		企業立地・支援係	企業誘致、企業支援、基盤整備	
	建設課	建設管理係	道路台帳、法定外公共物、防災、用地	37-0103
		建築住宅係	市営住宅、住宅の耐震	
	都市計画課	建設係	道路・橋梁改良新設、土木災害、河川改修、急傾斜地	37-0103
		都市計画係	都市計画、土地開発、開発協議、公園等管理、駅周辺管理	
	ダム対策課	ダム対策係	城原川ダム事業についての国県からの情報収集・発信、国への事業推進要望、城原川ダム建設に伴う生活再建対策	37-0103
	下水道課	下水道係	公共下水道・浄化槽の計画、工務、維持管理	37-0105
		管理係	企業会計、負担金、使用料	
教育委員会	学校教育総務課	教育総務係	教育委員会、学校施設整備、教育財産管理、教育庶務	37-3591
	学校教育課	教育指導係	学校教育、学校支援・指導、就学支援、教科用図書	37-3592
	社会教育課	社会教育係	社会教育、放課後子供教室、放課後児童クラブ	37-3593
		文化財係	開発事前審査、文化財調査・保存、埋蔵文化財発掘調査	
	スポーツ振興課	歴史文化振興係	神埼情報館の管理運営、伊東玄朴顕彰、歴史まちづくり遺産、デジタルミュージアムの運営、神埼塾講座	37-3875
		スポーツ振興係	市民スポーツ振興、スポーツ推進委員、体育施設等の管理	
農業委員会事務局	国民スポーツ大会推進課	総務企画係	SAGA2024国民スポーツ大会に関すること	37-1331
		競技運営係		
農業委員会事務局	農政農地係	農政農地係	農業委員会、農地転用、農地の権利移動・貸借等、農業者年金、農地台帳	37-0108

広告

総合建設業



SONODA

園田建設株式会社

〒842-0015 佐賀県神埼市神埼町尾崎 2074-3

TEL(0952)53-4764

FAX(0952)53-4640

E-mail: ysonoda@po.saganet.ne.jp

有限会社 山義建設

代表取締役 山口 孝広

土木工事一式

盛土工事

解体工事



神埼市神埼町尾崎 3354

TEL(0952)53-5322

日本産業規格型取得工場 (建設番号 TC0808085)

大協コンクリート株式会社

本社

〒830-0072 福岡県久留米市安武町安武本3106

TEL(0942)26-2764(代) FAX(0942)26-3281

E-mail: a1564@mx7.tiki.ne.jp

神埼工場

〒842-0121 佐賀県神埼市神埼町志波屋1956

TEL(0952)52-9763 FAX(0952)52-5894

E-mail: daikyo@mx7.tiki.ne.jp

<http://daikyo-con.jp>

部	課	係	業務内容	直通電話 (市外局番0952)
総務企画部	企画課	企画係	総合計画、土地利用及び先行取得、土地開発公社、国際交流、広域行政、各種統計、地域交通、空き家・空き地、地域懇談会、市民協働、NPO	37-0102
		水源地域振興係	水資源、過疎計画、水源地域振興計画の審議	
		デジタル統括係	DXの推進、庁内電算機の管理運営	37-3594
	総務課	秘書広報係	秘書、区長会、地縁団体、広報公聴、地区担当、相談、人権同和、男女共同参画、自衛官募集、自衛隊家族会、防衛協会	37-0088
		総務係	議会招集、文書法制、公文書收受・発送、組織機構、情報公開、個人情報、行財政改革、行政評価	37-0100
		人事係	人事管理、給与、共済、研修、会計年度任用職員、人材育成	
	防災危機管理課	消防交通係	消防、交通安全、交通災害共済、防犯、消防団、犯罪被害者の方への支援	37-0104
		防災係	防災、国民保護、空家等対策	
	財政課	財政係	予算、地方債、交付税、決算統計	37-0101
		契約管財係	庁舎・公用車管理、公有財産の管理、契約、物品管理	
	ふるさと納税推進室	ふるさと納税係	ふるさと納税、観光移住、定住PR等、認知度向上	37-0153 (ふるさと納税 37-0121)

監査事務局	監査係	出納検査、定期監査、決算審査、その他の監査	37-0109
選挙管理委員会事務局	選挙係	選挙の執行・管理、選挙人名簿調製	37-0100

議会	議会事務局	議会係	本会議・常任委員会、記録、議員共済、議会広報	37-3596
----	-------	-----	------------------------	---------

神崎市中央交流センター

〔1階〕

正面玄関から西側に図書館、東側に多目的室を配置しています。図書館は神崎市立図書館の本館として整備しています。多目的室は子育て支援センター機能を千代田町保健センターで実施できない場合や住民検診時に利用します。

〔2階〕

健康診断や健康相談など、保健センター機能として神崎町保健センターを配置しています。また、ドリームパークや青少年育成市民会議などの事務室を配置しています。

〔3階〕

神崎市社会福祉協議会と県東部農林事務所にも事務室を貸し出しています。

(神崎市中央交流センター)

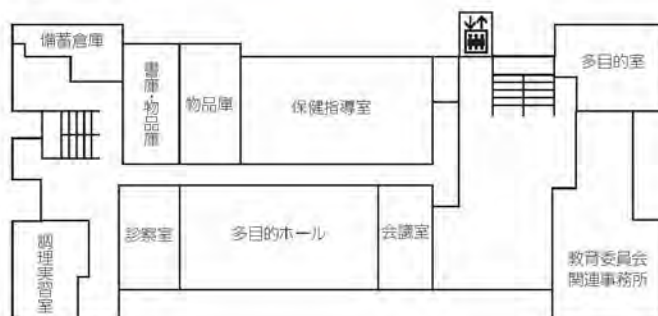


(神崎市学校給食共同調理場)



課	係	業務内容	直通電話 (市外局番0952)
委員会 教育	社会教育課 図書館	図書館運営、図書貸し出し、資料収集、読書推進事業	53-2304

課	係	業務内容	直通電話 (市外局番0952)
学校給食共同調理場	学校給食係	学校給食管理運営	51-4008



神埼市中央公民館

課	係	業務内容	直通電話 (市外局番0952)
委員会 教育	社会教育課 中央公民館	中央公民館の管理 公民館施設維持管理、施設利用申請 受付、公民館講座、自治公民館活動、 子どもクラブ活動	53-2325



(神埼市中央公民館)



神埼市千代田交流センター(千代田支所)

千代田支所 〒842-8502 神埼市千代田町直島166-1 ☎44-2111(代表)



神埼市千代田交流センター5つのコンセプト

- ◆市民サービスの向上に繋がる庁舎
- ◆人や環境にやさしい庁舎
- ◆市民の安全・安心を支える庁舎
- ◆千代田町の拠点となる庁舎
- ◆経済性とバランスを考慮した庁舎

課	係	業務内容	直通電話 (市外局番 0952)
	総務係	消防防災、交通安全、区長会、自衛隊 家族会、選挙、千代田支所会計事務	44-2111
総合窓口課	総合 窓口班	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種 証明書等発行、マイナンバーカード 業務、各種申請受付業務(主なもの) 国民健康保険、子どもの医療費助 成、小中学生及び高校生等医療 費助成、後期高齢者医療、国民年 金、畜犬登録、狂犬病予防、児童福 祉、母子・父子福祉、高齢者福祉、 障がい者福祉、介護保険	44-3071
農政水産課	分室	農業振興、有害鳥獣駆除、畜産、商工 観光、農業土木、水産業振興、農業委 員会事務、道路の維持、浄化槽事務、 公園管理、市営住宅、法定外公共物	44-2198
社会教育課	千代田 公民館係	公民館、社会教育、社会体育施設管 理	44-2731
	千代田分館 図書館係	図書館運営、図書貸し出し、資料収 集、読書推進事業	44-3178

1F

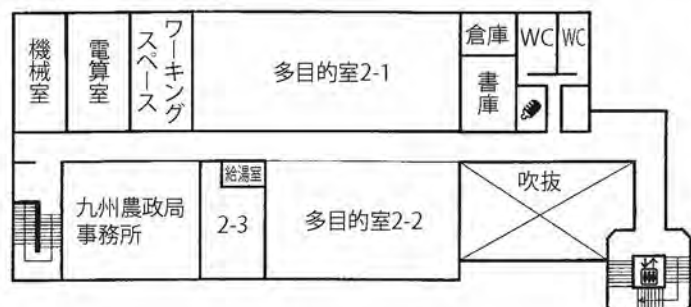


【1階(行政・図書館)】

千代田町の行政拠点として、総合窓口課、農政水産課分室、社会教育課(千代田公民館係、千代田分館図書館係)が配置されています。

図書館は、千代田分館として、図書館と読み読みの部屋や学習コーナーがあり、市民の学習の場や親子ふれあいの場、憩いの場となっています。

2F

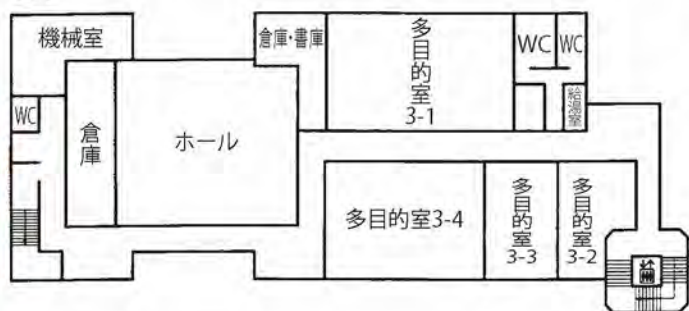


【2階(行政・公民館)】

千代田公民館として各種会議室(多目的室)を配置し、行政主催の会議のほか、市民活動団体による各種会議や研修会、講演会、学習活動、会合ができる場です。

3階は次ページ

3F



(千代田町保健センター)



課	係	業務内容	直通電話 (市外局番 0952)
健康増進課	母子 保健係	妊婦・乳幼児健診、母子健康 手帳、予防接種	44-2021
こども家庭課	子育て 支援係	子育て支援センター業務、 ファミリー・サポート・セン ター業務	44-4908

【3階(公民館)】

千代田公民館として多目的室を配置し、文化活動や健康教室など、各種サークル活動ができる場です。

また、ホールは、映像や写真、スライドを利用し、市民の教育効果の向上やミニコンサート、各種発表会、パブリック・ビューイング等に利用できます。

【4階(行政・市民交流)】

行政の防災監視や市民の景観眺望など、市民の憩いの場となっています。

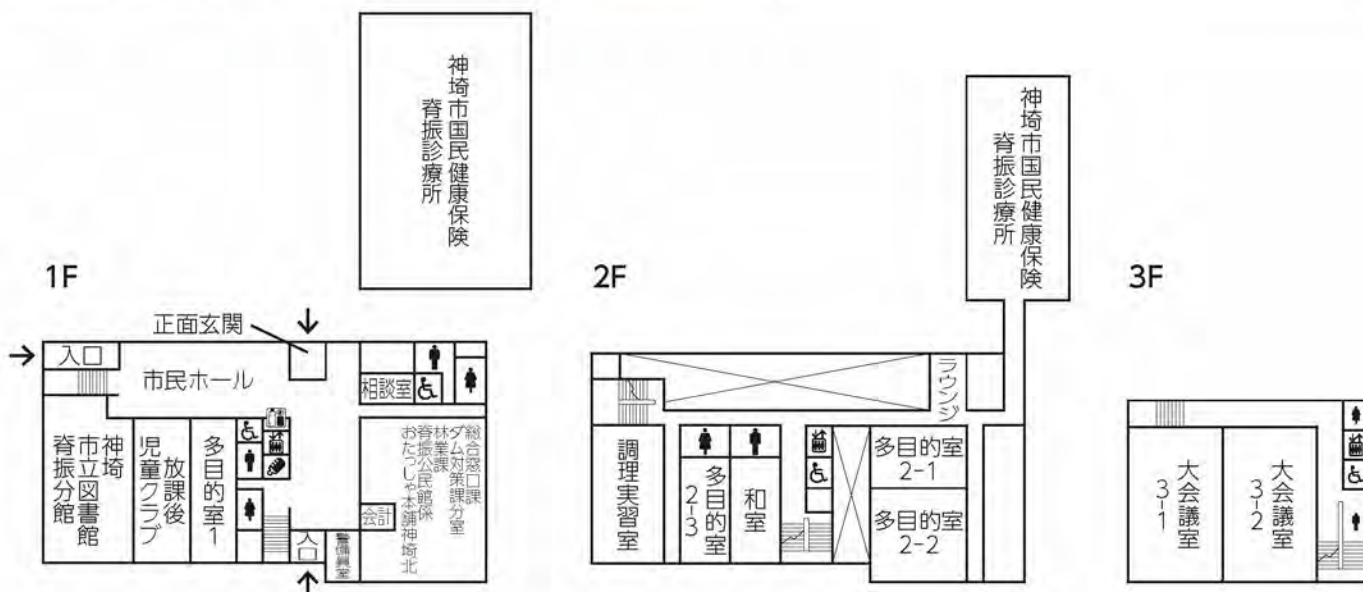
(千代田文化会館 はんぎーホール)



係	業務内容	直通電話 (市外局番 0952)
千代田文化会館管理係	千代田文化会館の管理	44-2051

神崎市脊振交流センター(脊振支所)

脊振支所 〒842-0292 神崎市脊振町広滝555-1 ☎59-2111(代表)



神崎市脊振交流センター5つのコンセプト

- ◆ 市民サービスの向上に繋がる施設
- ◆ 人や環境にやさしい施設
- ◆ 市民の安全・安心を支える施設
- ◆ 脊振町の拠点となる施設
- ◆ 経済性とバランスを考慮した施設



市民ホールの天井や、施設内の床には脊振の木材が多く使用されており、木のぬくもりが感じられる施設です。また、LPガスを用いた非常用発電機を備えており、停電時にも電力の供給が可能です。



庁舎・公共施設案内



▲市民ホール



▲大会議室



▲調理実習室

課	係	業務内容	代表電話(市外局番0952)
総合窓口課	総務係	消防防災、交通安全、区長会、自衛隊家族会、選挙、脊振分室会計事務	59-2111
	総合窓口班	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、各種証明書等発行、マイナンバーカード業務、各種申請受付業務(主なもの) 【国民健康保険、子どもの医療費助成、小・中学生及び高校生等医療費助成、後期高齢者医療、国民年金、畜犬登録、狂犬病予防、児童福祉、母子・父子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、介護保険、簡易水道】	
ダム対策課分室	ダム対策分室係	城原川ダム対策	59-2131
林業課	林業振興係	市有林の管理、民有林育成指導、林道、治山、保安林	
社会教育課	脊振公民館係	学校教育、放課後児童クラブ、公民館、社会教育、学校施設管理、社会体育施設管理	59-2321
脊振診療所	内科・歯科	診療所運営	

広 告



有限会社 宮地工建

佐賀県知事許可(般-28)第8774号
知事許可(屈-14)第610号特例浄化槽工事業者

〒842-0201 佐賀県神崎市脊振町広滝1012-19
TEL 0952-59-2466 (代)
TEL・FAX 0952-59-2246

建設業

株式会社 松本組

佐賀県神崎市脊振町広滝 1186-1
TEL:0952-59-2235
FAX:0952-59-2240
E-mail: hidesi-m@po.saganet.ne.jp

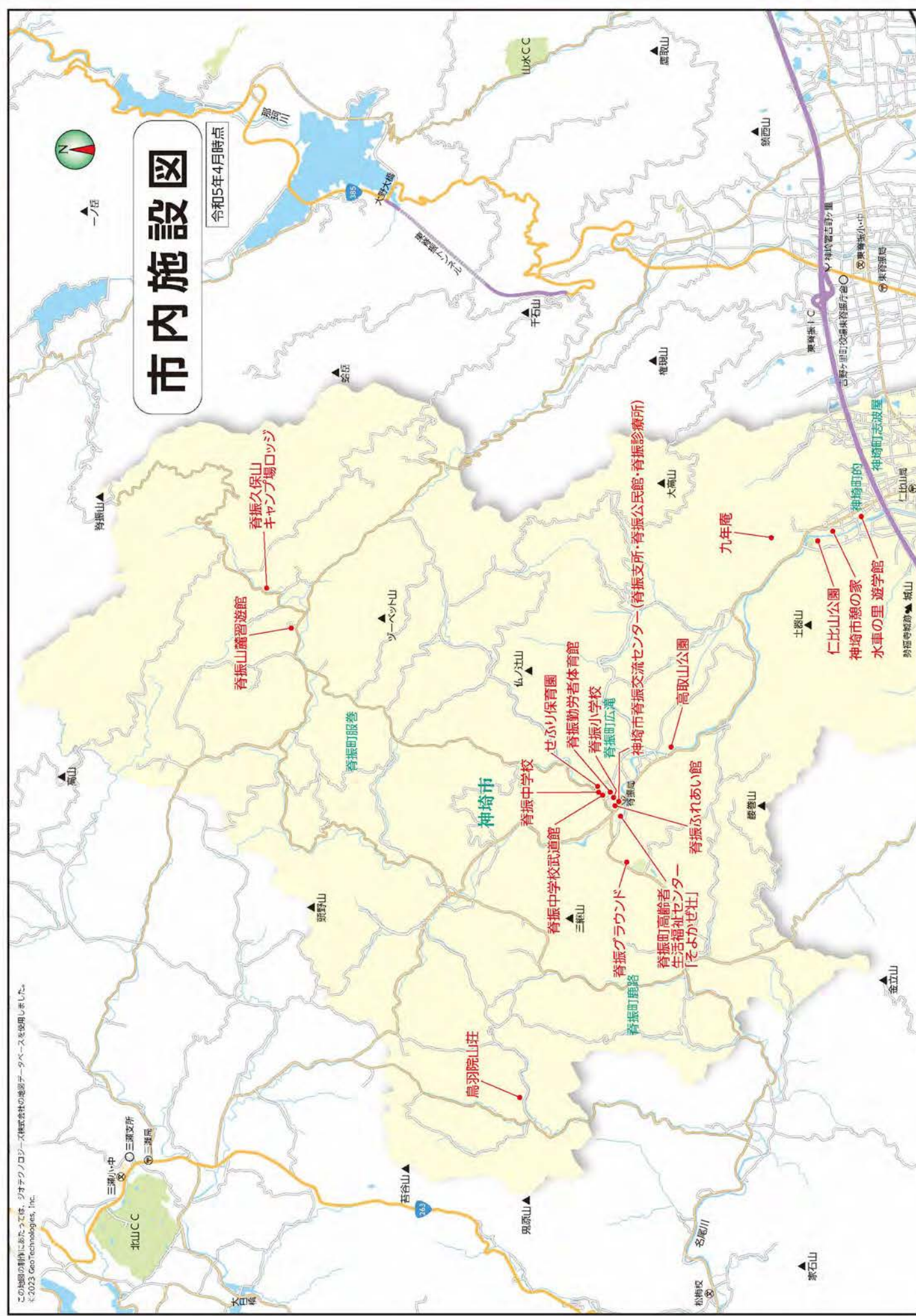


地域の皆様
の為に!

ISO 9001:2015
認証取得登録



市内施設図



この地図の制作にあたっては、ジオデフノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
© 2023 GeoTechnologies, Inc.



広報・広聴

相談

市民の皆さんのお悩みやお問い合わせに対応するため、さまざまな相談窓口を開設しています。詳しくは、担当までお問い合わせください。

相談名	日 時	内 容	問い合わせ先 ※市外局番 0952	
行政相談 人権相談	(神埼) 第3月曜日、13:00～16:00 (千代田) 第2火曜日、13:00～16:00 (脊振) 第2金曜日、9:00～12:00	国の行政機関や政令で定める法人の業務に関する苦情・要望 人権に関わる困りごとや心配ごとなど	神崎市役所 総務課 秘書広報係	37-0088
			千代田支所 総合窓口課 総務係	44-2111
			脊振支所 総合窓口課 総務係	59-2111
くらしの相談	(神埼) 第1金曜日、10:00～12:00 (千代田) 第2金曜日、10:00～12:00	遺言、相続、土地の境界、離婚、 農地転用など ※相談対応は行政書士の業務 範囲内で実施	神崎市役所 総務課 秘書広報係	37-0088
			千代田支所 総合窓口課 総務係	44-2111
司法書士相談	第3木曜日、10:00～12:00 ※予約制(一人30分、4人まで) ※原則神崎市内在住の方	相続・遺言、登記、成年後見、多 重債務など ※相談対応は司法書士の業務 範囲内で実施	神崎市役所 総務課 秘書広報係	37-0088
女性のための 相談室	8月～2月 第3水曜日、13:30～16:30	性別による差別、夫婦や子どもな ど家庭内の心配ごと、夫や恋人か らの暴力の悩み、セクハラのこと 、男女問題や離婚問題など	神崎市男女共同参画ネットワーク	44-2925
			神崎市役所 総務課 秘書広報係	37-0088
消費生活相談	毎週火・金曜日、9:00～15:00 (12:00～13:00を除く)	悪徳商法や訪問販売の契約トラ ブルなど	神崎市役所 商工観光課 商工観光係	37-0107
家庭児童相談 母子父子自立支援 相談	月～金曜日、9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	家庭での子どもに関する悩みごと 、児童に関する問題、母子父子家庭 、寡婦の方の自立支援のための相談	神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係	37-3873
DV相談	月～金曜日、9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	配偶者等からの暴力や悩み、心 配ごと	神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係	37-3873
子育て相談	月～金曜日、9:00～16:00	子育てに関する相談なら何でも	神崎市子育て支援センター (千代田町保健センター内)	44-4908
妊娠・出産・子育て に関する相談 ★	月～金曜日、9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	妊娠期からの母子保健に関する 相談・マネジメント業務	神崎市子育て世代包括支援センター (健康増進課内)	51-1234
教育相談	月～金曜日、8:30～17:15	小中学生の教育、不登校、いじ めなどについて	神崎市教育委員会 学校教育課 教育指導係	37-3592
いじめ・体罰・悩み 等相談室	月・木曜日、8:30～17:15 相談電話 52-5622	学校生活や家庭生活の中での 心配ごとや悩みごと(児童・生 徒や保護者)	神崎市教育委員会 学校教育課 教育指導係	37-3592



相談名	日時	内容	問い合わせ先 ※市外局番 0952	
税務相談	月～金曜日、8:30～17:15	税務に関する相談	神埼市役所 税務課	37-0114
発達障がい児(者)専門相談	第4月曜日、10:00～17:00 ※予約制(一回50分)	発達障がい、またはその疑いのある方、その家族などからの相談	NPO法人 それいゆ	37-0250
身体障がい者相談	偶数月第2火曜日、 10:00～12:00	身体障がい者の方を対象とした相談	神埼市役所 高齢障がい課 障がい者福祉係	37-0111
生活の総合相談	月～金曜日、9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	仕事や生活のことでお困りの方、借金でお悩みの方、その他さまざまな生活全般のことでお困りの方のための相談	神埼市生活自立支援センター (千代田町福祉センター2階)	97-6730
介護相談	月～金曜日、8:30～17:15	介護に関する相談	神埼市役所 高齢障がい課 地域支援係	37-0111
無料法律相談	奇数月第3木曜日、13:30～16:30 ※予約制(一人30分、6人まで)	弁護士による法的な相談	神埼市社会福祉協議会本所 (脊振町高齢者生活福祉センター内)	59-2227

★は新規の項目です。

行政相談

総務省では、国などの行政に対する苦情、意見・要望を受け付け、行政運営の改善などに結びつける業務を行っています。

困りごとがあるがどこに相談してよいかわからない、関係機関の説明に納得できない、こうして欲しいなど、お困りのことがありましたら、お気軽にご利用ください。

市では、3人の方が総務大臣より行政相談委員として委嘱されています。

相談は無料で、秘密は守られます。予約は不要です。

とき(原則)	ところ	問い合わせ先
第3月曜日 13:00～16:00	神埼市役所	総務課 秘書広報係 ☎37-0088
第2火曜日 13:00～16:00	千代田支所	総合窓口課 総務係 ☎44-2111
第2金曜日 9:00～12:00	脊振支所	総合窓口課 総務係 ☎59-2111

人権相談

法務省では、国民の基本的な人権が侵犯されないように監視し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権の擁護・救済業務を行っています。

毎日の生活の中でお困りのことなどがありましたらご相談ください。差別、いじめ、体罰、虐待など人権に関わる問題全てが相談の対象となります。

市では、8人の方が法務大臣より人権擁護委員として委嘱されており、日頃から地域の中で人権擁護に関する活動を積極的に行われています。

相談は無料で、秘密は守られます。予約は不要です。

とき(原則)	ところ	問い合わせ先
第3月曜日 13:00～16:00	神埼市役所	総務課 秘書広報係 ☎37-0088
第2火曜日 13:00～16:00	千代田支所	総合窓口課 総務係 ☎44-2111
第2金曜日 9:00～12:00	脊振支所	総合窓口課 総務係 ☎59-2111

また、人権による相談は、下記でも受け付けています。

- ・佐賀地方法務局 ☎0952-26-2148
- ・子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ・インターネットによる相談 <https://www.jinken.go.jp>



消費生活相談

神崎市役所 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

◆消費生活

「こんなことで相談など…」とあきらめることはありません。皆さんがお求めになった商品やサービスについての疑問や不審、または訪問販売のトラブルなど、お気軽にご相談ください。

◆クーリングオフ制度

基本的に店舗以外の場所で購入契約をした場合、一定の条件の下で理由のいかんを問わず、無条件で契約解除ができる制度です。

契約した日を含めて8日以内に書面で解除通知を出すことが必要です。また、契約書などの管理をしっかり行いましょう。まずはお相談ください。

消費トラブルに関するご相談は…
県または市町の消費生活相談窓口へ！

◆佐賀県の窓口

くらしの安全安心課：アバンセ3階／
佐賀市天神3丁目2-11

相談専用ダイヤル ☎0952-24-0999

毎日(12月29日～1月3日を除く)

9:00～17:00

*土・日・祝日も受け付けます。

◆消費生活相談

とき(祝日を除く)		ところ・問い合わせ先	
毎週火・金曜日	9:00～12:00 13:00～15:00	神崎市 商工観光課	☎37-0107
毎週木曜日		吉野ヶ里町 (東脊振庁舎)	☎37-0350
毎週月・水曜日		みやき町 (三根庁舎)	☎(0942) 89-1655
第2・4火曜日		上峰町役場	☎52-2181
毎日	9:00～17:00	佐賀県消費 生活センター	☎24-0999

※神崎市以外での実施分は、事前に確認をお願いします。

情報公開制度・個人情報保護制度

神崎市役所 総務課 総務係 ☎37-0100

市では、より開かれた市政の実現と公正な市政の運営の確保を図るため、情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。

◆情報公開制度とは？

市が持っている公文書等の開示をどなたでも求めることができる制度です。この制度により開かれた市政を進め、市民参加型の市政を推進していくものです。

◆個人情報保護制度とは？

個人情報の収集、保管、利用、提供などの個人情報の取り扱いについて制限規定を設け、個人情報に係るプライバシーの保護を図ろうとするものです。

対象となる個人情報は、市が収集、保管、利用する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

広 告

半田法律事務所

弁護士 半田 望

(佐賀県弁護士会所属)

弁護士・中小企業診断士 江藤 豊史

(佐賀県弁護士会所属)

交通事故・借金問題・離婚・相続・
契約トラブル・事業再生・事業承継
など、法律及び経営に関するご相談
でお困り事がありましたら
お気軽にご相談下さい

〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号
ニュー寺元ビル4F

TEL 0952-97-9292

(電話受付時間9:00～17:00)

<http://www.handa-law.jp>



市報かんざき

神崎市役所 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

市民の皆さんと市政を結ぶ「市報かんざき」を毎月1回、全世帯に配布しています。地域の話題や市からの大切なお知らせなどを掲載しています。

市が毎月1回発行(1日発行)する「市報かんざき」は、ホームページ上でも公開しています。また、神崎市以外にお住まいの方でも購読することができます。

市報・ホームページ有料広告

神崎市役所 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

企業のPRおよび神崎市の自主財源の確保を目的として、「市報」と「ホームページ」に有料広告を掲載しています。

1回の申し込みで6枠以上となる場合は、掲載料金を1割引しています。

◆掲載料金(月額/枠)

市 報		
サイズ		料 金
2色	縦 5cm×横 8cm	8,000円
	縦 5cm×横 17cm	15,000円
	縦10cm×横 8cm	15,000円
カラー	縦10cm×横 17cm	45,000円

ホームページ	
掲載位置	料 金
トップページ 最下部	5,000円



広報・広聴





住民票・戸籍

住民登録

神崎市役所 市民課 総合窓口班 ☎37-0116
千代田支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎44-3071
脊振支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎59-2111

あなたや家族の住んでいる住所を証明するものが、住民基本台帳(住民票)です。住所の異動があった場合には、届け出が必要となります。

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの
転入届	神崎市に転入したとき 転入した日から14日以内	●前住所地の転出証明書 ●住基カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●在留カードまたは特別永住者証明書(お持ちの方)
転出届	市外へ転出するとき 転出する日まで	●印鑑登録証(登録者のみ) ●国民健康保険証(加入者のみ) ●後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ●介護保険被保険者証(該当者のみ) ●子どもの医療費受給資格証(受給者のみ) ●在留カードまたは特別永住者証明書(お持ちの方)
転居届	市内で転居したとき 転居した日から14日以内	●国民健康保険証(加入者のみ) ●後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ●介護保険被保険者証(該当者のみ) ●子どもの医療費受給資格証(受給者のみ) ●住基カードまたはマイナンバーカード(お持ちの方) ●在留カードまたは特別永住者証明書(お持ちの方)
世帯変更届	世帯主の変更・分離・合併 変更があった日から14日以内	●国民健康保険証(加入者のみ)

※住民登録に関する全ての届出には、本人確認(代理人の場合は、代理人の本人確認)ができる写真付きの公的証明書(運転免許証など)が必要です。写真付きの証明書がない場合は、2つの証明書が必要です。(健康保険証・年金手帳など)※別途委任状等が必要な場合があります。

※転入届、転居届については、新しい住所に引っ越ししてからの手続きとなります。

※平成24年の住基法改正により、外国人住民の方も日本人と同じように、住所の異動届出が必要となります。

戸籍の届出

神崎市役所 市民課 総合窓口班 ☎37-0116
戸籍係 ☎37-0120
千代田支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎44-3071
脊振支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎59-2111

戸籍は、出生・死亡・婚姻・離婚などの個人の身分関係を証明するものです。届出は期日を守って正確にお願いします。他の届出については、窓口、電話などでお問い合わせください。

戸籍に関する全ての届出には、本人確認(代理人の場合は、代理人の本人確認)ができる写真付きの公的証明書(運転免許証など)が必要です。写真付きの証明書がない場合は、2つの証明書が必要です。(健康保険証・年金手帳など)

○時間外(17時15分以降)や休日の届出は、神崎市役所、千代田支所、脊振支所の宿直室で受け付けます。

○本庁(神崎市庁舎のみ)では、毎週火曜日(祝日を除く)は、19時まで窓口業務を行っています。

種類	届出期間	届出人	届出場所	届出に必要なもの
出生届	出生日から14日以内	次の順位 1.父または母 2.法定代理人	所在地、本籍地、出生地のいずれか	●出生届 ●出生証明書(届書に印刷されています) ●母子健康手帳 ●国民健康保険証(加入者のみ)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	次の順位 1.同居の親族 2.同居していない親族	所在地、本籍地、死亡地のいずれか	●死亡届 ●死亡診断書(届書に印刷されています)
婚姻届	届出期限はありません。届出の日から法律上の効果が発生します。	夫になる人 妻になる人	届出人の本籍地、または所在地	●婚姻届(成年者2人の証人の署名が必要) ●戸籍全部事項証明書(届出地に本籍のない人) ●妻になる人が17歳以上18歳未満の場合は父母の同意書(令和6年3月31日まで)
離婚届	婚姻届に同じ。調停・審判・判決・和解・請求認諾にかかる離婚は、成立・確定した日から10日以内	夫と妻(調停などによる離婚は申立人)	届出人(申立人)の本籍地、または所在地	●離婚届(協議離婚は成年者2人の証人の署名が必要) ●戸籍全部事項証明書(届出地に本籍のない人) ●調停調書・審判書・判決書・和解調書・認諾調書の謄本と確定証明書

○婚姻届 ○離婚届 ○養子縁組届 ○養子離縁届
○認知届

以上の戸籍の届出を代理人(届出人本人ではない人)が提出した場合、郵送などで届出人本人へ届出があったことをお知らせします。



印鑑登録

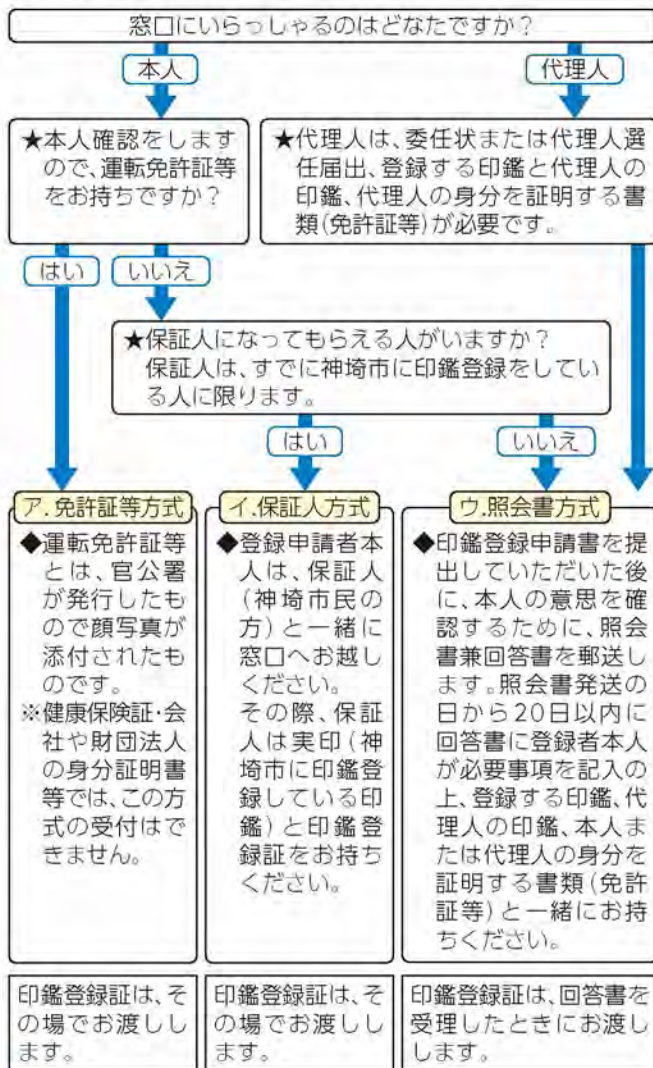
神崎市役所 市民課 総合窓口班 ☎37-0116
千代田支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎44-3071
脊振支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎59-2111

◆新規に印鑑登録するときは

登録資格は、満15歳以上で神崎市に住民登録をしている人です。(登録する意思能力があることが必要です。)

※ただし満15歳以上18歳未満の方は、親権者からの同意書が別途必要です。

登録手続きは、本人が来庁して行うのが原則ですが、病気等によりどうしても来庁できない場合は、代理人による手続きができます。登録方法は、次のア・イ・ウの3つの方法があります。次の図でたどり着いた方式が、あなたの登録方法です。



◆登録できる印鑑は

- ・印影の大きさが直径8ミリ以上25ミリ未満のもの
- ・氏名又は、氏・名のいずれかが刻まれたもの
- ・世帯内で同一の印影でないもの(印鑑は別のものであっても、印影が同じと判断したものは登録できません)
- ※ゴム印、欠けている印鑑などは登録できません。

◆旧町村の印鑑登録証は

旧町村(神崎町・千代田町・脊振村)発行の印鑑登録証は、神崎市に引き継がれていますので、改めて登録する必要はありません。来庁時に随時神崎市の登録証と引換え交付します。(無料)
手続きの際には、「旧町村発行の印鑑登録証」をご持参ください。

本人通知制度

神崎市役所 市民課 戸籍係 ☎37-0120
総合窓口班 ☎37-0116
千代田支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎44-3071
脊振支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎59-2111

「本人通知制度」とは住民票の写しや戸籍などを第三者に交付した時に、事前に登録した本人に交付の事実を通知する制度です。これにより、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利侵害を防止する事を目的としています。

※「第三者」とは、本人等の代理人、本人等以外の方をいいます。
※本人等とは住民票の場合は、本人または同一世帯に属する方、戸籍の場合は、本人または配偶者、直系親族をいいます。

◆登録できる人

- ・神崎市に住民登録している方(除票が保存されている方を含む)
- ・神崎市の戸籍に記載されている方(戸籍から除かれた方を含む)

◆通知する内容

- ・証明書を交付した年月日
- ・証明書の種類、通数
- ※交付請求した第三者の住所、氏名は通知されません。

◆通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票・改製原を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍(除籍・改製原を含む)
- ・戸籍の附票(除附票・改製原を含む)

◆登録に必要なもの

- ・神崎市本人通知制度登録申請書
- ・本人確認書類(窓口に来る人)
- ・運転免許証、旅券、健康保険証、年金手帳、年金証書など
- ・法定代理人(親権者など)が手続きする場合は、戸籍謄本など法定代理人の資格を証明する書類(神崎市の戸籍で確認できるときは不要です)
- ※同一世帯、同一戸籍であっても個人単位の申し込みとなります。

◆登録の有効期間

- ・無期限

◆登録内容の変更・廃止

- ・登録期間中に住所、本籍などの事前登録をした内容に変更が生じたとき、および事前登録を廃止しようとするときは、届け出が必要です。
- ・神崎市本人通知制度登録(変更・廃止)届け出書

広告

みなさまへ
「安心」と「安全」を
お届けいたします



有限会社背振物流

神崎市千代田町渡瀬 1041-1
TEL.0952-44-3065
FAX.0952-44-3075

瀬田工/ア
九瀬一/四
鹿瀬など

各種証明

神崎市役所 市民課 総合窓口班 ☎37-0116
 千代田支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎44-3071
 脊振支所 総合窓口課 総合窓口班 ☎59-2111

本人以外の方(代理人)が請求(申請)される場合は、委任状が必要となる場合があります。

戸籍の証明書の発行には、本人確認(代理人の場合は、代理人の本人確認)ができる写真付きの公的証明証(運転免許証など)が必要です。

区分及び種類		交付場所	必要なもの	金額
戸籍	戸籍謄抄本(全部・個人事項証明書)	本籍地の市町村	顔写真の付いた公的身分証明	450円/通
	除籍謄抄本(全部・個人事項証明書)			750円/通
	戸籍記載事項証明			350円/通
住民基本台帳	住民票写し	神崎市役所および支所	顔写真の付いた公的身分証明	300円/通
	住民票記載事項証明			
	戸籍附票 身分証明書	本籍地の市町村		300円/通
印鑑	印鑑登録証明書	神崎市役所および支所	印鑑登録証	300円/通
	印鑑登録証の再交付		登録印鑑・顔写真の付いた公的身分証明	500円/件

パスポート申請・交付

神崎市役所 市民課 総合窓口班 ☎37-0116

申請受付・交付場所	神崎市役所(本庁)市民課
申請・受領できる人	神崎市に住民登録している人 (一部例外あり)
業務内容	申請受付および旅券交付
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※火曜日は午前8時30分～午後7時
旅券(パスポート)受領日	最短で、申請受理日から5日目以降(午後0時～)です。 ※土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日までの期間は日数に含みません。
旅券(パスポート)種類	5年用、10年用(2種類) ※18歳未満の方は5年旅券のみ
申請に必要な書類	- 一般旅券発給申請書 1通(本庁・各支所にあります) - 戸籍謄本(全部事項証明書) (6ヶ月以内に発行されたもの)1通 - 写真 (ふちなし縦45mm×横35mm 6ヶ月以内に撮影されたもの)1枚 ※写真店等で旅券(パスポート)用と指定してお撮りください。持参された写真が旅券に転写されます。 - 申請者本人を確認する書類 ※運転免許証など1つでよいものと、健康保険証など2つ必要なものとがあります。詳しくは市民課にお尋ねください。 - 以前に取得された旅券(パスポート) ※有効中の場合は必ず持参ください。
手数料	5年有効旅券 11,000円 (収入印紙9,000円、県の証紙2,000円) ※12歳未満の場合は、6,000円 (収入印紙4,000円、県の証紙2,000円) 10年有効旅券 16,000円 (収入印紙14,000円、県の証紙2,000円) - 残存有効期限同一 6,000円 (収入印紙4,000円、県の証紙2,000円)
収入印紙等取扱店	- 佐賀県収入証紙 ⇒ 神埼警察署、神崎市観光協会 - 収入印紙 ⇒ 郵便局、神崎市観光協会

市民課の窓口延長

神崎市役所 市民課 総合窓口班 ☎37-0116

通常の開庁時間は、
 平日午前8時30分から午後5時15分までです。
 毎週(平日)火曜日は、午後7時まで窓口業務を行います。
 ※神崎市庁舎(本庁)のみ

◆取り扱う業務

- ・住民異動届(転入・転出・転居など)
- ・住民票の写しの発行
- ・戸籍謄抄本(全部・個人事項証明書)の発行
- ・戸籍の附票の写しの発行
- ・身分証明書の写しの発行
- ・印鑑登録・印鑑登録証明書の発行
※印鑑登録証明書の発行は、必ず印鑑登録証(カード)を持参してください。
- ・各種税証明の発行
- ・パスポート申請・交付
- ・国民健康保険関係
資格取得(転入・社保離脱・出生等)、資格喪失(転出・社保加入・死亡等)
- ・国民年金関係
資格取得、資格喪失
- ・各申請受付
医療費助成(子どもの医療、小・中学生・高校生等医療)等
※他の手続きに関しては、事前にお問い合わせください。

社会保障・税番号制度<マイナンバー>

神崎市役所 市民課 戸籍係 ☎37-0120

◆マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

日本国内に住所を有する全ての人に、マイナンバーが通知されています。（外国籍でも住民票のある方は対象になります。）

◆マイナンバーは、住民の皆さまの社会保障、税、災害対策の行政手続に必要な大切なものです。

▶社会保障

年金の資格取得や確認、給付
雇用保険の資格取得や確認、給付
医療保険の給付請求
福祉分野の給付、生活保護 など

▶税

税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載

▶災害対策

被災者生活再建支援金の支給
被災者台帳の作成事務 など

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中でも、法令や地方公共団体の条例に定められた行政手続にしか使えません。

◆マイナンバーカードを希望される方は、申請により交付されます。

▶申請方法

①郵送による申請

交付申請書の記載に誤りがないか確認し、顔写真を貼り付け、返信用の封筒に入れポストに投函します。

②パソコンによる申請

交付申請書のWEBサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

③スマートフォンによる申請

交付申請書のQRコードを読み込みWEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。

※市民課総合窓口でマイナンバーカード申請サービスを行っています。専用端末を使って顔写真撮影からオンライン申請まで行います。

▶マイナンバーカードの受け取りには

申請後、「交付通知書」が届きます。

①通知カード（お持ちの方のみ）

②交付通知書

③免許証などの本人確認書類

本人が持参し、交付窓口で本人確認のうえ、暗証番号を設定していただき、カードが交付されます。

※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。



証明書コンビニ交付サービス

神崎市役所 市民課 戸籍係 ☎37-0120

証明書コンビニ交付サービスとは、住民票の写しなどの各種証明書が、コンビニ店舗で取得することができるサービスです。

マイナンバーカードをお持ちの方であれば、いつでも、どこでも、簡単に取得できます。

▶証明書コンビニ交付サービスの便利点

市役所窓口まで行かなくても、お近くのコンビニ店舗で、また、証明書が急に必要になった場合でも、全国のコンビニ店舗で取得できます。

窓口が開いていない早朝や夜間、土日祝日でもご自分の都合に合わせて取得できます。

▶利用方法

店舗内に設置されているマルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、4桁の暗証番号を入力、画面の説明に従って操作をすることでどなたでもすぐに取得が可能です。

▶利用可能な時間帯

6:30から23:00までご利用いただけます。（ただし、年末年始の12月29日から1月3日を除きます。）

▶利用できるコンビニ店舗

- ▶セブン・イレブン
- ▶ローソン
- ▶ファミリーマート
- ▶ミニストップ

※一部対応していない店舗もありますので、詳しくは各店舗にお尋ねください。

▶取得できる証明書と手数料

- ▶住民票の写し（1通300円）
- ▶印鑑登録証明書（1通300円）
- ▶戸籍全部（個人）事項証明書（各1通450円）
- ▶戸籍の附票の写し（1通300円）

▶証明書コンビニ交付サービスの留意点

コンビニで取得された証明書の返金・交換はできません。次に該当する場合は、コンビニでの証明書は取得できません。

- ・住民票コード・マイナンバー記載の住民票
- ・除籍や改製原戸籍、住民票の除票や改製原住民票
- ・転出状態の方の住民票
- ・住基支援などで住民票及び戸籍の附票に発行制限をかけている場合
- ・印鑑登録証の紛失などで、証明書の発行制限をかけている場合
- ・合併前の旧印鑑登録証をお持ちの方は、新市の登録証への切り替えが必要です。

▶本籍地交付サービス

本籍が神崎市にある市外在住の方も、マイナンバーカードがあれば戸籍証明書・戸籍の附票の写しが取得できます。

コンビニで戸籍の証明書を取得するには、事前に「戸籍証明書交付の利用登録申請」が必要です。

申請には2つの方法があります。

- ・自宅などのインターネット端末による申請
- ・コンビニのマルチコピー機による申請

詳しくは、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」のWEBサイトを確認ください。



住民票・戸籍



税金

税金

神埼市役所 税務課 ☎37-0114

《市税の種類》

市で取り扱っている市税には、普通税と目的税があり、それぞれ次のとおりです。

◆普通税(使い道が特定されていない税)

市民税(個人・法人)	個人・法人の所得に対して課される税金
固定資産税	土地、家屋、償却資産に課される税金
軽自動車税 (環境性能割・種別割)	軽自動車等に課される税金
市たばこ税	たばこ購入時にかかる税金
特別土地保有税	一定面積以上の土地所有者に課される税金

※特別土地保有税は、税制改正により新規課税が停止されています。

◆目的税(特定の費用に充てるために課される税)

国民健康保険税	国民健康保険に加入されている方の属する世帯の世帯主に課される税金
入湯税	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税金

《市民税》

市民税には個人と法人があり、個人市民税は県民税とあわせて課税されます。

個人の市県民税は、1月1日現在、神埼市内に居住されている方で、前年中の所得に応じて課税されます。法人市民税は、神埼市内に事務所、事業所がある法人が対象となります。

○市県民税の申告

申告期間は、2月16日から3月15日までです。(土・日・祝日を除く)

収入がない場合でも、所得証明書などが必要な人や国民健康保険に加入している人、手当等を受給している人は、申告が必要となります。(扶養として申告されている方は、除きます)

《固定資産税》

固定資産税は、1月1日現在、神埼市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。

○償却資産の申告

毎年1月1日現在、市内に事業用償却資産を所有している方は、1月31日までに申告してください。

◆家屋の取り壊し、住宅用地の利用変更は届出を

家屋の取り壊しや住宅用地の利用状況に変更があった場合は、届出をしてください。

▶家屋の取り壊し(一部を含む)

家屋(居宅・倉庫・物置・事務所など)を取り壊した場合 ※建物の滅失登記をされている場合は、必要はありません。

▶住宅用地の利用状況の変更

家屋を取り壊して空き地や駐車場などへ利用を変更した場合

《軽自動車税》

◆環境性能割

新車・中古車を問わず取得された車両(取得価額50万円を超えるもの)に対して課税されます。当分の間、県が賦課徴収等を行います。

◆種別割

4月1日現在において登録されている軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車等の所有者に課税されます。

▶廃車や名義変更の手続きはお早めに

譲渡や盗難、スクラップなどで現在所有されていない車両があれば4月1日までに廃車(抹消登録)や名義変更の手続きを下記の機関で行ってください。

また、転入等により定置場所を変更された場合にも住所変更の届出が必要です。

※なお、4月2日以降に手続きをされても、当該年度課税分は取消しできません。(軽自動車税(種別割)には月割課税制度はありません)

○登録、変更、廃車等の手続きは次のとおりです。

原動機付自転車 (125cc以下)	・本庁 税務課 ☎37-0114 ・各支所 総合窓口課 ・(転出先の市区町村窓口)
小型特殊自動車 (コンバイン、トラクター、 田植機、フォークリフト等)	
軽三輪車・軽四輪車 (660cc以下)	・軽自動車検査協会佐賀事務所 佐賀市若楠2丁目10-8 ☎050-3816-1754 ・(転出先の軽自動車検査協会)
軽二輪車 (125cc超250cc以下)	・佐賀運輸支局 佐賀市若楠2丁目7-8 ☎050-5540-2082 ・(転出先の運輸支局)
小型二輪車 (250cc超)	

《国民健康保険税》

国民健康保険に加入されている世帯の世帯主が納税義務者となり、所得割額(加入者の前年中の所得)、均等割額(世帯の加入者の人数)、平等割額(1世帯当たり)をもとに国民健康保険税を算出しています。また、申告をしていない人がいる場合は、軽減判定(7、5、2割)ができないので、必ず申告してください。

広 告

林田税理士事務所

税務・経営・経理相談

税理士 林田 昌隆

〒842-0006 神埼市神埼町枝ヶ里15番地2

TEL 0952(53)7126

FAX 0952(53)7128

《市税徴収の納期》

税目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税	普通徴収				1期		2期		3期			4期		
	年金特徴	仮徴収			仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
	特別徴収	翌月10日 ※6月から翌年5月までの12ヶ月で徴収												
法人市民税	中間	事業年度の開始日より6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内												
	確定	事業年度終了の翌日の日から2ヶ月以内												
固定資産税				1期		2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)				全期										
国民健康保険税	普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	年金特徴	仮徴収			仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	

※随時課税が発生することがあります。

※国保税7期(12月)の口座振替日は、納期限でなく、25日振替となります。

※納期限が土日または祝日と重なる場合は、その日以降の最初の平日が納期限となります。

《納税方法》

○窓口自主納付…指定の納税通知書で各金融機関の窓口、コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで納付

○口座振替納付…指定の口座から納期限日に自動的に振替納付

口座振替の手続きは、本庁税務課、各支所総合窓口課総合窓口班、市内の各金融機関、ゆうちょ銀行で取り扱っています。

《市税に関する証明書》

本庁市民課総合窓口班、各支所総合窓口課総合窓口班で交付する証明書は、用途に応じていろいろな証明があります。

各庁舎の窓口にある申請書に、必要事項を記入して申請してください。代理人の場合は、本人からの委任状または代理人選任届が必要です。申請の際は、本人(代理人)確認のため運転免許証など身分を明らかにできるものを持参してください。

◆証明手数料

税関係の証明手数料は、次のとおりです。

証明書	必要なもの	手数料
納税証明書	代理人が申請の場合は委任状	300円
所得証明書		
資産証明書		
評価証明書		
公課証明書		
営業証明書		
市県民税記載事項証明書		
課税証明書		
児童手当用所得証明書		
軽自動車税(種別割)納税証明書	車検証の原本等(軽自動車の所有者等が確認できるもの)	無料
住宅用家屋証明書	証明申請書、登記申請書の写し、住民票の写し等	1,300円



税金



軽自動車税(種別割)の減免

神崎市役所 税務課 市民税係 ☎37-0114

【身体障がい者等に対する減免】

身体または精神に障がいがある方のために使用されている軽自動車(バイクを含む)について、一定の要件を満たした場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けられます。

身体障がい者等本人所有の軽自動車等に加え、身体障がい者等の家族(生計を一にする者)が所有する軽自動車(バイクを含む)も減免の対象となります。

※減免は身体障がい者等1人に対し1台に限ります(普通車を含む)。

※軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日です。軽自動車税(種別割)の減免を受けようとする方は、納期限までに、下記のものを持参のうえ税務課または各支所総合窓口課で減免の申請をしてください。

<減免の申請に必要なもの>

①軽自動車税(種別割)納税通知書

(5月初旬送付予定です。減免申請をされる場合、納付はしないでください)

②身体障害者手帳(戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

③運転免許証(運転される方のもの)

④自動車検査証

⑤マイナンバー通知カードまたはマイナンバー(個人番号)カード

※前年度に減免の対象となった方は、減免申請書の内容に変更がない限り、手続きは不要です。

※新たに普通車の減免申請をされる方は、軽自動車税(種別割)の減免の継続を中止する必要がありますので、ご連絡ください。

【構造による減免】

軽自動車の構造が身体障がい者の利用に供するためのもの(車いす昇降装置、固定装置、浴槽を装着するなど)と認められる場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

※軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日です。軽自動車税(種別割)の減免を受けようとする方は、納期限までに、下記のものを持参のうえ税務課または各支所総合窓口課で減免の申請をしてください。

<減免の申請に必要なもの>

①軽自動車税(種別割)納税通知書(5月初旬発送予定です。減免申請される場合、納付はしないでください)

②自動車検査証

③認印(法人の場合は代表者印)

※前年度に減免の対象となった方は、減免申請書の内容に変更がない限り、手続きは不要です。

地方税電子申告システム

神崎市役所 税務課 ☎37-0114

◆地方税電子申告システム(eLTAX:エルタックス)

神崎市ではインターネットを利用した市税の電子申告システム(eLTAX:エルタックス)「地方税ポータルシステム」による申告サービスを開始しています。

現在、3つの税目について電子申告システムによるサービスが利用いただけます。申告の際には、簡単・便利な電子申告システムをご利用ください。

▶eLTAX(エルタックス)の概要

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムでエルタックスと読みます。地方税の申告、申請、届出など(以下「申告等」といいます)の手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きができるようになりました。エルタックスは、地方公共団体が組織する「地方税共同機構」が運営しています。

▶神崎市に申告できる税目

- ・個人住民税
- ・法人市民税
- ・固定資産税(償却資産)

▶利用開始のための手続き

電子申告システムのサービスを利用するには所定の手続きが必要です。

※詳しくは、eLTAXホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp>をご覧ください。



税金

公的年金からの特別徴収制度

神崎市役所 税務課 市民税係 ☎37-0114

◆公的年金からの特別徴収制度のお知らせ

65歳以上の公的年金を受給されている方で、市県民税を納税する義務のある方は、公的年金から市県民税が引き落とされます。(※はじめて特別徴収に切り替わる方、特別徴収が一度中止となり再開される方については、一部納付書にて納付して頂き、10月年金分より特別徴収が開始されます)

なお、これは市県民税の徴収方法が変更となるだけで、税の負担は増えません。

▶対象となる人

4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の人で、年金所得にかかる市県民税額がある人です。

▶対象とならない人

- (1) 公的年金の受給額が年額18万円未満の人
- (2) 天引きされる市県民税額が公的年金の額を超える人
- (3) 4月1日現在で、神崎市の介護保険料が年金からの天引きの対象となっていない人
- (4) 1月2日以降に市内へ転入された人

◆対象となる年金

老齢基礎年金等(障害者年金や遺族年金は含みません)

◆特別徴収される税額は

公的年金所得の合計から計算された市県民税額のみです。給与所得や事業所得など、公的年金以外の所得から計算される市県民税はこれまでどおり給与からの特別徴収や納付書・口座振替(普通徴収)で納めていただきます。

◆特別徴収が中止される場合があります。

以下の事由が生じた場合は年度途中で特別徴収が中止になり、特別徴収できなかった税額は、納付書で納めていただくことになります。

▶特別徴収が中止される場合

- (1) 公的年金の支払いを受けなくなった場合
- (2) 対象者が市外へ転出または死亡した場合
- (3) 1月2日から3月31日までに市外へ転出された場合
※8月までは年金からの天引きが継続されますが、10月以降より天引きが中止されます。
- (4) 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市県民税の合計額が対象年金の支払額を超える場合
- (5) 仮徴収にてその年度の公的年金等に係る市県民税額を納付し終えた場合

◆徴収方法

4月・6月・8月は、前年度分の公的年金等に係る市県民税額の6分の1に相当する額が公的年金より天引きされます。(仮徴収)

また、10月・12月・2月には、その年度の公的年金等に係る所得より計算された市県民税額から、仮徴収した金額を差し引き、3等分した金額が公的年金から差し引かれます。(本徴収)

高齢者(65歳以上)の障害者控除認定書の申請

神崎市役所 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

◆所得税(住民税)申告用 高齢者(65歳以上)の障害者控除認定書の申請について

下記の方で、福祉事務所長の認定を受けた方は、所得税(住民税)申告の障害者控除の対象者となります。
認定を受けようとする方は申請が必要です。
申請書により申請してください。

◆認定対象者

障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の高齢者で介護認定を受け、精神、身体に障害があり、その程度が障害者手帳の交付を受けた方に準ずる方

※現在、障がい者と判定された方や障害者手帳をお持ちの方は、これまでと変更ありません。

◆判断基準日

判断基準日は12月31日現在

※本人が死亡された場合は、死亡日

◆認定基準

介護保険法による認定資料を基に、判定基準により障害者、特別障害者の認定を行います。



税金



保険・年金

国民健康保険

神崎市役所 市民課 国保医療係 ☎37-0115

《国民健康保険に加入する方》

勤務先の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人以外で、75歳未満のすべての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療へ加入できます。

※75歳以上のすべての方は、後期高齢者医療に加入します。

《被保険者証(保険証)》

1人1枚交付されます。診療を受けるときは必ず持参し、窓口に提示してください。

《異動の届出は》

- ◆国保に加入するとき、やめるときは14日以内に届出が必要です！

加入の届出が遅れると、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、保険証がないため、その間にかかった医療費は全額自己負担となるので、ご注意ください。

- ◆届出には、マイナンバーの記入が必要です。マイナンバーカードなど、マイナンバーのわかるものをお持ちください。
- ◆国保に加入するときは？(外国人も含む)

他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書または、離職する日が分かる書類
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

- ◆国保をやめるときは？(外国人も含む)

他の市区町村へ転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入、又は被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合は加入した証明)
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書

- ◆その他

市内での転居で住所の変更や、世帯主の変更、世帯分離、合併したとき	保険証
就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、学生証または在学証明書
保険証を紛失、汚損したとき	身分を証明するもの、汚損した保険証

《被保険者証を使うと》

診療を受けたときにかかった費用の2割～3割は、被保険者は一部負担金として支払い、残りの7割～8割を国保が負担します。また、何らかの理由で被保険者証を提示できなかったときは、一度、全額を支払った後で領収書と診療内容証明書を添えて申請すると審査のうえ、基準額の7割～8割をお返しします。

《高額医療費》

1ヶ月の医療費が高額になったときは、申請をすることにより自己負担限度額を超えた分が後から支給されます。

(70歳未満の方)

○自己負担限度額(月額)

所得区分	限度額
ア 年間所得※1 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (4回目からは140,100円)※2
イ 年間所得※1 600万円超～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (4回目からは93,000円)※2
ウ 年間所得※1 210万円超～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (4回目からは44,400円)※2
エ 年間所得※1 210万円以下	57,600円 (4回目からは44,400円)※2
オ 住民税非課税世帯	35,400円 (4回目からは24,600円)※2

※1. 年間所得＝総所得金額から基礎控除額を差し引いた額。

※2. 12ヶ月間に4回以上払い戻しを受けるときは、4回目から限度額が下がります。

(70歳以上75歳未満の方)

○自己負担限度額(月額)

所得区分	限度額	
	外来限度額(個人)	入院及び世帯の限度額
課税所得 690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (4回目からは140,100円)※3	
課税所得 380万円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (4回目からは93,000円)※3	
課税所得 145万円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (4回目からは44,400円)※3	
一般	18,000円 (年間上限 14万4千円)	57,600円 (4回目からは44,400円)※3
低所得Ⅱ ※1	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※2		15,000円

※1. 低所得Ⅱとは、世帯主と世帯全員が住民税非課税の世帯の人。

※2. 低所得Ⅰとは、世帯主と世帯全員が住民税非課税で、かつ、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の人。

※3. 12ヶ月間に4回以上払い戻しを受けるときは、4回目から限度額が下がります。

《入院時の食事代》

入院したときの食事代は、次の標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

○入院時の食事代の標準負担額

一般(下記以外の人)	1食 460円
住民税非課税世帯低所得者Ⅱ	90日までの入院 (過去12か月の入院日数) 1食 210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 1食 160円
低所得者Ⅰ	1食 100円

※住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が「標準負担額減額認定証」が必要です。国保の窓口申請してください。

※入院時の食事代・居住費は、高額療養費の対象となりません。
《療養病床に入院する65歳以上の高齢者》

低所得者(住民税非課税世帯)で入院の場合、食費および居住費の減額ができます。(申請が必要です)

区 分	食費+居住費(日額)
現役並み所得者及び一般	1食460円×3食+370円=1,750円
住民税非課税世帯で低所得者Ⅱの人	1食210円×3食+370円=1,000円
年金受給額80万円以下などの低所得者Ⅰの人	1食130円×3食+370円=760円

《高額療養費および高額医療費の計算上の注意》

入院時の食事代や差額ベッド代、保険医療の対象外の治療費などは、高額療養(医療)費の対象になりません。

《出産・死亡したときは現金が支給されます》

国民健康保険に加入されている人が、出産・死亡されたときは現金が支給されます。(申請が必要です)

出産育児一時金の支給	葬祭費の支給
加入者に子どもが生まれたとき支給されます。 ※原則、国保から病院等へ直接支払われます。 (妊娠12週以上の死産・流産を含む)	加入者が死亡したとき、葬儀を行った人(喪主)に支給されます。

《交通事故等にあったとき》

交通事故等でけがをした場合でも国民健康保険被保険者証を使用して診療を受けることができますが、本来その医療費は、事故の原因となった第三者(加害者)が負担すべきものです。交通事故等にあつたら、警察が発行する事故証明書を添付して「第三者による被害届」を提出してください。

《仕事にけがをしたとき》

業務中のけがや病気は、本来労災保険の対象であり、原則として国民健康保険の給付は受けられません。

国民健康保険税

神埼市役所 税務課 市民税係 ☎37-0114
市民課 国保医療係 ☎37-0115

国民健康保険(国保)は、安心してお医者さんの治療を受けられるように日ごろからお金を出し合い、病気やケガにそなえる**支え合い**の制度です。

納税通知書が届いたら、必ず納期内に国保税を納めましょう。

▶保険税は世帯主が納めます。

世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の中に国保の加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

▶国保税は年齢によって納め方が異なります。

◆40歳未満の方(介護保険未加入者)
医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。
介護保険分の負担はありません。

国民健康保険税	医療保険分 後期高齢者支援金分
---------	--------------------

◆40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)
医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

国民健康保険税	医療保険分 後期高齢者支援金分 介護保険分
---------	-----------------------------

◆65歳以上75歳未満の方(介護保険第1号被保険者)
医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。
介護保険料は別に納めます。

国民健康保険税	医療保険分 後期高齢者支援金分
介護保険料	介護保険分

介護保険料は原則として、年金から天引きされますが、年金が年額18万円未満の方は、市へ個別に納めます。国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)になります。ただし、下記の場合は、個別に保険税を納めます(普通徴収)。

- 世帯主が国保被保険者以外の場合
- 年金が年額18万円未満の場合
- 介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合

▶保険税の納付は口座振替が便利です。

保険税の納付を口座振替にすると、納め忘れの心配がなくなり安心です。

また、一度手続きをすれば、翌年度以降も自動的に更新されるので便利です。

◆手続きの方法 市指定の金融機関で口座振替依頼書に必要事項を記入して申し込みます。

◆手続きに必要なもの 納税通知書、通帳、通帳届印鑑

▶特別な事情もなく国保税を滞納すると…

◆納期限を過ぎても納めない

納期限を過ぎると、督促状を送付します。

(遅延金に加算される場合があります)

それでも納めないと、ご来庁いただき納税相談をした上で、有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。

※滞納している世帯は、入院時の窓口での支払が高額療養費の自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」の交付を受けることができません。

▶保険税の納付が困難なときは、早めにご相談ください。

失業、災害、病気、盗難などの特別な事情によって、保険税の納付が困難なときは、減額や分割納付などが認められる場合があります。

滞納のままにせず、お早めにご相談ください。



保
険
・
年
金

医療費の一部負担金の減免・徴収猶予

神崎市役所 市民課 国保医療係 ☎37-0115

市では、国民健康保険の被保険者の方で医療機関への一部負担金の支払いが、経済的な理由などでお困りの方に対し、医療費の一部負担金の減免・徴収猶予の制度を設けました。

- ◆対象 国保の被保険者で、生活保護世帯に準じる程度に困窮している方

高額医療・高額介護合算制度

神崎市役所 市民課 国保医療係 ☎37-0115

- ◆「高額医療・高額介護合算制度」を知っていますか？
同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方の自己負担が高額になった場合は、**両方の自己負担限度額を適用した上で**、合算して下記の限度額を超えた場合、超えた額が支給されます。

※毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間の自己負担額を合算します。

70歳未満高額介護合算療養費

所得区分	70歳未満の方
ア 901万円超	212万円
イ 600万円超～901万円以下	141万円
ウ 210万円超～600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

70歳以上高額介護合算療養費

所得区分	70歳以上75歳未満の方
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

- ◆ご案内 支給対象と見込まれる世帯には、「申請勧奨通知」を送付します。

後期高齢者医療保険料

神崎市役所 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、被保険者一人あたりいくらと決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額となり、個人単位で計算されます。

- ◆所得の低い方等への保険料の軽減

(1)均等割

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が下表のいずれかに該当する場合、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減割合 (令和5年度)	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
2割	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
5割	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下

※基礎控除額などは、税制改正などで今後変わることがあります。

(2)被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割は課されず、資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。

- ◆保険料の納め方

(1)年金の受給額が年額18万円以上の方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただきます。

①年金からのお支払い

2ヶ月ごとに払われる年金からお支払いいただきます。ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分以上を超える場合は、納付書または口座振替でのお支払いとなります。



②口座振替によるお支払い

被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の口座からの振替によりお支払いいただきます。

※世帯主、配偶者等の方の口座からのお支払いの場合、これらの方の社会保険料控除となりますので、世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。

(2) 年金の受給額が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替で、保険料をお支払いいただきます。

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療保険)について

神埼市役所 市民課 ☎37-0115

介護保険について

神埼市役所 高齢障がい課 ☎37-0111

佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134

後期高齢者医療制度および国民健康保険の加入者の方または他の医療保険の方へ、医療・介護サービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。

◆高額医療・高額介護合算療養費制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、世帯内の各医療保険の加入者の方が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

※医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合、支給対象となりません。

◆支給要件・支給額は？

世帯内の医療保険の加入者の方が、1年間(毎年8月～7月)に支払った医療・介護保険の自己負担額が基準額を超える場合にその超えた額を支給します。

◆支給額を計算する際は？

- ・高額療養費や高額介護サービス費の支給を受けている場合は、それらを差し引いた自己負担額で計算します。
- ・同世帯であっても、加入している医療保険が異なる場合は、別々に計算します。
- ・70歳未満の人は、1ヶ月に同一医療機関ごと、入院、通院ごと、診療科ごとに21,000円以上となった自己負担額のみ合算対象とします。
- ・食費、居住費、差額ベッド代などは合算対象となりません。
- ・算定された支給額が500円以下の場合、支給対象となりません。

◆申請手続きは？

支給の対象となる方には、2月頃にお知らせします。お知らせが届いた場合、神埼市役所の各医療担当窓口へ申請してください。

☆前年8月から当年7月末までの間に、次に該当される方は、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

- ・市町を越える転居をされた方
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療制度等に移られた方
- ・後期高齢者医療の資格を喪失された方

◆他の医療保険(協会けんぽ・健保組合・共済等)加入者の支給申請は？

加入されている医療保険への申請となります。その際に介護保険の自己負担額証明書が必要ですので、まず証明書の交付申請を行ってください。

後期高齢者医療の保険証をお持ちの方

神埼市役所 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請はお済みですか？被保険者で世帯の全員が住民税非課税の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院をされる際に医療機関に提示すると、医療費一部負担限度額と入院時食事(生活)療養費がお安くなります。

◆所得により、2種類の区分があります。

「区分Ⅰ」…世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得(年金の場合は年金収入から80万円を差し引いた額を使用)の合計が0円となる方

「区分Ⅱ」…世帯全員が住民税非課税となる方

・1年以内で減額認定証の交付を受けている期間での入院日数が、90日を超えた方(長期入院該当者)は、病院が発行する領収書または入院証明書が必要です。

※「区分Ⅰ」に該当する方は必要ありません。

◆申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・申請に来られる方の身分証明書

◆認定証は、入院時に医療機関に提示してください。

(1) 認定証を提示すると、一部負担金が減額されます。

(2) 認定証を提示すると、食事療養費(食事代)等が減額されます。



保険・年金

広告

デイサービスあやべ

神埼市神埼町枝ケ里 292-10

☎0952-20-1414



綾部接骨院

☎0952-52-1848

神埼市神埼町本堀 3194

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

神崎市役所 税務課 市民税係 ☎37-0114
神崎市役所 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、6月に前年中の所得により本算定を行い、当該年度の年税額を決定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

◆特別徴収(年金天引き)…4・6・8月は、暫定で天引きするようになります。

6月に保険料・保険税確定後、10月から差額を期割させていただきます。

※特別徴収の中止の申し出をされた方は、含まれません。

◆普通徴収(納付書・口座振替)…6月に保険料・保険税が確定してから、3月までの10期に分けて納入していただきます。

国民年金

神崎市役所 市民課 後期高齢年金係 ☎37-0115

国民年金制度は、老後だけでなく万が一の障がいや死亡の際に、所得保障を行い国民生活の安定を図るものです。また、この制度はすべての国民を対象とし、現役世代が高齢者を支えるいわゆる「世代間扶養」の仕組みにより国民全体が助け合う制度です。

日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職、退職などで加入するグループが変わったときは、手続きをすることが必要です。

加入者	加入の手続き先	保険料の納め方
【第1号被保険者】 自営業・農林漁業者・アルバイト・フリーター・学生や会社員、公務員などの配偶者に扶養されていない20歳以上60歳未満の方	市役所市民課または各支所の総合窓口課	日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、農協、郵便局、コンビニエンスストア等で納めます。また、指定した金融機関や郵便局から口座振替で納めることもできます。
【第2号被保険者】 厚生年金・共済組合に加入されている会社員・公務員の方(原則65歳未満の方)	勤務先で行います。厚生年金や共済組合の加入手続きをすると、国民年金にも第2号被保険者として加入することになります。	厚生年金や共済組合などの保険料は、事業所を通じて納めます。国民年金保険料は、厚生年金・共済組合の保険料に含まれています。
【第3号被保険者】 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	配偶者の勤務先を通じて行います。	個人で納める必要はありません。国民年金保険料は、配偶者の加入している年金制度が負担します。

【任意加入制度】

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合は、60歳以降(申出された月以降)でも任意加入することができます。

①年金額を増やしたい方は、65歳までの間

②受給資格期間を満たしていない方は、70歳までの間

③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方

※③の場合を除き保険料の納付方法は、口座振替が原則です。

※日本国内に居住している方の任意加入の申し込みは、居住されている市区役所・町村役場の窓口です。

※海外に在住する日本国籍の方の申し込みについては、お問い合わせください。

《ライフスタイルが変わったら必ず届出を！》

届出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届出には年金手帳のほかに添付書類が必要な場合がありますので、届出をする前にご確認ください。手続きをしないでそのままにしておくで将来年金が受けられなくなる場合がありますので、人生の節目には必ず届出をしましょう。

○届出先:神崎市役所市民課または各支所総合窓口課

届出の必要なとき	このような被保険者になります	必要なもの
会社を退職したとき (厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき)	第1号被保険者	印鑑、基礎年金番号がわかる書類、離職日がわかる証明
配偶者の健康保険の扶養から外れたとき (離婚したとき・収入が増えたとき)	第1号被保険者	印鑑、基礎年金番号がわかる書類、扶養喪失日がわかる証明

○届出先:配偶者の勤務先

届出の必要なとき	このような被保険者になります	必要なもの
配偶者の健康保険の扶養になったとき (結婚したとき・収入が減ったとき)	第3号被保険者	詳しい添付書類は配偶者の勤務先にお尋ねください。

保険料を納めるとき	このような手続きがあります	届出先
口座振替を開始・停止するとき	口座振替納付依頼(停止)の申し出	市役所および各金融機関
納付書を紛失したとき	納付書の再発行	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	全額・4分の3・4分の1・半額免除の申請	市役所市民課または各支所総合窓口課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請	市役所市民課または各支所総合窓口課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の申請	市役所市民課または各支所総合窓口課

任意加入ができるとき	届出先
海外に居住する	これから海外へ転居される方→市役所 現在海外に居住されている方→日本国内の最後の住所地を管轄する年金事務所
60歳～65歳になるまで	市役所市民課または各支所総合窓口課
65歳～70歳になるまで	市役所市民課または各支所総合窓口課



《保険料について》

保険料は2年を過ぎると納付できなくなり、年金がもらえなくなったり年金額が少なくなったりします。忘れずに納めましょう。

忙しくて、つい納め忘れてしまうという方には、口座振替が便利です。

さらに、1年・2年もしくは半年等の前納制度もあり、保険料が割引されますので、大変お得です。

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書(または領収証書)を添付のうえ申告してください。

《保険料免除制度》

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続によって保険料納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には申請をしましょう。

※離職者等の方は所得に関係なく該当する場合があります。

申請免除	申請し、承認されると所得に応じて全額・4分の3・4分の1・半額の免除を受けることができます。
法定免除	障害者年金を受けている方や、生活保護法による生活扶助を受けている方は、届出をすれば、保険料の全額免除を受けることができます。
学生納付特例	学生であるため、保険料を納めることができないときは、申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。
納付猶予	50歳未満の方で本人および配偶者の所得が低く保険料の納付が困難な方は申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。
産前・産後期間免除	出産予定月の前月(多胎妊娠の場合は3ヶ月前)から出産予定月の翌々月までの期間は納付を免除されます。

※ご注意くださいこと

申請免除の「一部納付」については、一部納付保険料を納付していることが必要です。

※追納について

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。ただし、承認を受けた翌年度から起算して3年目以降は加算金がつきますので、早めに追納した方がお得です。

※申請時点から2年1ヶ月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。学生納付特例も同様です。

《受けられる年金の種類》

年金の種類	年金を受けられる場合
老齢基礎年金	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて受給資格期間のある方が、65歳に達したときに支給されます。希望によって60歳から繰上げ請求もできますが、支給額が減額になります。また、65歳になっても年金を受けないで、年齢を繰下げて受けることもできます。
障害基礎年金	国民年金の被保険者期間中に、病気やけがなどで障がい者になったときに支給されます。保険料の納付状況や、障がいの程度も要件となります。
遺族基礎年金	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たしている人などが死亡したときに、その人に生計を維持されていた18歳未満の子どもがいる場合に支給されます。(子どもが障がい者の場合は、20歳未満)
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金を受ける資格を持つ人が年金を受けずに死亡したとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。(婚姻期間が10年以上あるときに限ります。また、その妻がすでに国民年金の繰上げ請求をしている場合は、受けられません)
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。支給額は、保険料納付済期間(および免除期間)によって違います。 ※寡婦年金を希望した場合は、死亡一時金は受けられません。

《年金の請求先》

年金の種類	請求先
老齢基礎年金	第1号被保険者期間のみの方 →市役所市民課または各支所総合窓口課 第3号被保険者期間を含む方→年金事務所
障害基礎年金	診断書の初診日が第1号被保険者のとき →市役所市民課または各支所総合窓口課 診断書の初診日が第3号被保険者のとき →年金事務所 20歳前に障がい者になった場合 →市役所市民課または各支所総合窓口課
遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金	市役所市民課または各支所総合窓口課

《年金生活者支援給付金制度》

年金生活者支援給付金とは、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。給付額は保険料の納付月数や障害年金の等級などによって異なります。また、受取りには請求書の提出が必要です。これから年金の請求手続きをされる場合は、年金請求手続きと併せて給付金請求手続きをしてください。手続きされた翌月分からの支給となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

受給している年金の種類	支給要件
老齢基礎年金	・65歳以上 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下 ※要件をすべて満たしている必要があります。
障害基礎年金	前年所得額が約472万円以下
遺族基礎年金	前年所得額が約472万円以下

《年金受給者の方は》

年金受給者が死亡したときは、忘れずに手続きしてください。



保
険
・
年
金



福祉

健やかな老後と生活支援

神崎市役所 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111

長寿社会の現在、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者やその家族の暮らしを支える以下のような高齢者福祉サービスを行っています。

《高齢者福祉サービス一覧》

事業名	内 容
あんま・はり・灸等 施術費助成事業	70歳以上の高齢者を対象に、はり・灸等の施術利用に対する助成事業です。年間18枚の利用助成券を交付します。
おたっしや いきいきクラブ事業	介護保険の非該当の高齢者を対象に、介護予防の活動やレクリエーションなどを楽しんでいただく事業です。食事や入浴および送迎もあります。
緊急通報体制整備事業	疾病等で常時見守りが必要な独居および高齢者のみの世帯に緊急通報装置を設置する事業です。
ひとり暮らし高齢者等 日常生活用具支給事業	低所得のひとり暮らし高齢者等の負担を軽減する目的で火災警報器を給付(現物給付)します。
短期宿泊事業 (ショートステイ)	介護保険の対象とまではならない虚弱な高齢者を対象に、その介護者が疾病等やむを得ない理由により、介護できない状態になった時、一時的に施設に入所していただくサービスです。
寝たきり老人等介護者 手当支給事業	重度の障がい者や、在宅の寝たきり老人等を、常時介護している人に対して、手当を支給します。
「食」の自立支援事業 (配食サービス)	食材の確保および調理困難な独居および高齢者世帯にお弁当を届け、安否確認を行うサービスです。食の自立の観点から、お弁当の提供が適当と判断された方が対象となります。

事業名	内 容
在宅介護継続支援 (紙おむつ支給)事業	高齢者が要介護3以上、住民税非課税世帯の方で、在宅高齢者を介護する方に紙おむつ購入助成を行う事業です。
高齢者ふれあいサロン 事業	地区公民館等を会場に高齢者の集いの場を提供する事業です。
筋力アップ養成塾	運動指導士等の指導により実施(千代田・神埼・脊振の3会場で実施)。
介護予防サポーター 養成講座	地域で介護予防のための普及啓発を図るリーダーを養成する講座。運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防等の内容で実施。
脳若教室	認知症予防を目的とした脳トレ等を行い、楽しみながら記憶力を高めめます。
シニア筋力 トレーニング教室	スポーツジムでトレーニングマシンを活用し、運動機能低下予防・維持向上を図ります。
元気が出る学校	介護予防専門職から4か月の短期集中プログラム(筋力向上、認知症予防、口腔機能向上、低栄養予防等)を受けることにより、生活機能の向上を図ります。
ものわすれ相談	認知症の早期発見・早期対応のため実施。月に1回、認知症疾患医療センターの医師等による相談。1回に3人を対象。神埼・千代田・脊振で実施。
認知症サポーター 養成事業	認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学び、認知症の高齢者が地域で安心して暮らせるための支援を行う。住民、住民組織、地域の企業団体、公共サービス機関、ボランティア団体などが対象。
介護予防地区相談・ 健康学習	老人クラブなどを対象に公民館を利用し、相談や学習会を実施。

広 告

暮らしにうるおいと安心を
お家で
過ごせます。

住宅改修
段差解消等

**福祉用具の
レンタル・販売**
手すり取付

介護用品専門店
CSK ケアサポート九州
佐賀市神野東4丁目12番29号
TEL.0952-34-4453



事業名	内 容
認知症高齢者等事前登録制度	事前に認知症の方の情報を登録していただき、万が一行方不明となられた際、関係機関に登録情報を提供し、早期発見へとつなげるための制度。
高齢者見守りシール配布事業	認知症高齢者等事前登録制度に登録し、併せて見守りを希望する方に対し、携帯電話等で読み込むQRコードシールを配布し、行方不明時の早期発見につなげる。
認知症高齢者等個人賠償保険事業	認知症の状態にある方が日常生活で起こした事故において、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、市が加入する保険から保障する。
認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。
認知症高齢者見守りネットワーク事業	日常生活や事業活動の中で高齢者を見守っていただき、異変を早期に発見することで、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できることを目的とする。協力事業者に「高齢者見守りステッカー」を配布する。
救急医療情報キット	65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の方等が、急病などの時に迅速な救急医療を受けられるように救急医療情報キット「きつと安心」を配布する。
介護予防教室(地区) (いきいき百歳体操)	地区の高齢者が公民館等集まり、いきいき百歳体操の実施を中心とした介護予防の取り組みを実施する。
ハッピーシルバーサロン事業	自主的に地区公民館を、憩いの場や介護予防の場など、高齢者の生きがいづくり拠点として複合的に活用するハッピーシルバーサロンを開設する地区を支援します。

《敬老の日記念事業》

○地区敬老会事業

高齢者を敬い、長寿を祝福するため、自主的に敬老会を開催する地区に対し、補助金の支給を行います。

- (1) 敬老会対象者(75歳以上)の人数に1,200円を乗じた額
- (2) 均等割額として1地区当たり10,000円

○長寿祝金

敬老の意を表し、その長寿を祝福するため、本市在住1年以上(基準日該年度の9月1日)の方に長寿祝金を支給します。

1. 当該年度4月1日から翌年3月31日までの80歳到達者
2. 当該年度4月1日から翌年3月31日までの100歳以上到達者

地域包括支援センター(おたっしゃ本舗)

おたっしゃ本舗 神埼北	脊振町担当	脊振交流センター内 ☎59-2005
おたっしゃ本舗 神埼	神埼町担当	神崎市役所 高齢障がい課内 ☎37-0111
おたっしゃ本舗 神埼南	千代田町担当	千代田交流センター内 ☎34-6080

◆「おたっしゃ本舗」(地域包括支援センターの愛称です)とは?

「おたっしゃ本舗」は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、佐賀中部広域連合が市等に委託し、関係機関と協力しながら支援するために設けられた相談窓口です。

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員(ケアマネジャー)等の専門職が、ご相談をお受けしています。

高齢者が住み慣れたまちで、安心して暮らしていただくために

「おたっしゃ本舗」がお手伝いします!

◆自立した生活を支援します。

- ・介護保険では非該当と認定されたが、体力に自信がない。
- ・介護保険のサービスを利用したい。
- ・元気に生活しているので、今の状態をなるべく維持したい。
- ・運動教室を利用したい。
- ・配食お弁当を頼みたい。



福祉

広 告

入居者募集

特別養護老人ホーム

昌普久苑

ケアハウス

昌普久苑

**施設見学
随時受付中**

☎
0952-51-9111

神埼市脊振町鹿路 2290-6

- ◆高齢者の皆さんの権利を守ります。
 - ・訪問販売や住宅改修、消費者金融など高齢者を狙った犯罪が増えています。消費生活センターや行政と協力して被害を未然に防ぐよう努めています。
 - ・成年後見制度などの活用支援。
 - ・高齢者虐待の早期発見や防止。見守りネットワークの構築。
- ◆なんでもご相談ください。
 - ・利用していない介護サービスの金額を請求されているようだ。
 - ・入院していた病院から退院を促された。
 - ・認知症の母親の徘徊がひどくなって、介護疲れがひどくて。
- ◆多方面から皆さんを支えます。
 - ・ケアマネジャーの相談を受けています。
 - ・地域のネットワークづくりに努めています。



介護保険料

神埼市役所 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111
佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

◆65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況によって7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納税方法は、次のとおりとなります。

◆特別徴収(年金天引き)

4・6・8月の納付額は、当該年度の住民税の課税状況が確定していないため、前年度の2月と同額を天引きするようになります。保険料確定後、残りの金額が10、12、2月の3回に分けて天引きとなります。

◆普通徴収(納付書・口座振替)

4月から7月までは当年4月1日(賦課期日)現在の世帯の状況と、住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書(コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの支払いも可)または口座振替により納付してください。納付通知書は、4月中旬頃に送付します。

◆4月2日以降に65歳になる方へ◆

介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。徴収方法は、「普通徴収」となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6ヶ月後からとなります。

※口座振替が便利

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

◆介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料を減免する制度があります。また、保険料段階が第2段階・第3段階の方を対象とした減免制度もあります。

第2段階・第3段階の方を対象とした減免申請は、7月下旬から受け付けます。市役所または支所の介護保険窓口か佐賀中部広域連合で申請してください。

介護保険のことなら
お気軽にご相談下さい。

(施設入所から在宅介護サービスまで～相談無料)

佐賀整肢学園
かんざき清流苑

神埼市神埼町鶴2927-2
TEL**52-8890** FAX**52-9977**

住み慣れた町で自分らしく輝いて生きぬくために地域の方々とできる範囲の力を出し合い助け合いの「輪」「和」を広げています。

***ともしつくる
認知症カフェ**
***ファミリー
サポート事業**

NPO法人宅老ちよだひまわりの会
神埼市千代田町直島 1500
TEL FAX **0952-44-6454**

心身に障がいのある方に

神埼市役所 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

《身体障害者手帳》

身体に障がいのある方に、さまざまな指導・相談や福祉サービスを受けやすくするための手帳です。取得には、市に申請し、県が判定を行い手帳が交付されます。

◆申請に必要な書類

医師の意見書・診断書（指定医師が作成したもの）、写真（たて4cm×よこ3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影）、印鑑、個人番号が分かるもの

《療育手帳》

知的障がいのある方に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。取得には、市に申請し、県児童相談所・知的障害者更生相談所が判定を行い手帳が交付されます。

◆申請に必要な書類

写真（たて4cm×よこ3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影）、印鑑

《精神障害者保健福祉手帳》

精神障がいのある方に対して、指導・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。取得には、市に申請し、県の精神保健福祉センターが判定を行い、手帳が交付されます。

◆申請に必要な書類

診断書（精神障害者手帳用）または障害年金証書（障害年金証書の理由が精神障害であるもの）などの写し、写真（たて4cm×よこ3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影）印鑑、個人番号が分かるもの

《主な障がい児（者）・難病の方の福祉サービス制度》

事業名	内 容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。



福祉



【主な障がい児(者)・難病の方の福祉サービス制度】

事業名	内 容
障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
児童発達支援	小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の障がいがある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問 支援	障がい児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練または保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。
移動支援	移動が困難な障がい者および障がい児に対し、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援 センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
日常生活用具の 給付	重度障がい児(者)の方の日常生活をより便利にしていくため、各種日常生活用具(特殊マット、入浴補助用具等)の給付を行います。
補装具費(購入・ 修理)支給	身体障がい児(者)の方の障がいを補い、より日常生活や社会生活を容易にするための補装具費の一部を支給します。
重度身体障害者訪問 入浴サービス事業	歩行が困難な在宅の身体障がい者で、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な方に対し、訪問による入浴サービスを行います。
福祉タクシー事業	重度心身障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成する制度です。
自動車税等の減免	障がい者又はその家族等が、自動車を障がい者本人の通院等のために使用する場合に自動車税等が減免されます。

事業名	内 容
NHK放送受信料 免除又は半額免除	該当する障がい者世帯には、免除があります。
障害者有料道路 通行割引	西日本道路株式会社等や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が割引になります。
重度心身障害者 医療費助成	重度の心身障がい者に対して医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ります。 身体障害者手帳の1級・2級の方、療育手帳A判定所持者の方・精神障害保健福祉手帳1級の方または、身体障害者手帳の3級、かつ、知能指数が50以下の方は、医療費の個人負担分を助成します。ただし、健康保険などで附加される給付金は除かれます。(所得制限があります)
自立支援医療 (更生医療)	身体に障がいのある方に対し、その日常生活能力または職業能力を回復し、もしくは獲得させることを目的に行われる医療を受ける場合に費用の一部を負担します。(18歳以上の方で人工透析、人工関節置換術、心臓手術など)
自立支援医療 (育成医療)	満18才未満で、身体に障がいのある方や今にかかっている病気をそのままにしておく身体に障がいが残る可能性がある方が、手術等によってその障がい等の改善が見込まれるような医療を受ける場合に費用の一部を負担します。
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患のある方が、通院による医療を受ける場合に費用の一部を負担します。

相談支援事業

神埼市役所 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業を実施しています。

事業名	内 容
計画相談支援 (障がい児相談支援)	障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによるサービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の検証、計画の見直し(モニタリング)を行います。
地域移行支援 地域定着支援	(地域移行支援) 障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がい者が、退所または退院する際の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。 (地域定着支援) 地域で生活する障がい者の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や支援を行います。

障害者手当

神崎市役所 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

◆特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者などに支給されます。

ただし、児童が障がいを支給理由とする公的な年金を受給している場合や、施設に入所している場合は受給できません。

◆障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障がい状態にあるため日常生活で常時介護を必要とする方に支給されます。

ただし、児童が障がいを支給理由とする公的な年金を受給している場合や、施設に入所している場合は受給できません。

◆特別障害者手当

20歳以上であって、著しく重度の障がい状態にあるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

ただし、施設に入所している場合や病院に3ヶ月以上入院するに至った場合は、受給できません。

※いずれも所得制限があります。

佐賀県パーキングパーミット

神崎市役所 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

※県の事務所でも申請の受付ができます

県庁 健康福祉部 社会福祉課

☎25-7053

佐賀中部保健福祉事務所

☎30-3600

▶パーキングパーミット制度とは？

県・市町の施設やショッピングセンターなどの身障者用駐車場に、県内に共通する身障者用駐車場利用証(パーキングパーミット)を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車スペースを確保する制度です。

この制度では、身障者用駐車場を利用できる人を「歩行困難な方」とし、身体に障がいのある方をはじめ、高齢者や妊産婦の方なども申請し、認められれば利用することができます。

※申請するときは、それぞれ必要な添付書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。

▼身障者用駐車場標示



▼身障者用駐車場看板



ヘルプマーク

神崎市役所 高齢障がい課 障がい者福祉係 ☎37-0111

※県の事務所等でも交付しています。

・県庁障害福祉課 ☎25-7143

・県難病相談支援センター

・各保健福祉事務所

・JR佐賀駅

◆ヘルプマークとは？

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や

配慮を必要としている方が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。



民生委員児童委員

神崎市役所 福祉課 地域福祉係 ☎37-0110

こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

《民生委員児童委員》

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活にお困りの方や心身に障がいがある方や児童・高齢者などのことで問題を抱えている方々の相談相手として地域で活動されています。

生活にお困りの方

神崎市役所 福祉課 生活福祉係 ☎37-0110

《生活保護》

病気やそのほかの事情により生活に困窮している世帯に対して、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるように援助する制度です。

生活困窮者自立支援

神崎市生活自立支援センター
(千代田町福祉センター2階) ☎97-6730

仕事や生活などでお困りの方に対して、神崎市生活自立支援センターでは次のような支援を行っています。

《自立相談支援事業》

生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を支援員が受け付けます。どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援計画を作成、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

《家計改善支援事業》

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画を作成します。さらに、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再建に向けた支援を行います。

《子どもの学習・生活支援事業》

子どもおよび保護者に対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を行います。また、子どもの居場所を創出するとともに、対象者にあった高等学校等進学およびその後の円滑な学生生活の実現を図ることにより、経済的・社会的自立を促すために必要な支援を行います。

◆対象者

神崎市在住の被保護世帯等(ひとり親世帯・準要保護世帯等)の小学生および中学生

◆実施場所

神埼町	神崎市中央公民館	(毎週火曜日)
千代田町	千代田交流センター	(毎週水曜日)
脊振町	脊振交流センター	(毎週木曜日)

◆時間

午後5時～午後8時

【就労準備支援事業】

就労に対し課題を抱えている方に対して、就労意欲の喚起や就労に向けて日常生活習慣の改善、対人スキルトレーニングなどを計画的に行い、就労に向けた支援を行います。

【住居確保給付金の支給】

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額(上限額あり)を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

◆支給対象者

支給申請時に、次の要件すべてに該当する方が対象となります。

- ①離職等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること
- ②申請日において、離職、廃業の日から2年以内(例外規定あり)であること。又は、休業等により収入が減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にあること。
- ③離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④申請日の属する月における、申請者および申請者同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額(収入基準額)以下であること〔収入要件〕
- ⑤申請日における、申請者および申請者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6(ただし、100万円を超えないものとする。)以下であること〔資産要件〕
- ⑥公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧申請者および申請者同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

ひとり親家庭の父または母が就職に有利な資格取得を目指し、1年以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図る為、毎月一定額の訓練促進給付金を支給します。また卒業後に修了支援給付金を支給します。

◆対象者

- ・神崎市内に住所を有するひとり親家庭の父または母
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ・1年以上の養成機関で修業する方
- ・過去に本事業による訓練促進費を受給していない方

◆対象となる資格

看護師・准看護師、介護福祉士
保育士、理学療法士、作業療法士など

※申請を希望される場合は、事前相談が必要です。電話でご予約の上、こども家庭課窓口までお越しください。

社会福祉協議会

神崎市社会福祉協議会

本所・脊振支所 ☎59-2227(脊振町高齢者生活福祉センター内)

神崎支所 ☎51-1822(神崎市中央交流センター内 3階)

千代田支所 ☎44-3121(千代田町福祉センター内)

（神崎市社会福祉協議会）

社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

事業所	内 容
ボランティア活動の振興	ボランティア活動への参加を呼びかけます。また、ボランティアの力による住民相互の助け合い活動を推進してまいります。
共同募金事業	法律で定められた共同募金運動を行い、地域福祉の推進を図ります。
福祉資金貸付事業	低所得者等に対し、低額の貸付を行います。
無料法律相談事業	弁護士が、神崎市内在住の方の相談に応じます。
市からの指定管理運営・福祉サービス受託事業等	福祉センター等施設の管理運営、福祉サービス等を市から委託を受けて行います。
シルバー人材センター事業	家庭・企業からの補助的・短期的就業に対し、高齢者を派遣し、また就業を希望する高齢者に対し、就業機会の提供を行います。
通所介護・デイサービス事業	介護保険の認定を受けられた高齢者に対し、デイサービスの送迎、昼食、入浴(一般浴、機械浴)、レクリエーション、機能訓練等サービスを行い、心身機能の維持、家族負担の軽減等に努めます。
生活援助型訪問サービス事業	要支援者等の居宅を訪問し、買物、調理、清掃などの生活援助の提供を行います。
地域住民のニーズ調査、把握、普及、宣伝	地域住民の多様なニーズに対応するため、調査等を行い、情報の収集・提供を行います。
日本赤十字事業	国際救護活動や災害救護活動の人的使命に基づき、赤十字事業の普及と事業推進に努めます。

シルバー人材センター

神崎市シルバー人材センター(神崎市社会福祉協議会内)

神崎支所 ☎51-1822(神崎市中央交流センター内 3階)

◆シルバー人材センター会員募集

◆入会条件

- ・健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方
- ・神崎市在住で当センターの趣旨に賛同される方

◆主な仕事内容

除草、草刈、屋内外清掃、剪定、農作業、襖・障子張替えなど



健康診査・がん検診等・健康相談・特定保健指導

神崎市役所 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

《各種健診・各種がん検診など》

◆基本的な健康診査

項目	対象者	R5年度 自己負担金額	検査内容
若年健診	20歳～39歳	400円	身体計測・血圧測定・診察・尿検査・血液検査
特定健診	40～74歳の 神崎市国民健康保険加入者	1,000円	身体計測・血圧測定・診察・尿検査・血液検査・心電図 ◆基準に該当し医師の判断で追加するもの:貧血検査、眼底検査
健康診査	生活保護受給者	無料	身体計測・血圧測定・診察・尿検査・血液検査 ◆基準に該当し医師の判断で追加するもの:心電図、貧血検査、眼底検査
後期高齢者健診	後期高齢者 医療保険加入者	無料	身体計測・血圧測定・診察・尿検査・血液検査 ◆基準に該当し医師の判断で追加するもの:心電図、貧血検査、眼底検査

◆集団で受けるがん検診

項目	対象者	R5年度 自己負担金額	検査内容
肺がん検診	40歳以上	500円	胸部レントゲン撮影 ◆65歳以上の方に結核健診を無料で追加します。
		500円	喀痰検査 ◆問診により必要な方に追加できます。
胃がん検診	40歳以上 75歳以上の方は基本的に個別医療機関をお勧めします	500円	バリウムによる胃透視検査
大腸がん検診	40歳以上	500円	便潜血検査 検診日に検査容器を受け取り、自宅便を2日分採取し、後日提出します。
前立腺がん検診	50歳以上男性	500円	血液検査(PSA検査)
乳がん検診	40歳代の女性	1,000円	マンモグラフィ2方向
	50歳以上の女性	500円	マンモグラフィ1方向
子宮頸がん検診	20歳以上女性	500円	子宮頸部の細胞診・視診 ※30～44歳の方はHPV(ヒトパピローウイルス)検査を無料で追加。
骨粗しょう症検診 ※毎日健診では受けられません	40・45・50・55・60・65・70歳女性	500円	腕の骨密度測定

◆個別で受けるがん検診

項目	対象者	R5年度 自己負担金額	検査内容
胃がん検診	50歳代、60歳代の偶数年齢	3,000円	胃内視鏡検査
子宮頸がん検診	20歳以上女性	1,500円	子宮頸部の細胞診・視診 ※30～44歳の方はHPV(ヒトパピローウイルス)検査を無料で追加。

◆肝炎ウイルス検査

項目	対象者	R5年度 自己負担金額	検査内容
肝炎ウイルス検査	20歳以上で過去未検査者	無料	血液検査 (B型肝炎ウイルス抗原検査・C型肝炎ウイルス抗体検査)

◆歯周疾患検診

項目	対象者	R5年度 自己負担金額	検査内容
歯周疾患検診	40・50歳	無料	市内歯科にて個別検診

《受診方法》

◆集団健(検)診

◆住民総合健診

項目	若年健診、特定健診、健康診査、後期高齢者健診、肺がん検診・結核健診、胃がん検診(胃バリウム検査)、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査
会場	脊振交流センター、神崎町保健センター(神崎市中央交流センター)、千代田町保健センター

◆レディース検診

項目	乳がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症検診
会場	脊振交流センター、神崎町保健センター(神崎市中央交流センター)、千代田町保健センター

◆毎日健診

項目	若年健診、特定健診、健康診査、後期高齢者健診、肺がん検診・結核健診、胃がん検診(胃バリウム検査)、大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診
受け方	①佐賀県健康づくり財団へ予約する ⇒ ②受診票などが自宅に届く ⇒ ③受診する
会場	佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター [所在地]佐賀市水ヶ江1丁目12-10 【電話】0952-37-3314

◆窓口大腸がん検診

受け方	①神崎市役所健康増進課窓口で容器を受け取る ⇒ ②2日分の便を採取する ⇒ ③神崎市役所健康増進課窓口へ提出する
場所	神崎市役所 健康増進課(本庁1階) ☎0952-51-1234

※神崎市国民健康保険以外の医療保険被扶養者の健康診査

受け方	①加入している医療保険者より受診券が届く。 ※受診券の発送時期は各医療保険者により異なりますのでお手元がない場合はお早めにお問合せください。 ②佐賀県健康づくり財団(☎0952-37-3315)へ予約する。 ③佐賀県健康づくり財団より受診票や尿検査容器が自宅に届く。 ④住民総合健診、毎日健診のいずれかで受診する。 当日は受診券、受診票、尿検査容器、健康保険証をお持ちください。 ※受診券と健康保険証がないと受診できませんので、忘れないようご注意ください。
会場	◆住民総合健診…脊振交流センター、神崎町保健センター(神崎市中央交流センター)、千代田町保健センター ◆毎日健診…佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター

◆個別健(検)診

項目	特定健診、後期高齢者健診、胃がん検診(胃内視鏡検査)、子宮頸がん検診
受け方	①医療機関に申し込み ⇒ ②受診する ※胃がん検診(胃内視鏡検査)は、健康増進課(☎51-1234)に事前申し込み
実施期間	通年実施(後期高齢者健診は2月末まで)
受診場所	医療機関(詳しくは全戸配布チラシ、市報、神崎市HPをご覧ください)

《健康相談・健康講話》

個別の健康相談や各地区からの申請により、健康講話や血圧測定を実施します。お気軽にご相談ください。

《特定保健指導》

特定保健指導は、健診の結果メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群と診断された方を対象に生活習慣病を改善するための支援を行います。



国民健康保険人間ドック検査費助成事業

神崎市役所 市民課 国保医療係 ☎37-0115

神崎市では、神崎市国民健康保険加入のみなさんが健康の保持増進や病気を早期発見できるよう、人間ドック検査費の一部助成を行っています。

詳細は、毎年市報等でお知らせしますので、ご希望の方は申し込みをお願いします。

対象者	神崎市国民健康保険に加入され、次の全てに該当する方 ①当該年度4月1日現在40歳以上で検査日に75歳未満 ②国民健康保険税を完納している ③当該年度に市が実施する特定健診を受けていない
助成定員	200人
検査内容	●身体測定等 身長・体重・腹囲・視力・聴力・血圧・尿検査 ●血液検査 37項目 ※初回のみ血液型追加 ●その他 胸部X線検査・胃部検査・腹部超音波検査・検便・心電図・眼底検査・眼圧測定・呼吸機能検査
助成金額	※検査料金のうち20,000円を市が助成します
検査場所	佐賀県健康づくり財団 佐賀県健診・検査センター 佐賀中部病院 健康管理センター

※人間ドック検査日に75歳になる方や国保の資格を喪失した方は受診できません。

※同一年度内の受診は、特定健診(集団健診・個別健診・毎日健診・ヘルスサポート)または日帰り人間ドックのいずれかを選択してください。

※健診結果に基づき、市の保健師が生活習慣の改善の必要性に合わせ、保健指導を行う場合があります。

高齢者インフルエンザ予防接種助成

神崎市役所 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

インフルエンザの予防には、うがい、手洗い、日頃から十分な栄養や休養をとることが大切です。高齢者、免疫力が弱い方は、インフルエンザから肺炎を併発し重症化することがありますので予防接種をおすすめしています。

市では、次の方たちに対し、接種費用の助成を行っています。

◆対象者

- ①神崎市民で、接種当日満65歳以上で接種を希望する方
- ②接種当日、満60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に身体障害者手帳1級程度の障がい有し、接種を希望する方

◆接種期間 毎年10月1日～12月31日

◆助成回数 1回

◆料 金

自己負担1,200円(医療機関の窓口でお支払いください)
※生活保護世帯に属する方は全額補助です。市が発行する証明書を医療機関へ提出してください。

◆持参するもの

・年齢を確認できるもの(免許証・健康保険証など)

※予約票は医療機関窓口にあります。

◆申し込み

医療機関に直接予約してください。

県内の医療機関で、市の補助による予防接種を受けることができますが、県外の医療機関で接種を希望される方は、事前にご連絡ください。

不妊治療助成

神崎市役所 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

◆神崎市不妊治療助成

神崎市では不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るために治療費の一部助成を行っています。

◆助成対象者

婚姻届を行った夫婦で、治療開始時点の妻の年齢が43歳以上であり、夫または妻のいずれか一方または両方が神崎市に1年以上居住している方

◆所得制限について

夫と妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること。

◆助成対象となる不妊治療

夫婦間で行う健康保険が適用されない「人工授精」「体外受精」「顕微授精」

※医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても助成の対象となります。

◆助成期間 通算して5年間

◆助成金額

医療機関に支払った助成対象治療費の額に10分の7を乗じて得た額から、他市町等からの助成額等を差し引いた額。1年度あたりの上限額は初年度20万円、次年度以降10万円。

保健施設

◆神崎町保健センター

(神崎市中央交流センター2階)

所在地	神崎市神崎町 鶴3456-5
問い合わせ先	神崎市役所 健康増進課 ☎51-1234



◆千代田町保健センター

所在地	神崎市千代田町 直島57-1
問い合わせ先	千代田町保健センター ☎44-2021



◆使用料金

	使用料金	冷暖房費
機能訓練室	250円	100円
調理室、会議室、保健指導室 (会議等に利用の場合)	100円	100円

※市外者の使用は、倍料金となります。



健康

福祉関連施設

◆神崎市憩の家 「に比山温泉 もみじの湯」

所在地	神崎市神埼町の1724-1
問い合わせ先	神崎市憩の家 ☎55-6267



- ◆利用時間 午前10時～午後9時
- ◆休日 毎月第3水曜日(祝日の場合は翌日)
- ◆温泉使用料

区 分	金 額	
	神崎市内居住者	神崎市外居住者
小学生未満の乳幼児及び児童	無料	無料
小学生・中学生	100円	200円
上記以外の者(高校生以上)	300円	500円

※回数券を利用いただくと、10回分の料金で11回の温泉利用ができます。

◆部屋使用料

区 分	4時間～8時間	4時間以内	備 考
大広間(全面)	10,000円	5,000円	
大広間(半面)	5,000円	2,500円	

区 分	使用料	備 考
大広間(小部屋)	250円	2時間以内の使用とする。
娯楽室	100円/人	1時間につき。ただし使用時間については2時間以内とする。

◆千代田町福祉センター

所在地	神崎市千代田町直島142
問い合わせ先	千代田町福祉センター ☎44-3121



- ◆利用時間 午前9時～午後10時
- ◆休日 日曜日、祝日、第2・4土曜日、12月28日～翌年1月3日
- ◆利用料金(1時間あたり)

	室内使用料	冷暖房費
大集会室	400円	300円
1階和室(大)、1階和室(小)、休憩室、調理室、中会議室、教養室、研修室、2階和室、民生室、心配事相談室	100円	100円

※市外者の使用は、倍料金となります。

※営利目的の使用は、倍料金となります。

◆入浴料

	市内者	市外者
1日につき	150円	250円

◆脊振町高齢者 生活福祉センター 「そよかせ荘」 (せふりふれあいセンター)



所在地	神崎市脊振町広滝532-1
問い合わせ先	脊振町高齢者生活福祉センター 「そよかせ荘」、神崎市社会福祉協議会 ☎59-2227

- ◆開館時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◆休日 土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日



健康





子育て

乳幼児

神崎市役所 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234
千代田町保健センター ☎44-2021

《母子健康手帳交付》

妊娠届出書、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちになり、健康増進課または千代田町保健センター窓口へ届け出てください。母子健康手帳および妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診券を交付します。

母子健康手帳は妊娠から出産、出生後の赤ちゃんの成長・発達を記録していくものですので、大切に保管してください。

《出産・育児》

子どもたちの健全な成長を支援するために、次のような事業や支援を実施しています。保健師が対応しますので、お気軽にご相談ください。

事業名	対象者	内 容	実施場所
母子健康手帳交付	妊婦	母子健康手帳交付、妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診券交付	・神崎市役所健康増進課 ・千代田町保健センター
妊産婦サロン&あかちゃん広場	妊産婦および1歳未満児	参加者同士の交流や親子のふれあいなど ※要予約	保健センター
乳幼児相談	乳幼児	身体計測、育児相談、栄養相談 ※要予約	保健センター
リトルわんぱくKID'S	乳幼児	親子遊び、絵本の読み聞かせ、保護者同士の交流、育児相談など ※要予約	脊振交流センター
すこやか子育て相談室	妊産婦および乳幼児	臨床心理士による個別相談 ※要予約	保健センター
ことばの相談	乳幼児	言語聴覚士による個別相談 ※要予約	保健センター

《健康(育児)相談》

妊婦・出産後のお母さんの健康や育児についての悩みや心配なことなどについての相談に保健師が対応しますので、お気軽にご相談ください。

《乳幼児健康診査》

健診名	対 象	受診形態	実施場所
乳児健診	3か月～4か月児	集団	保健センター
	6か月～1歳未満児	個別	医療機関
1歳6か月児健診	1歳6か月～2歳未満	集団	保健センター
3歳児健診	3歳6か月～4歳未満		

▶注意点

- ・乳幼児健診(集団)の対象者の方には事前に通知を行います。健診日の10日前になっても届かない場合には、ご連絡ください。
- ・やむをえず日程等を変更することがありますので、市報やホームページなどでご確認ください。
- ・持ってくる物…母子健康手帳、問診票(各種健診)、バスタオル(乳児健診)、その他必要な物(おむつ、飲み物、着替えなど)

《歯科保健》

妊婦、子ども達の健康な歯と歯ぐきを守るために、次のような事業を行っています。

事業名	対象者	内 容	実施場所
歯科健診	1歳6か月児・3歳児健診受診者	歯科医による口腔内の診察	保健センター
歯科相談	3～4か月児健診受診者、1歳6ヶ月児・3歳児健診受診者	歯科衛生士による歯科に関する相談	
フッ化物塗布	1歳6ヶ月児・3歳児健診受診者	歯科健診、フッ化物溶液の歯面塗布	
フッ化物洗口	ブクブクうがいができる幼児(市内実施園に通園している幼児)	フッ化ナトリウム水溶液によるブクブクうがい	市内の実施希望園
妊婦歯科健診	妊婦	歯科医による口腔内の診察(個別健診)	市内の委託歯科医院

五感を磨く宝島。

学校法人 光生学園 認定こども園 神埼こども園

〒842-0002 神崎市神埼町田道ヶ里2153-5
TEL (0952)53-4500
FAX (0952)53-4573
ホームページアドレス <http://kanzaki.youchien.co/>

社会福祉法人 同朋
幼保連携型認定こども園

神埼双葉園

神崎市神埼町田道ヶ里2245
TEL 0952-52-3609
FAX 0952-52-4353

社会福祉法人

神埼保育園

生後6ヶ月からお預かりします。

保育時間 7:00～18:00
＜延長保育 18:00～19:00＞
☎0952-52-3632
〒842-0002 神崎市神埼町田道ヶ里2575番地

◆予防接種

《定期予防接種》

予防接種法によって対象疾病、対象者および接種期間などが定められた予防接種。

種 類	対象年齢
ロタウイルス	・ロタリックス 生後6週～24週 ・ロタテック 生後6週～32週
Hib	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで ※接種開始年齢により、接種回数が異なります。
小児用肺炎球菌	1歳の誕生日の前日まで
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後2か月～7歳6か月の前日まで
BCG	1歳の誕生日の前日まで
麻しん・風しん混合(MR)	1期:1～2歳の誕生日の前日まで 2期:就学前1年間にある児
日本脳炎	1期:生後6か月～7歳6か月の前日まで 2期:9～13歳の誕生日の前日まで 特例:H15.4.2～H19.4.1生まれの20歳未満
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	11～13歳の誕生日の前日まで
HPV (子宮頸がん)	小学6年生～高校1年生相当の女子 キャッチアップ接種(令和7年3月31日まで) H9.4.2～H19.4.1までの間に生まれた女子

◆予防接種の受け方

- ・佐賀県内の実施医療機関で接種できます。
- ・各自で直接、医療機関へお申し込みください。

◆費用 無料

◆持って行く物

- ・母子健康手帳、予診票(医療機関窓口にもあります)

◆注意点

- ・予防接種を受ける前に必ず「予防接種と子どもの健康」を読み、予診票を記入してください。
- ・予診票を紛失された場合は、お問い合わせください。
- ・対象年齢以外に接種した場合は任意接種となり、接種費用は自己負担となります。
- ・市外に転出される場合は、市町によって接種方法が異なりますので、転出先の予防接種担当課へお問い合わせください。

ベビー用品貸与

神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

◆貸与するベビー用品と貸与期間

- ・ベビーベッド 貸与決定の日～1歳の誕生日
(申請は、妊娠32週から受け付けます。母子手帳をお持ちください)
- ・ベビーカー 貸与決定の日～2歳の誕生日
(申請は、出産後受け付けます)

◆貸与を受けることができる方

市に住所を有し、新生児が誕生する保護者で、その方の所得が児童手当所得制限限度額以内であることが条件です。
(例 扶養1人の場合、所得660万円以内)

◆申請手続きに必要なもの

母子健康手帳、所得課税証明書
※所得課税証明書は、1月1日時点で市内に住所を有する方は不要です。

◆申請窓口

神崎市役所 こども家庭課

◆受け取り場所

神崎市社会福祉協議会

妊産婦産前産後ヘルパー派遣

神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

◆ヘルパー派遣を受けることができる方

市内在住の妊産婦、産後6ヶ月未満の方
※ただし、出産前後体調不良により家事や育児を行うことが困難で、日中助産者がいない家庭に限る。

◆派遣期間

出産前から出産後の6ヶ月未満
(出産前は、医師から安静と診断されたものに限る。多胎児出産については、産後1年未満)

◆利用時間 午前9時～午後5時

(1回の利用時間は2時間以内、1日2回まで利用可)

◆利用回数 10回まで

(多胎児出産については、20回)



子育て

広 告

放課後等デイサービス
はなまる 神埼教室

HPも見てね♪

神崎市千代田町境原 282-13
TEL/FAX 0952-37-3058

佐賀市認可小規模保育 A 0～2 歳児
佐賀駅南小規模保育園

定員 3名園定
19名 13名(1歳・2歳) 6名(0歳)

★受入月齢/3ヶ月～(首がすわってから)★

随時見学可能

☎0952-97-8436

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-1-18 アクロス 103

送迎受付中

園児募集

ホームページ

インスタ

ゆめひろば

見学・体験受付中!!

放課後等
デイサービス
6～18歳を対象

児童
発達支援
0～5歳を対象

個別・集団療育
一人一人にあわせた活動

運動療育
スポーツなど運動を通して

コミュニケーション向上
簡単な英語を使って

ゆめひろば
【放課後等デイサービス】【児童発達支援】

〒840-0815 佐賀県佐賀市東町3-12 昭和ビル1.2号
TEL 0952-97-6261 FAX 0952-97-6351
https://yumehiroba-saga.com

スタッフ募集
お仕事にお問い合わせください
佐賀市役所 子育て支援係

◆支援内容

- ・家事に関すること
食事の支度や片付け、洗濯、掃除、生活必需品の買い物など
- ・育児に関すること
ベビーバスの準備、おもむつの片付け、ほ乳瓶洗浄、粉ミルクの調合、育児環境の整備など

◆利用料金(1時間あたり)

- ・400円(市民税非課税世帯 200円)

◆申請手続きに必要なもの

- 母子健康手帳、所得課税証明書
※所得課税証明書は、1月1日時点で市内に住所を有する方は不要です。

◆申請窓口

神崎市役所 こども家庭課

子どもの医療費助成

神崎市役所 市民課 国保医療係 ☎37-0115

◆子どもの医療費助成事業

支給対象を0歳から小学生未満とし、保険診療にかかる一部負担金の額を助成します。

＜対象となる乳幼児＞

神崎市内に住所を有する0歳から6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者で、健康保険の被扶養者であること。

＜助成対象保険診療および助成方法＞

◆助成対象

- ・保険診療の一部負担金
- ・訪問看護療養費の自己負担金
- ・養育医療、育成医療の自己負担金

◆助成方法

- ・県内医療機関等(一部県外含む)医療機関等窓口で「子どもの医療費受給資格証」を提示。
医療機関ごとに、入院は月額上限1,000円まで支払い、通院は月額上限500円×2回まで支払う。
- ・県外医療機関等
医療機関等を受診の際に一部負担金(2割)を支払う。
「子どもの医療費助成申請書」に必要事項を記載して市に申請する。
市から指定口座に助成額を振り込みます。

※助成金申請時には申請書の医療機関記載欄に保険診療総点数及び領収額を医療機関等から記載してもらうか、保険診療総点数が記載された医療機関等発行の領収書を添付してください。

※申請書は診療月の翌月以降に、1医療機関(入院・外来・調剤等別)ごと、1ヶ月分まとめて申請してください。

※申請期間は、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

※保育園・幼稚園管理下での怪我等でスポーツ振興センターより保険給付を受けるものは対象外です。

小・中学生および高校生等医療費助成

神崎市役所 市民課 国保医療係 ☎37-0115

支給対象は小学1年生から高校3年生等までとし、保険診療にかかる一部負担金を助成します。

＜対象となる小・中学生および高校生等＞

神崎市内に住所を有する6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、健康保険の被扶養者であること。

＜助成対象保険診療及び助成方法＞

◆助成対象

- ・保険診療の一部負担金
- ・訪問看護療養費の自己負担金
- ・養育医療、育成医療の自己負担金

◆助成方法

- ・県内医療機関等窓口で「子どもの医療費受給資格証」を提示。
医療機関ごとに、入院は月額上限1,000円まで支払い、通院は月額上限500円×2回まで支払う。
- ・県外医療機関・整骨院等
医療機関等を受診の際に、一部負担金(3割)を支払う。
「小・中学生及び高校生等医療費助成申請書」に必要事項を記載して市に申請する。
市から指定口座に助成額を振り込みます。

※助成金申請時には申請書の医療機関記載欄に保険診療総点数及び領収額を医療機関等から記載してもらうか、保険診療総点数が記載された医療機関等発行の領収書を添付してください。

※申請書は診療月の翌月以降に1医療機関(入院・外来・調剤等別)ごと、1ヶ月分まとめて申請してください。

※申請期間は、診療を受けた月の翌月から1年以内です。

※学校管理下での怪我等でスポーツ振興センターより保険給付を受けるものは対象外です。

児童手当

神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援する制度で、中学校修了前までの児童一人につき、児童を養育する親等に支給されます。

◆申請手続き

手当を受給するためには、申請手続きが必要です。神崎市に転入された場合や、お子さまがお産まれになった場合は、必ず15日以内に窓口で手続きを行ってください。
15日以内に申請をされますと、転入月または出生月の翌月分からの支給となりますが、手続きが遅れた場合、翌々月分以降からの支給となる場合がありますので、ご注意ください。

◆申請手続きに必要なもの

○転入・第1子出生の場合

- 1) 請求者(※)の健康保険証
- 2) 請求者名義の通帳
- 3) 請求書及び配偶者の個人番号(マイナンバー)を確認できるもの

※請求者とは、児童を養育している方のうち主として生計を維持する方(父または母など)となります。

※請求者が公務員である場合、勤務先での手続きとなります。

※請求者と児童が別居されている場合、父母以外の方が養育している場合等には、他に必要となる書類があります。

○第2子以降出生の場合

- 1) 請求者の健康保険証

◆支給日

6月、10月、2月の原則15日に支給します。

6月15日支給分(2月分～5月分)

10月15日支給分(6月分～9月分)

2月15日支給分(10月分～1月分)

◆現況届

毎年6月に受給者と児童の状況を確認し、引き続き受給資格があるかどうか確認するため現況届の提出をお願いしています。提出の必要がある方には、毎年6月上旬に通知を送付しますので、6月中に提出してください。

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

<児童扶養手当>

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末(障害児の場合は20歳未満)までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健やかな成長を応援することを目的として、支給される手当です。

◆支給対象要件

次のいずれかに該当する児童を扶養しているひとり親家庭の父または母、養育者(祖父母等)に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父(母)が死亡または生死不明である児童
- ・父(母)が重度の障がいがある児童
- ・父(母)が1年以上拘禁されている児童
- ・父(母)から1年以上遺棄されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

◆支給対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、手当を受給する事ができません。既に受給中である場合は、下記に該当するようになった月の翌月から手当が受給できなくなりますので、速やかに担当課までお知らせください。届出をされないままですと、後で遡って返還していただくことになりますので、ご注意ください。

- ・婚姻の届出をしたとき
- ※婚姻の届出をしていなくても、同居をしたり、定期的な訪問や生計の補助を受けるようになった場合も含まれます。
- ・受給者や児童が、公的年金(国民年金・厚生年金の遺族年金、老齢年金、障害年金、各種共済組合金)を受けるようになったとき※
- ・児童が父(母)の公的年金の加算対象になったとき※
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・受給者が、限度額以上の所得のある親族(受給者の両親や兄弟等)と同居するようになったとき
- ・受給者や児童が国外へ転出したとき
- ※に該当する場合でも、公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります。

◆所得制限

受給者や同居する親族の前年の所得が一定額以上である場合は、手当の全額または一部を受給する事ができません。

◆支給月

奇数月の原則11日に支給します。

◆申請に必要な書類

- ・戸籍謄本(申請者及び児童のもの)
- ・申請者名義の通帳

<ひとり親家庭等医療費助成>

児童扶養手当とともに、ひとり親家庭を支援するための制度です。ひとり親家庭の方(父又は母、児童)が、健康保険により病院などの医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金を助成します。助成を受けることができる額は、保険適用となる医療費の自己負担分、対象者1人につき毎月500円を差し引いた金額となります。

助成を受けるためには、申請が必要です。

～現在、児童扶養手当および医療費助成を受けている方へ～

現在、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給資格をお持ちの方は、毎年8月に現況届を提出していただくことになっています。

この届けは、受給資格を調査するもので、提出されない場合は、手当が受給できなくなったり医療費助成が受けられなくなります。忘れずに手続きをしてください。

保育園・認定こども園

神崎市役所 こども家庭課 保育園・認定こども園係 ☎37-3873

保育園等は、保護者が働いていたり、病気などのため家庭において保育することのできない児童や教育を受けたい児童を保護者(祖父母を含む)に代わって保育・教育を実施する施設です。

◆入園の基準…生後6ヶ月から就学前の児童で、児童の保護者が次のいずれかの事情により保育ができない状況にあること。

(1) 家庭外労働

児童の保護者が外で仕事をしている。
(最低勤務時間が、月60時間以上)

(2) 家庭内労働

児童の保護者が家庭内で児童と離れて家事以外の仕事をしている。
(最低勤務時間が、月60時間以上)

(3) 親のいない家庭

死亡、行方不明、拘禁等の理由により親がいない家庭。

(4) 母親の出産、保護者の病気等

出産の前後(出産月を挟んで前後2ヶ月以内)や保護者が病気、負傷、心身に障害がある。

(5) 病人の看護等

家庭で長期にわたる病人や心身に障害がある人の介護、介助をしている。

(6) 家庭の災害

火災、風水害、地震等の災害の復旧にあたっている。

<注 意>

「下の子の保育に手がかかる」「友達がいない」「遊ぶ場所がない」等の理由では入園できません。また、入園希望者が多数の場合は、入園申込み及び面接により優先順位の高い方から入園を決定します。

※認定こども園の幼稚園の部は、教育の場となりますので、上記の制限はありません。

◆保育料

保育料は、児童を養育している保護者の市町村民税額(所得割課税額)の合計及び入園する児童の年齢で算定を行います。

3歳以上児は無償。副食費は保護者負担。

◆保育時間

原則として午前7時から午後6時まで

◆延長保育

市内全保育園で、延長保育を実施しています。

午後6時から午後7時まで(延長保育料:月2,000円が別途かかります。)

名 称	所在地	電話番号 (市外局番252)	定員 (名)
市立保育園一覧			
仁比山保育園	神崎市神崎町城原3137	52-2952	100
西郷保育園	神崎市神崎町横武805-1	53-4881	90
ちよだ保育園	神崎市千代田町境原8	44-6941	150
せふり保育園	神崎市脊振町広滝594-5	51-9051	35
私立保育園・認定こども園一覧			
神崎保育園	神崎市神崎町田道ヶ里2575	52-3632	90
ちとせ保育園	神崎市千代田町渡瀬2061-1	34-6450	70
サールナートこども園 (認定こども園)	神崎市千代田町境原488-1	44-3144	135
神崎こども園 (認定こども園)	神崎市神崎町田道ヶ里 2153-5	53-4500	200
神崎双葉園 (認定こども園)	神崎市神崎町田道ヶ里2245	52-3609	115
小桜こども園 (認定こども園)	神崎市神崎町本堀2565-1	52-3345	135

※認定こども園(幼稚園の部)に入園希望の方は、直接園へお申し込みください。



子
育
て

神崎市ファミリー・サポート・センター

神崎市ファミリー・サポート・センター

(千代田町保健センター内) ☎44-4908

開設時間(月曜日～金曜日)午前9時～午後4時

神崎市役所 こども家庭課 子育て支援係 ☎37-3873

◆神崎市では子育ての応援をしています！

＜神崎市ファミリー・サポート・センター＞

神崎市ファミリー・サポート・センターとは、地域の中で子育ての応援ができる人(提供会員)、子育ての応援をして欲しい人(依頼会員)、および利用もするが応援もできる人(両方会員)が会員となって保育園、放課後児童クラブ終了後の預かりなどの支援活動を行い、助け合う会員組織です。

依頼会員になるには、登録が必要です。＜入会無料＞

ご希望の方は、「神崎市ファミリー・サポート・センター入会申込書」を提出してください。

※登録用紙は、神崎市役所 こども家庭課・千代田町保健センター内に置いています。

◆利用対象者 生後6ヶ月～小学校6年生

◆利用料金(1時間あたり)

時間帯	金額	助成後の金額
平日：通常時間(午前7時～午後8時)	600円	400円
平日：早朝・夜間(上記以外)	700円	500円
土・日・祝日	700円	500円
病後児保育(軽度に限る)	700円	500円

※兄弟など、複数の子どもを預かる場合、二人目からは半額

※助成金…1時間あたり200円(利用料金が半額の場合は100円)

◆相互支援活動の内容

○保育園、幼稚園、小学校等(以下「保育施設等」という)の始業時間前または終業時間後の預かり

○保育施設・習い事等への乳幼児および児童の送迎

○軽度の病気の場合の預かり(感染症の場合は預かりません)

○保護者が疾病、冠婚葬祭または私的な用事で育児ができない場合の預かり

○その他子育てと仕事の両立のために必要な援助

※保護者がこんな時も…

○美容院へ行く時間

○病院へ通院する時間

○ショッピングの間など1～2時間でもOK

※預かりは、提供会員の家庭で行います。

*万が一の事故に備えて補償保険に加入しております。安心してご利用ください。(保険料はセンターが負担)



病児・病後児保育、一時預かり

神崎市役所 こども家庭課 保育園・認定こども園係 ☎37-3873

【一時預かり事業】

◆利用対象者

- ・原則として、神崎市に住所がある児童
- ・保育所等に在籍していない生後6ヶ月以上から小学校就学前の児童

◆利用時間

- ・平日 8:30～17:00(午前8:30～12:00、午後12:00～17:00)
- ・土曜日 8:30～12:00(午前のみ)

◆1日あたり利用料金

- ・3歳未満児(1人あたり) 1日保育1,800円、半日保育900円
- ・3歳以上児(1人あたり) 1日保育1,600円、半日保育800円

◆1月あたり利用限度日数

- ・仕事、就学などで断続的に家庭保育ができない場合 週3日以内
- ・病気、出産、介護などでやむを得ず家庭保育ができない場合 月14日以内
- ・心理的、肉体的な負担を解消するための私的理由の場合 月5日以内

【病児・病後児保育】

児童が病気やけがで保育園や小学校に行くことができない時に、代わりに預けることができる制度です。利用する際は事前登録および事前予約が必要です。

保育室名	場所	利用対象	利用時間	利用料金	電話番号
あまりえ保育園	神崎市千代田町	病児・病後児 生後3ヶ月～小学3年生	月～金曜日 8:00～17:00 土曜日 8:00～13:00	1日・半日 いずれも1,000円	37-1432
サールナートこども園	神崎市千代田町	病後児 生後6ヶ月～小学6年生	月～金曜日 8:00～17:00	1日:1,500円 半日: 750円	44-3144
ここから保育園	神崎市千代田町	病児・病後児 生後6ヶ月～小学6年生	月～金曜日 8:00～17:00	1日:1,500円 半日: 750円	44-3144
ぞうさん保育室	佐賀市高木瀬	病児・病後児 生後2ヶ月～小学3年生	月～金曜日 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00	1日:1,500円 半日: 750円	44-0022
かるがものへや	佐賀市木原	病児・病後児 生後2ヶ月～小学3年生	月～金曜日 8:00～18:00 土曜日 8:00～13:00	1日:1,500円 半日: 750円	26-4114

※利用料金:あまりえ保育園…おやつ、給食代含む

サールナートこども園、ここから保育園、ぞうさん保育室、かるがものへや…おやつ、給食代除く

子育て支援センター

神崎市子育て支援センター
(千代田町保健センター内) ☎44-4908

子育て支援の充実を図るため、千代田町保健センターを拠点に子育て支援、子育てに関するさまざまな情報発信に取り組んでいます。

専任の保育士が、遊び場の提供、育児相談などを行います。育児不安でお悩みの方など、いつでも自由にお越しください。

●利用時間

- 月曜日～金曜日 午前9時30分から午後3時30分まで
 ○ひだまりの会(毎週木曜日、午前10時から11時30分)
 季節の行事、お話し、リズム遊びなど、いろいろな楽しい遊びを行っています。また、「ママのためのスキルアップ講座(託児付)」も年7回程開催しています。
 ○ひだまりひろば
 千代田町保健センター内にあり、毎日親子で自由に遊べます。

小・中学校

神崎市教育委員会 学校教育課 教育指導係 ☎37-3592

《入学手続》

4月から小学生・中学生になるお子さんのいる家庭には、入学学校名などを記載した「入学通知書」を1月末に通知します。なお、次の場合はご連絡ください。

1. 市内で住所を変えられる予定の方
2. 市外への転出を予定されている方
3. 入学通知書の氏名・生年月日などに誤りがある方
4. 入学通知書が届かない方
5. 市内の小学校・中学校に入学されない方

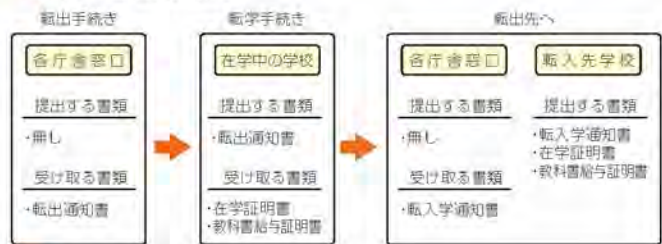
小中学校一覧		
学校名	所在地	電話番号
神崎小学校	神崎市神崎町枝ヶ里349	52-4175
西郷小学校	神崎市神崎町横武868	52-3215
仁比山小学校	神崎市神崎町鶴1634	52-2504
千代田東部小学校	神崎市千代田町渡瀬1964-1	44-2211
千代田中部小学校	神崎市千代田町直鳥15-1	44-2005
千代田西部小学校	神崎市千代田町餘江1496	44-2338
脊振小学校	神崎市脊振町広滝580	59-2002
神崎中学校	神崎市神崎町鶴3565	52-3175
千代田中学校	神崎市千代田町直鳥929-1	44-2222
脊振中学校	神崎市脊振町広滝594-1	59-2221

《小中学校での転入学・転出》

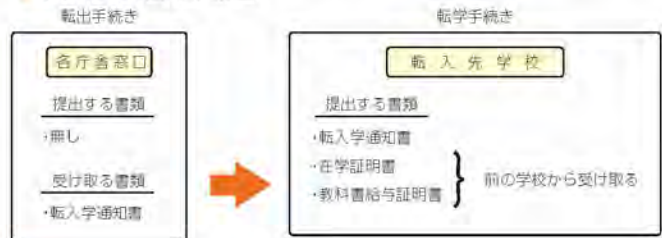
◆市内での住所変更(転校の場合)

前の学校で「在学証明書」を発行してもらい、転入先の学校へお持ちください。

◆市外へ転出の場合



◆市外から転入の場合



指定学校変更、区域外就学の基準

神崎市教育委員会 学校教育課 教育指導係 ☎37-3592

市では、特別な理由がある場合には、教育委員会が指定している学校以外への入学または通学を認めています。

神崎市教育委員会が定めている『承認基準』を確認され、該当する項目のある方は、申請書を提出してください。

◆使用する申請書について

- ・市内の他の学校へ通学させたい場合 校区外就学申請書
- ・市外の住所から、市内学校へ通学させたい場合 区域外就学申請書

就学援助制度

神崎市教育委員会 学校教育総務課 教育総務係 ☎37-3591

市では、経済的な理由から市内の小・中学校に通うお子様の学用品費や給食費の支払いにお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度を設けています。

◆援助を受けることができる方

生活状態が生活保護世帯に準ずる程度に困窮している家庭

◆援助の内容

学用品費・給食費・医療費(学校保健安全法に規定されている疾病の治療に限る)・修学旅行費・校外活動費等

◆申請方法

神崎市教育委員会備え付けの「就学援助申請書」に必要事項を記入し、必要な書類をそえて神崎市教育委員会学校教育総務課へ提出してください。

◆認定

認定にあたっては、世帯全員(住民票は別でも、一緒に住んでいれば同一世帯とみなします)で判断します。税の申告がされていないと、審査ができませんのでご注意ください。転入して間もない方は、前住所地から世帯全員分の『課税・所得証明書』を取り寄せてください。

放課後児童クラブ

神崎市教育委員会 社会教育課 社会教育係 ☎37-3593
 神崎市中央公民館 ☎53-2325
 神崎市千代田公民館 ☎44-2731
 神崎市脊振公民館 ☎59-2131

◆放課後児童クラブのご案内

保護者が働いているなどの理由で、昼間家に保護者等のいない児童を気づかり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設しています。入会希望の方は、お申し込みください。

- ◆対象 小学1年生から6年生まで
- ◆申し込みに必要なもの
 - ①放課後児童クラブ入会申込書
 - ②児童健康等生活調査
 - ③誓約及び承諾書
 - ④就労証明書または申立書(両親および70歳未満の同居の親族の方)
 - ⑤傷害保険料(年額800円)
- ◆注意事項
 - ・土曜日の方の入会は不可。
 - ・終了時間の午後6時までには保護者の迎えが必要です。
 - ・給食のない日は、弁当、水筒持参となります。
 - ・日曜、祝日、お盆、年末年始は実施しません。
- ◆開設時間

平日(月～金) 放課後～午後6時
 土曜・長期休業期間等 午前7時～午後6時
- ※延長はいずれも午後6時30分まで
- ◆負担金(クラブ費等が別途必要です)

平日(月額) 2,000円
 土曜日(月額) 1,000円
 春休み 1,000円
 夏休み 4,000円
 冬休み 1,000円
 学年末 1,000円
- ◆開設場所

小学校名	クラブ名
神埼小	新樹クラブ
	せんだんクラブ
西郷小	若菜クラブ
仁比山小	山王クラブ
千代田東部小	じろうクラブ
千代田中部小	じょうばるクラブ
千代田西部小	ひしのみクラブ
脊振小	脊振児童クラブ

地域学校協働活動

おむすびチーム(地域学校協働活動推進員)
 ☎52-2155(直通)、☎37-3593(社会教育課代表)

おむすびチームは、地域と家庭と学校の子育て応援団です。

項目	内容
情報誌「おむすび」	学校支援を行った内容や携わった方の紹介をしています。
学校支援・環境整備	学校に学習支援、環境整備など地域のボランティアをコーディネートしています。

ドリームパーク(神崎市放課後子供教室)

神崎市教育委員会 社会教育課 社会教育係 ☎37-3593

ドリームパーク(神崎市放課後子供教室)は、市内の小学校などで、放課後に地域のボランティアにより、多様な活動を行い、子どもたちに安心・安全な居場所を作ることを目指す事業です。

料理・工作・ニュースポーツ・絵本・剣道・昔遊び・生け花・茶道などを神崎市内にある小学校7校の教室や体育館、運動場を使って行っています。

- ◆開催日

水曜日 月2回(基本は隔週)
 15時20分から16時40分まで
- ◆対象年齢 市内の小学1年生から6年生まで
- ◆参加費
 - ・保険料(年間) 800円
 (放課後児童クラブ参加者は必要ありません)
 - ・材料代(前期・後期) 各1,200円
- ◆定員

1教室につき、定員18名程度
 (定員を越えた場合は、抽選をします)
- ◆申込時期

前期…4月 後期…9月
- ※学校から申込用紙が配られます。



ごみ

神崎市役所 生活環境推進課 ☎37-0112

ごみの収集日は各町で分かれています。出し方など詳しくは市HPまたは「ごみ分別便利帳」をご覧ください。

- 燃えるごみの出し方
生ごみ、製品プラ、汚れた紙くず、木くず、ビニール、ゴム製品などが燃えるごみです。透明の指定ごみ袋に入れて出してください。
- 燃えないごみの出し方
金属類、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品等が燃えないごみです。黄色の指定ごみ袋に入れて、地区のコンテナ等収集拠点等に出してください。
※パソコンは販売店やリネットジャパンへ
※黄色の指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみで出してください。
- 資源ごみの出し方
スチール缶、アルミ缶、一升ビン、ビールビン、茶色のビン、無色のビン、その他の色のビン、スプレー缶、食用廃油、有害ごみ、発泡スチロール、白色トレイ、容器包装プラスチック、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ類、紙パック、段ボールの区分に分けます。
地区のコンテナ等収集拠点等に出してください。
- 粗大ごみの出し方
粗大ごみの収集は有料です。以下の手順で出してください。
①収集業者に予約する。
・神崎町・脊振町
(株)大島産業 ☎0952-53-4400
・千代田町
佐賀環境整備(株) ☎0952-44-3267
②粗大ごみステッカーを購入する。(500円)
・収集業者から指示された枚数をごみ袋販売店から購入する。
③指定日(年12回)に指定された場所に出す。
・ステッカーに必要事項を記入し張り付ける。
※収集業者が戸別収集します。

- 家電リサイクル対象商品の出し方
テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法により、以下のいずれかで処分してください。

- ①家電販売店へ依頼する
商品を購入したお店、買い替えたお店、家電量販店等に依頼してください。
- ②自分で直接指定取引所へ搬入する
・製造会社、サイズを確認し、郵便局で「家電リサイクル券」を購入する。
・指定取引所に「家電リサイクル券」と「廃棄家電」を持って、直接搬入する。

近隣の指定取引所

近隣の指定取引所	住所
九州産交運輸(株) 佐賀センター	佐賀市鍋島町大字八戸3152番地 ☎0952-40-0077
九州メタル産業(株) 鳥栖営業所	鳥栖市永吉町土取573番地1 ☎0942-87-1011
久留米運送(株) 久留米支店	福岡県久留米市東櫛原353 ☎0942-35-2151

- ⑥ リサイクルセンター・コーナー
資源物、有害ごみ、燃えないごみは地区コンテナ等収集拠点とは別にリサイクルセンター・コーナーでも収集しています。

- ①神崎市リサイクルセンター
【住所】神崎町横武1953番地2
【開設日時】
毎週月・火・木・金曜日／8:30～16:30
毎月第2・4日曜日／8:30～12:00
※水曜日・祝日・12月29日～1月3日の年末年始は休み
- ②千代田町リサイクルコーナー
千代田交流センター北側駐車場
【住所】千代田町直島166番地1
【開設日時】毎週水曜日／9:00～16:00
※祝日・12月29日～1月3日の年末年始は休み

広告


有限会社 蓮池衛研工業
代表取締役 緒方 芳信

- 一般廃棄物収集運搬
- 浄化槽保守点検・清掃
- 産業廃棄物収集運搬・中間処理
- 飲食店のグリストラップの清掃
- 一般家庭のクリーンますの清掃、各種排水管清掃

本社 〒842-0054
佐賀県神崎市千代田町餘江36-2
TEL 0952-44-4111
FAX 0952-44-4112
E-mail: ha-su-ike.mizuki@tempo.ocn.ne.jp

処分にお困りではありませんか?
新聞 雑誌
段ボール 各種紙類
機密文書のシュレッダー処理
各団体資源回収、産業廃棄物や一般廃棄物の収集・運搬も承ります。
お気軽にご相談ください。

製紙原料問屋
有限会社 石辰原料
ISO 14001 認証取得
TEL(0952)30-3693
FAX(0952)30-8736
840-0801
佐賀市駅前
中央三丁目2-8

34号北環バス 佐賀駅前 駅前タクシー
石辰原料
ココ
JR長崎本線
JR佐賀線
JR上野駅

資源物の店頭回収
持込み可能な品目
●段ボール・新聞・雑誌
●アルミ缶・スチール缶
●ペットボトル・キャップ

 無料だよ
持込み方法や場所などお気軽に御連絡ください
(株)新興エコ 神崎市神崎町城原1240-1
0952-37-0327



③脊振町リサイクルコーナー

脊振交流センター駐車場

【住所】脊振町広滝555番地1

【開設日時】毎週火曜日 9:00～16:00

※祝日・12月29日～1月3日の年末年始は休み

7 粗大ごみの直接搬入

粗大ごみは令和6年3月末まで脊振広域クリーンセンターへ直接搬入することができます。確認のため身分証明書(免許証等、住所・氏名が確認できるもの)を提示してください。

○搬入時間

月～金曜日 8:30～11:30(午前)(祝日も同じ)

13:00～16:30(午後)(祝日も同じ)

土曜日 8:30～12:00(午前)(祝日も同じ)

日曜日 休み

○料金

家庭ごみ 10kgあたり 75円

事業系ごみ 10kgあたり 150円

※令和6年4月以降は直接搬入先が変更になります。

※12月30日～1月3日の年末年始は休み

快適な環境づくり(野外焼却自粛のお願い)

神埼市役所 生活環境推進課 ☎37-0112

廃棄物の焼却は、一部の例外を除き法律で禁止されています。

悪臭や煙害等で近隣住民へ迷惑をかける場合がありますので、快適な生活環境保全のためにも、ごみは集積所に出すか、脊振広域クリーンセンター(令和6年3月まで)へ持ち込むなど適切な処分をお願いします。

◆焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却であって次のようなものがあります。

①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の燃却

②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

⑤たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「同法律施行令」一部抜粋

産業廃棄物及び一般廃棄物収集・
運搬及び処分業務

OSHIMA

株式会社 大島産業

Change it to Necessary one

～不必要なものを必要なものへ～

〒842-0031佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2133番地口第1

TEL: 0952-53-4400(代) FAX: 0952-53-4404

<https://oshima-industry.co.jp/>

いで人IDENT

産業廃棄物 一般廃棄物 収集運搬
特別管理産業廃棄物 家屋解体業 外構

有限会社 イデント

代表取締役 井手 健太



エコアクション21
認定・登録番号0008495

佐賀県産廃4101043387
佐賀県特管4151043387
福岡県産廃4000043387
福岡県特管4050043387
神埼市生環第14号
佐賀県知事(登・29)第35号

佐賀市久保泉町大字下和泉2550番地

TEL(0952)98-0971/FAX(0952)98-0995

URL <http://www.ident538.co.jp>

Mail ident@f8.dion.ne.jp



飼い犬の登録

神崎市役所 生活環境推進課 ☎37-0112

《犬を飼うときは》

生後91日以上経過した犬には、生涯1回の飼犬登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが法律で義務付けられています。

◆犬の登録及び狂犬病予防注射

犬の登録および狂犬病予防注射済票交付は生活環境推進課、各支所総合窓口課で受けることができます。毎年4月頃に市内の各地区で行われる集団注射の際にも、同様に受けることができます。登録を受けた犬には、犬鑑札をお渡ししますので、首輪に着けてください。

集団注射会場へ来られない場合には、動物病院でも通年にわたり狂犬病予防注射を受けることができます。注射後、動物病院が発行する狂犬病予防注射済証（証明書）を持参し、生活環境推進課、各支所 総合窓口課で手続きを行ってください。

○費用（1頭あたり）

犬登録手数料（生涯に1回） …… 3,000円

狂犬病予防注射料金（毎年1回） …… 2,700円

狂犬病予防注射済票交付手数料

（毎年1回、注射毎に交付） …… 550円

※狂犬病予防注射料金は、集団注射会場での料金です。動物病院で受けられる場合には、それぞれの動物病院へお問い合わせください。

◆狂犬病予防注射（集団注射）のご案内

毎年3月もしくは4月に発行される広報紙に狂犬病予防注射の日時と会場を掲載します。登録をされている飼い主の方へ文書でご案内します。

◆犬の登録変更

次のように、犬の登録事項に変更があった場合には、生活環境推進課または、各支所総合窓口課へ届出を行ってください。（印鑑が必要です）

- ・犬が死亡した
- ・市外から転入した、犬を譲り受けた
（犬・飼い主の所在地変更）…前所在地の鑑札を持参
- ・市外へ転出する、犬を譲り渡す
（犬・飼い主の所在地変更）…新しい所在地の市役所・町役場へ現在の鑑札を持参
- ・鑑札、注射済票をなくした…再発行手続

◆犬を飼っている皆さまへ

市で捕獲した犬の中には飼い主が分からず、やむなく県の動物管理センターに引き取られていく犬もいます。犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は飼い主に連絡を取る大事な手がかりとなります。

不幸な犬たちをなくすためにも、犬は必ず登録をして、鑑札や注射済票を首輪に着けておくようにしましょう。

犬・猫について

神崎市役所 生活環境推進課 ☎37-0112

◆迷惑をかけていませんか？あなたも犬も…

道路、玄関先、公園など、犬のフンで迷惑を受けている人は少なくありません。他人の犬のフンを始末することは不愉快なものです。飼い犬のフンの始末は、飼い主の最低限のマナーです。必ず飼い主が責任を持って始末しましょう。

・犬を散歩させるときに、必ずフンを取る用具（紙、ビニール袋、スコップなど）を携帯しましょう。

・散歩中に犬がフンをしたときは、必ず飼い主がその場で拾い、自宅に持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないでください

野良猫にエサを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、フン・尿による悪臭がたぐい、近所の住民にも大変迷惑となります。

エサを与えることは、「飼い主としての責任」を負うこととなります。最後まで責任を持てないようであれば、「かわいそう」や、「野良猫に罪は無いのだから」といった一時的な感情で野良猫にエサを与える事のないようお願いします。



生活環境

上水道・小規模水道等

神崎市役所 生活環境推進課 ☎37-0112

神崎町と千代田町の上水道は、佐賀東部水道企業団が供給しています。また、脊振町の一部の地域では小規模水道等により供給しています。上水道は、佐賀東部水道企業団、小規模水道等は生活環境推進室へお問い合わせください。

◆届出をお願いします。

- ・転入や新築などで新たに水道を引かれるときや使用を再開するとき
- ・転出、転居などで水道の使用をやめるとき
- ・使用者の名義、納入通知書の送付先や納付方法を変更するとき

○佐賀東部水道企業団…佐賀市兵庫町大字西洲1960-4
☎0952-30-6212

◆水道料金(税金)

種 別	基本料金		超過料金
	水 量	料 金	(基本水量を超える1mにつき)
一般用	10m ³ まで	1,430円	253円
臨時給水用	10m ³ まで	4,400円	440円
公民館 (中央公民館を除く) 消防格納庫	1m ³ につき	143円	

(注) 每期分(2ヶ月分)の水道料金は、2ヶ月分の基本料金と超過料金の合計額(1円未満の端数は切り捨て)となります。
※1ヶ月5m³以下のご使用は、特例として1ヶ月1,265円とします。

※水道メーターは、2ヶ月ごとに検針しています。

◆新たに水道を引くとき

新築などで新たに水道をご使用になるときは、加入金のお支払いが必要です。(税金)

口径 (mm)	13, 20	25	30	40	50	75
加入金 (円)	88,000	143,000	220,000	396,000	671,000	1,639,000

※この表に定めのないものについては、佐賀東部水道企業団に問い合わせください。

◇水道工事には届出が必要です。工事の際は、指定給水装置工事業者に依頼してください。届出の手続き等についても業者で行います。

項 目	手数料		
受託工事設計手数料 (給水条例第10条)	1件につき	8,000円	課税
公道工事検査手数料 (設計審査を含む) (給水条例第10条)	1件につき	8,000円	非課税
宅内工事検査手数料 (設計審査を含む) (給水条例第10条)	1件につき	3,000円	非課税

◆小規模水道等料金

脊振町の岩屋地区、サンライズヒル団地、原団地、原中原住宅、グリーン原中原団地、池の平住宅、リバーサイド池の平団地、リバーサイド池の平東団地、広滝西住宅、宮の本住宅、勝陣団地が対象です。

※下記は1ヶ月の料金(別途消費税相当額を加算)

種 別	基本料金		超過料金
	水 量	料 金	(基本水量を超える1mにつき)
一般用(専用栓)	10m ³ まで	1,300円	80円
営業用	10m ³ まで	1,780円	80円
公民館	10m ³ まで	600円	80円
集会所	10m ³ まで	600円	80円

し尿

神崎市役所 生活環境推進課 ☎37-0112

下水道が整備されていない地域、下水道へ接続が済んでいない家庭、し尿の汲み取りが必要な家庭には、市の許可業者がお伺いします。

《し尿汲み取り》

汲み取りの申し込みは、各家庭より直接、市の許可業者へ申し込みしてください。

お住まいの町名	市の許可業者	電話番号
神崎町	環整工業(有)	0120-27-1800
	(有)三神清掃社	0952-52-3706
千代田町	(有)蓮池衛研工業	0952-44-4111
脊振町	環整工業(有)	0120-27-1800



広 告



有限会社 新栄工業

代表取締役
栗山 浩士

給排水・衛生・管工事業
佐賀東部水道企業団指定工事店

〒842-0006
佐賀県神崎市神崎町枝ヶ里497-27

TEL 0952-52-9601
FAX 0952-20-1134

水まわりでのご相談は
お気軽にお電話下さい。



上下水道・浄化槽工事、
住宅器具・販売・取付

田原住設

上下水道給排水設備指定工事店
佐賀東部水道企業団指定工事店

神崎町枝ヶ里486-8(4丁目)
TEL(0952)52-6801

NISHIHARA

—全ての人に、安全な水を提供する—

井戸ボーリング工事・ポンプ取り付け工事
水廻り・リフォーム工事
佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者
神崎市排水設備指定工事店

西原ボーリング工業

KENICHI NISHIHARA 代表 西原 賢一

三養基郡みやき町白壁 3501-2
TEL 0942-89-2718
E-mail: nishihara2013@yahoo.co.jp

下水道

神埼市役所 下水道課 管理係 ☎37-0105

現在、公共下水道が整備されているのは神埼町で、神埼町の一部地域と千代田町・脊振町の全域は浄化槽の設置を推進しています。

《公共下水道》

◆受益者負担金

納付方法	負担金・分担金
一括納付	170,000円(200,000円－報奨金30,000円)
分割納付	200,000円(40,000円×5年間)
新規加入	300,000円

◆使用料

◇一般家庭(月額)

用途	世帯割	世帯員割
し尿と雑排水	2,200円/世帯	550円/人
雑排水のみ	1,540円/世帯	330円/人

※1世帯員数は、住民基本台帳の人員とする。

◇業務用算定表

用途	算定式	用途	算定式
事務所	0.15×事務所面積	宿泊施設	1.00×収容人員
作業所	0.50×実人員	理容院・美容院	0.20×店舗面積
喫茶店	0.15×店舗面積	病院	5.00×収容人員
飲食店	0.22×店舗面積	診療所・医院	0.19×延べ面積
肉・魚屋	0.20×店舗面積	福祉施設	定員数
店舗・マーケット	0.075×店舗面積	観覧場・体育館	0.065×延べ面積
百貨店	0.15×店舗面積	保育園・幼稚園・学校	定員数
その他の店舗	0.10×店舗面積	神社・寺院	0.08×延べ面積×流入率

※この表により算定した人員を次の料金表に割り当てる。

◇業務用料金表(月額)

人員	料金	人員	料金
0～10人	3,300円	51人～100人	9,900円
11人～20人	4,400円	101人～200人	18,700円
21人～30人	5,500円	201人～300人	27,500円
31人～40人	6,600円	301人～500人	38,500円
41人～50人	7,700円	501人～	49,500円

※一般家庭と業務用の併設の場合は、合算した金額とする。

◇負担金・分担金減免世帯

	減免率
生活保護法の規定により保護を受ける世帯	100%
独居かつ特別な経済的事項のある世帯	状況に応じ市長が定める率
災害、その他特別な事項のある世帯	

合併浄化槽

神埼市役所 下水道課 下水道係 ☎37-0105

市では、公共下水道の整備計画区域外で、本人申請に基づき、市が設置工事を行う合併処理浄化槽の整備推進を行っています。

これは、工事費の一部を設置される方に「分担金」として負担をしていただき、設置後は、「使用料」を負担していただくものです。市が維持管理(保守点検・汚泥汲取り清掃・法定検査)などを行いますので、安心して使用することができます。設置する合併処理浄化槽は、公共下水道と同じ高い浄化能力があり、浄化槽本体の大きさは、小型乗用車1台分ぐらいです。

▶市が負担する経費

- ・合併処理浄化槽本体工事
- ・本体設置工事に係る設計費
- ・維持管理費(保守点検・汚泥汲取り清掃・法定検査)

▶使用者が負担する経費

- ・家屋の増改築工事費
- ・トイレ等から合併処理浄化槽流入桟までの宅地内配管工事費
- ・市標準工事以外(ポンプ槽、車乗入の強化蓋、障害物撤去費用等)の工事費
- ・既存浄化槽の撤去費
- ・電気料および電気工事費
- ・毎月の使用料

◇合併処理浄化槽を設置している方へ

対象区域で既に合併処理浄化槽を設置している方は、浄化槽本体を市に寄付することができます。この場合、維持管理は市が行いますが、使用料を毎月負担していただくこととなります。

ただし、定期的に保守点検をされ、正常な機能を維持しているものに限りします。



生活環境

広告

浄化槽は正しく使いましょう

SANSHIN SEISO

保守点検・清掃・法定検査は管理者の義務です

し尿汲取 浄化槽清掃
浄化槽保守点検

有限会社 **三神清掃社**

〒842-0122 佐賀県神埼市神埼町城原2665番地1

TEL (0952)52-3706
FAX (0952)52-6991

◆浄化槽市町村整備事業(千代田町・脊振町・神埼町の一部)
◇分担金

人槽区分 (10人槽以下)	分担金の額	人槽区分 (11人槽以上)	分担金の額
5人槽	130,000円	11人～15人槽	560,000円
6～7人槽	160,000円	16人～20人槽	860,000円
8～10人槽	190,000円	21人～25人槽	1,080,000円
※51人槽以上は、本事業対象外となります。		26人～30人槽	1,250,000円
		31人～40人槽	1,450,000円
		41人～50人槽	1,670,000円

◇使用料

人槽区分 (10人槽以下)	基本 料金	人数1人 当り(月額)	人槽区分 (11人槽以上)	使用料 (月額)
5人槽	1,650円	550円	11人～15人槽	8,250円
6～7人槽	2,200円	550円	16人～20人槽	11,000円
8～10人槽	2,750円	550円	21人～25人槽	13,750円
※この金額は、消費税を含む金額です。 ※51人槽以上は、本事業対象外となります。			26人～30人槽	16,500円
			31人～40人槽	22,000円
			41人～50人槽	27,500円

※世帯の人数は、住民基本台帳を基準とする。

◇使用料の減免世帯

	減免等
長期入院者または学生等で、住民基本台帳に生活の実態のない者がいる世帯	該当者の世帯員割を減免
その他市長が認める世帯	状況に応じ市長が定める率

※公共下水道・浄化槽の使用料については、佐賀東部水道企業団が上水道料金と一括して徴収しています。

◇下水道への接続のお願い

下水道が供用開始されている地区で、まだ接続をされていない方は、早急に接続をお願いします。

市道

神埼市役所 建設課 建設管理係 ☎37-0103

- 道路を掘り起こし排水管を布設したり、建築工事や看板の設置などで市道を占用するときは、「道路占用許可申請書」により許可を受けてください。
- 車の出入などの為に縁石を撤去したり、法面の埋め立て工事をするときは、「道路工事承認願」により承認を受けてください。宅地造成をする場合は、側溝設置などの条件がありますのでご相談ください。
- 工事のために市道の通行を禁止、または制限するときは、「道路通行禁止申請書」により、届出をしてください。
- 構造物の建築のために市道との境界を確定したいときは、「境界確認申請書」により、確認を受けてください。
- 車両総重量20tを超える大型車などの特殊車両を運行するときは、「特殊車両通行許可申請書」により、許可を受けてください。
- 市道に穴が開いていたり、壊れている箇所を発見したときは、建設課へご連絡ください。

公有水面・里道

神埼市役所 建設課 建設管理係 ☎37-0103

公有水面(河川・水路)や里道は市の財産です。個人が勝手に橋を架けたり、土地の形状を変えたりすることはできません。必要が生じた場合は、市長の許可を受けなければなりませんので、工事着工前に建設課へご連絡ください。

市営住宅

神埼市役所 建設課 建築住宅係 ☎37-0103

市営住宅は12団地314戸あります。

(令和5年4月1日現在)

◆公営住宅(7団地294戸)

名 称	所在地	戸数(戸)
小津ヶ里団地	神埼市神埼町永歌2159-1	48
右原団地	神埼市神埼町鶴2036-5	72
西小津ヶ里団地	神埼市神埼町西小津ヶ里631-2	32
	神埼市神埼町西小津ヶ里591-1	18
下神代団地	神埼市千代田町渡瀬2061-8	1
姉団地	神埼市千代田町姉84-1	49
東野ヶ里団地	神埼市千代田町餘江1415-5	56
井上団地	神埼市脊振町広滝548-1	18

○主な入居資格

- (1) 同居する親族、または同居予定の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある人、婚約者を含む)があること。
- (2) 法で定められた収入基準に該当すること。
- (3) 現在住宅に困窮していることが明らかでないこと。
- (4) 申込者もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

◆若者住宅(5団地20戸)

名 称	所在地	戸数(戸)
原団地	神埼市脊振町広滝1012-29	2
	神埼市脊振町広滝1012-30	3
池の平住宅	神埼市脊振町広滝250-10	2
原中原住宅	神埼市脊振町広滝953-2	1
	神埼市脊振町広滝954-2	3
宮の本住宅	神埼市脊振町広滝563-1	6
	神埼市脊振町広滝556-2	2
広滝西住宅	神埼市脊振町広滝453-1	1

○主な入居資格

- (1) 申込者が申込時満40歳未満であること。
- (2) 申込者の年間の所得金額が150万円以上である者。
- (3) 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、その他婚姻の予定を含む)があること。
- (4) 申込者もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

開発行為をされる方へ

神埼市役所 都市計画課 都市計画係 ☎37-3874

◆神埼市において開発行為をされる方へ

都市計画区域内(神埼町・千代田町)の開発行為で、その規模が3,000平方メートル以上の場合および、都市計画区域外(脊振町)の開発行為で、その規模が10,000平方メートル以上の場合、神埼市(都市計画課)と協議のうえ県知事の許可を受けなければなりません。

また、小規模な開発として概ね1,000平方メートル以上で、上記の規模以下の開発行為を行う場合は、神埼市開発行為指導要綱に基づき、開発行為協議書を提出してください。

なお、開発に伴い公共施設の帰属等がある場合は、その公共施設の管理者と協議が必要です。





商工業・農林水産業

商工業

神崎市役所 商工観光課 商工観光係 ☎37-0107

《中小企業融資制度》

市内に事業所があり、営業実績1年以上の中小企業者に資金の融資をします。

この制度は、市内の中小企業に対する融資の円滑を図り、中小企業の振興に資することを目的に市が金融機関に預託した一定額を原資として融資する制度で、運転資金や設備資金があります。

限度額	運転資金:500万円 設備資金:700万円
期間	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内
利率	年利1.3%
取引金融機関	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀東信用組合、佐賀信用金庫
利用条件	・市内で1年以上継続して同一の事業を営んでいる方 ・市税およびその他の税を完納している方

《勤労者福利厚生資金》

市内に居住する勤労者の生活の安定を図ることを目的に、労働金庫と協調して資金の融資をします。

限度額	300万円
期間	10年以内
利率	年利2.0%
取引金融機関	九州労働金庫
利用条件	・神崎市に居住している方 ・世帯における年間の所得金額が800万円以下の方 ・教育、医療、冠婚葬祭、住宅補修等の生活資金を必要とする方

※詳しくは、九州労働金庫にお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する事業者支援等については、商工観光課(☎37-0107)へお問い合わせください。

神崎市企業連絡協議会会員募集

神崎市役所 商工観光課 企業立地・支援係 ☎37-0107

神崎市企業連絡協議会は、企業情報交換会、視察研修、各種講演会などを通じて、企業相互の交流や企業連携を図りながら、会員企業の発展と地域産業の活性化を目指し活動しています。入会は、随時受け付けています。

◆応募資格 神崎市内に事業所を置く企業および事業所

農政に関すること

神崎市役所 農政水産課 農業水産振興係 ☎37-0117

《農業振興地域整備計画の変更申請》

農業振興地域内の農用地を、農地以外(宅地等)の用途に転用することを希望される場合は、事前に農振農用地からの除外の申請が必要です。申請には具体的な土地利用計画が必要で、除外要件を満たさない場合は除外ができません。

《認定農業者制度》

国の農業経営基盤強化法に基づき「認定農業者制度」が設けられています。この制度は、市町村が策定した「基本構想」において示しているような経営感覚に優れた農業経営体(農業者)を目指す者が作成した「農業経営改善計画」を市町村が認定し、この計画が着実に達成されるよう支援する制度です。申請に必要な様式など詳しくは担当課までお問い合わせください。

《新規就農者》

要件を満たす新規就農者に対して、農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)や青年等就農計画制度等の支援策があります。また、JAや三神農業改良普及センター等の関係機関と協力して、定期的に就農相談会を開いています。

《環境保全型農業直接支払》

近年、高齢化、人口減少等により国土保全、水源かん養等の多面的機能の発揮に支障が生じつつあるため、地域活動や営農の継続等に支援を行ない、多面的機能が今後とも適切に発揮されるよう直接支払する制度のうち、[環境保全型農業直接支払]は、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援するものです。



農村整備に関すること

神埼市役所 農政水産課 農村整備係 ☎37-0106
千代田支所 農政水産課分室 ☎44-2198

《農道・農業用排水路等》

農道・農業用排水路等の整備や改良をしたい時は、お問い合わせください。

なお、関係集落の同意と受益者分担金が必要となる場合がありますので、区長または生産組合長を通じてご連絡ください。

《農地・農業用施設災害》

災害復旧の対象となる災害は、異常な天然現象（集中豪雨、台風、干ばつ、地震等）により生じた災害で、復旧の対象となるものは次のものです。

- ・農地（耕作されている土地）
- ・農業用施設（農地の利用または保全上必要な農業用施設をいい、用排水路、農道、ため池、揚水機、農道橋など）

※農地、農業用施設の復旧工事には、受益者分担金が必要になります。

野菜・花を作ってみませんか

千代田支所 農政水産課分室 ☎44-2198

畑をお持ちでない方で野菜・花づくりなどを楽しみたいという農園利用者を募集しています。

- ・場 所 直島環濠集落クリーク公園内「菱の里ふれあい農園」
- ・区画面積 1区画10坪程度
- ・利用料金 1区画 年額6,000円
※受付順とします。
※年度途中からの利用料金 月割計算（1ヶ月500円）

農地に関すること

神埼市農業委員会 ☎37-0108

《農地の移動》

農地は農業の基盤であり、私たちの食糧の生産に必要な大切な資源です。自分の農地であっても、耕作目的での売買・貸借、宅地などの農地以外に転用、あるいは転用目的で売買・貸借などをするときには、農地法の許可が必要です。

許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく、農地法違反として罰せられることもあります。

	農地法3条	農地法4条	農地法5条
目的	農地を耕作目的で売買、または貸し借りするとき	自分名義の農地を農地以外に転用するとき	他人名義の農地を売買、または貸し借りにより農地以外に転用するとき
受付条件	1. 譲受人が農業に従事する見込みがあること（農作業時常時従事要件） 2. 譲受後において権限を有する農地すべてを効率的に利用すること（全部効率利用要件） 3. 農業の内容等が周辺農業に支障を生じないこと（地域との調和要件）	1. 原則、農振除外地（農用地区域外の農地）であること 2. 農地転用の許可基準に見合うこと 3. 転用することが確実であり、必要に迫られていること 4. 申請地以外には、農地以外（宅地等）の適当な場所がないこと	

	農地法3条	農地法4条	農地法5条
必要書類	1. 申請書（農業委員会にあります） 2. 登記簿謄本原本 3. 字図 4. その他参考となるべき書類	1. 申請書（農業委員会にあります） 2. 登記簿謄本原本 3. 字図 4. その他参考となるべき書類	1. 申請書（農業委員会にあります） 2. 登記簿謄本原本・字図（法務局・位置図） 3. 見取図・土地利用計画図・断面図・建物平面図 4. 事業費見積書・融資証明または残高証明 5. 土地選定理由書・地区の承認書・隣接地の承諾書 6. 法人が申請者の場合は法人関係書類 7. 土地改良区の意見書・埋蔵文化財に関する届出 8. その他参考となるべき書類

※申請書は、毎月20日までに提出してください。（20日が休みの時は前開庁日まで）

◆申請前に準備すること

1. 申請地が死亡した人の名義になっているときは、相続登記を済ませる。
2. 一筆のうち一部を申請するときは、分筆登記を済ませる。
3. 申請地を譲受人以外に貸している場合は、貸借契約の解約を済ませる。
4. 転用申請地が農業振興地域の農用地区域の場合は、農振除外の手続きが必要です。除外の手続きは、神埼市役所農政水産課 農業水産振興係へご相談ください。

農地の無断転用は法律違反です。
無断で転用を行うと、罰則等を受けます。

農業者年金

神埼市農業委員会 ☎37-0108

農業者年金制度は、他の公的年金と同様の「老後生活の安定・福祉の向上」の目的とともに、年金事業を通じた農業政策上の目的をも併せ持つ制度です。

◆積立方式

将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てていく方式です。加入者・受給者数に左右されにくい、長期に安定した制度です。

◆加入するには

農業者の自主性を尊重し、農業者からの申し出に基づく任意加入のみとなり、基金に加入の申し出を行った日から被保険者となります。

◆加入要件

年齢要件…20歳以上65歳まで
国民年金の要件…国民年金の第1号被保険者
農業上の要件…年間60日以上農業に従事する者
※この3つの要件を満たせば、誰でも加入することができます。

◆受給について

・**老齢年金**…（旧制度）受給要件を満たし、65歳に達した方（新制度）保険料を納付し、65歳以上70歳未満
・**経営移譲年金（旧制度）**…65歳の誕生日の前々日までに法定の経営移譲を行うなどの受給要件を満たした方
・**特例付加年金（新制度）**…政策支援加入者で、65歳に達し、法定の経営継承を行うなどの受給要件を満たした方
※受給には、加入者本人からの裁定請求が必要です。
※受給権者は、毎年6月末までに現況届の提出が必要です。

◆支給停止

経営移譲年金・特例付加年金の受給者が次に該当する場合は、その間、支給停止となります

1. 農業経営を再開したとき(法人の構成員を含む)
2. 特定処分対象農地等の返還を受けたとき など
(転用、使用貸借の期間終了などの場合は農業委員会へご相談ください)

◆一時金

死亡一時金…受給権者が80歳に達する前に死亡した場合、生計を同じくしていた遺族が請求できます

◆年金の支払い

定期支払月	
2月	11月、12月、1月分
5月	2月、3月、4月分
8月	5月、6月、7月分
11月	8月、9月、10月分

※はじめて年金を受給される場合は、定期支払月以外でも支払われる場合があります。

農業の相談は農業委員および農地利用最適化推進委員へ

神崎市農業委員会 ☎37-0108

農業委員は、農地の権利移動の許可などを委員会で審議・決定します。推進委員は、農業委員と協力して担当区域において農地の利用集積や農地パトロールなどの現場活動を行います。農業に関する相談をお受けしますで、農業委員や推進委員にご相談ください。

農地の賃借料情報

神崎市農業委員会 ☎37-0108

農業委員会では、賃借料についての情報提供を行っています。

賃借料情報は、農地法第52条の規定に基づき、過去1年間の賃貸借契約(利用権設定)を締結された分の情報を大字別に、最高・最低・平均額を算出したものです。

この情報は毎年提供しますが、あくまでも目安であり、実際に契約されるときは貸し手と借り手で協議をしていただくこととなります。

農畜産業

神崎市役所 農政水産課 農業水産振興係 ☎37-0117

【死亡獣畜処理対策事業】

県内に死亡獣畜処理取扱場がないため、畜産農家が獣畜死亡発生時点から県外の死亡獣畜取扱場まで搬送するために要した経費の一部を助成します。

搬送費	1件につき	10,000円
-----	-------	---------

【経営所得安定対策等交付金事業】

水田で麦、大豆、飼料用米などの戦略作物を生産する農業者に対して国が直接助成を行っています。助成を受ける場合には申請書などの提出が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

林業

脊振支所 林業課 林業振興係 ☎59-2111

- 市有林を農林業用に一時的に利用する場合は、「市有林野利用申請書」により、許可を受けてください。
- 市有林を集団で貸付を受けようとする場合は、「市有林野貸付申請書」により、許可を受けてください。
- 市有林の副産物(下草、落葉、樹実、きのこ類)を採取する場合は、許可を受けてください。
- 山林の伐採については、「伐採届」の届出が必要です。
 1. 皆伐または、間伐を実施するとき…伐採を開始する90日～30日前
 2. 土地の形質の変更をするとき……
(1.0ha以下)伐採を開始する90日～30日前
(1.0haを超える)伐採届および林地開発許可
太陽光発電設備設置で0.5haを超える場合、林地開発許可

林道

脊振支所 林業課 林業振興係 ☎59-2111

- 林道敷地内に工作物を設置したり、林産物等を集積する場合は、「林道占用許可申請書」により、許可を受けてください。
- 新規に道路を開設したり、改良したりする場合は、「林道接続許可申請書」により、許可を受けてください。
- 構造物の建築のために林道との境界を確定したいときは、「官民有地境界確認願」により、確認を受けてください。
- 工事のために林道の通行を禁止、または制限するときは、「道路通行禁止申請書」により、届出をしてください。
- 林産物等の搬出のため大型車などの特殊車輛を運行するときは、「林道使用許可申請書」により、許可を受けてください。
- 林道が壊れている箇所を発見したときは、脊振支所林業課 林業振興係へご連絡ください。

水産業

神崎市役所 農政水産課 農業水産振興係 ☎37-0117
千代田支所 農政水産課分室 ☎44-2198

本市の水産業は、筑後川河川敷に設置した千歳漁港を拠点に、有明海を利用したのり養殖が中心であり、全国有数の「のり」の産地となっていますが、近年、有明海の自然環境等の変化により生産量は減少し、経営の悪化をもたらしています。

このため、漁場環境や漁業構造の改善および生産現場の環境保全を行い、生産コストの削減、労働力の軽減などにより生産者の経営安定を目指します。



商
工
業
・
農
林
水
産
業



文化・スポーツ

図書館

神崎市立図書館



開館時間 午前9時30分～午後6時
休館日 火曜日、国民の祝日
年末年始: 12月29日～1月3日
特別整理期間: 6月15日～6月30日の内7日間
【問い合わせ先】
〒842-0007 神崎市神崎町鶴3456-5
(神崎市中央交流センター内)
神崎市立図書館
☎53-2304

千代田分館



開館時間 午前9時30分～午後6時
休館日 火曜日、国民の祝日
年末年始: 12月29日～1月3日
特別整理期間: 6月15日～6月30日の内4日間
【問い合わせ先】
〒842-8502 神崎市千代田町直鳥166-1
(神崎市千代田交流センター内)
神崎市立図書館 千代田分館
☎44-3178

脊振分館



開館時間 午前9時30分～午後6時
休館日 日曜日、国民の祝日
年末年始: 12月29日～1月3日
特別整理期間: 6月15日～6月30日の内4日間
【問い合わせ先】
〒842-0292 神崎市脊振町広滝555-1
(神崎市脊振交流センター内)
神崎市立図書館 脊振分館
☎59-2048

図書館利用案内

- ◆ はじめての方へ
 - ・どなたでも利用できます。(無料)
 - ・詳しくは神崎市立図書館のホームページをごらんください。
<https://www.kanzaki-city-library.com>
 - ・本を借りるときには「図書カード」が必要です。
- ◆ 「図書カード」
 - ・登録は図書館カウンターで受け付けます。
 - ・住所・生年月日が確認できるもの(免許証・保険証・生徒手帳等)が必要です。
 - ・神崎市立図書館、千代田分館、脊振分館の三館共通です。
 - ・市内にある各種団体は団体カードが作れます。

区 分	個 人		団 体	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図書等	10冊以内	2週間以内	20冊以内	1ヶ月以内
CD・DVD等	2点以内	2週間以内	5点以内	1ヶ月以内

- ◆ 本を借りるとき
 - ・本と図書カードを一緒にカウンターにお持ちください。
- ◆ 本を返すとき
 - ・カウンターにお持ちください。また、図書館が閉館の時は返却ポストに入れてください。(分館の本も返却可能)

- ◆ 読みたい本がないとき
 - ・お気軽に職員にお尋ねください。
 - ・電話、インターネット、館内検索用端末(OPAC)でも貸出中の本を予約できます。
- ◆ 調べものの相談(レファレンス)
 - 「どうやって本を探したらよいかわからない」「必要な資料が見つからない」という場合は、お気軽に職員にお尋ねください。
- ◆ 相互貸借
 - お探しの本が図書館にないときは、県内図書館からの取り寄せができます。
- ◆ コピーサービス
 - 図書館内の本に限り、著作権の範囲内でコピーできます。(白黒1枚 10円/カラー1枚 50円～)
- ◆ 利用者のみなさまへお願い。
 - ～図書館を快適にご利用いただくために、次の点にご協力ください～
 - ・マナーを守りましょう。
 - ・資料を大切にしましょう。
 - ・館内での飲食はできません。
 - ・携帯電話での通話はご遠慮ください。

公民館

◆ 神崎市中央公民館



所在地 神崎市神崎町鶴3388-5

問い合わせ先 神崎市中央公民館 ☎53-2325



講堂



調理実習室



和室研修室



研修室

◆施設使用料

室 名		施設使用料			冷暖房料金 (1時間あたり)
		9時～13時	13時～17時	17時～22時	
講堂全体 (電動イス使用)	全面	7,200円	7,200円	9,000円	2,000円
	半面	3,600円	3,600円	4,500円	2,000円
講堂(フロアーのみ使用)		1時間あたり 300円			2,000円
講堂(ステージのみ使用)		1時間あたり 300円			2,000円
調理実習室・多目的室1		1時間あたり 300円			200円
会議室および各研修室		1時間あたり 200円			100円

◆附属設備使用料

		使用料	半 日
ピアノ	演奏会用	3,000円	1回につき
	サークル用	1,000円	1回につき
スポットライト、プロジェクター		1,000円	1回につき
調理実習ガス台		100円	1台4時間につき

◆神崎市千代田公民館(神崎市千代田交流センター内)

所在地	神崎市千代田町直鳥166-1
問い合わせ先	千代田公民館 ☎44-2731

◆使用料

階層	室 名	施設使用料 (1時間あたり)	冷暖房使用料 (1時間あたり)
1階	多目的室1-1	200円	100円
2階	多目的室2-1	300円	200円
	多目的室2-2	300円	200円
	多目的室3-1	300円	200円
	多目的室3-2	200円	100円
	多目的室3-3	200円	100円
3階	多目的室3-4	300円	200円
	ホール	300円	200円

◆その他

市内居住者(市内に住所を有するもの、市内に転勤し、または通学する者、これらの者を中心とした団体および市内を活動拠点とする団体等をいう。)以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の5割増しの額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。



多目的室1-1



多目的室2-2

◆神崎市脊振公民館(神崎市脊振交流センター内)

所在地	神崎市脊振町広滝555-1
問い合わせ先	神崎市脊振公民館 ☎59-2131

◆使用料

階層	室 名	施設使用料 (1時間あたり)	冷暖房使用料 (1時間あたり)	備 考
1階	多目的室1	200円	100円	
2階	多目的室2-1	200円	100円	2室開放 利用可能
	多目的室2-2	200円	100円	
	多目的室2-3	200円	100円	
	和室	200円	100円	
	調理実習室	300円	200円	
3階	大会議室3-1	300円	200円	2室開放 利用可能
	大会議室3-2	300円	200円	



多目的室1



和室



多目的室2-2



多目的室2-3



大会議室3-1・3-2



調理実習室

◆ガス代

調理実習室(1台4時間につき) 100円

◆2室を解放した利用については、各室使用料の合計金額とする。

◆その他

市内居住者(市内に住所を有する者、市内に勤務し、又は通学する者、これらの者を中心とした団体及び市内を活動拠点とする団体等をいう。)以外の者が利用する場合の施設使用料は、この表に定める額の5割増しの額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。



文化・スポーツ

グラウンド

◆日の隈公園グラウンド



所在地 神崎市神崎町尾崎4390-2

問い合わせ先 神崎市B&G海洋センター体育館 ☎53-0011

- ◆利用時間 午前6時～午後9時30分
- ◆休 日 毎週火曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料

	使用料(1時間)	照明料(30分)
Aコート(北側)	1,000円	1,500円
Bコート(南側西)	750円	1,500円
Cコート(南側東)		
Dコート(全面)	2,500円	3,000円

◆神埼中央公園グラウンド



所在地 神崎市神崎町鶴3456-1

問い合わせ先 神埼中央公園体育館 ☎52-3750

- ◆利用時間 午前6時～午後10時
- ◆休 日 毎週水曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1面あたり)

	使用料(1時間)	照明料(30分)
野球	500円	1,500円
ソフトボール	300円	1,000円
ゲートボール	50円	使用場所により異なる
グラウンドゴルフ	100円	使用場所により異なる

◆千代田グラウンド



所在地 神崎市千代田町姉1231-1

問い合わせ先 神崎市千代田公民館 ☎44-2731

- ◆利用時間 午前6時～日没
(夜間照明4月1日～10月31日の期間、午後9時30分まで)
- ◆休 日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1面あたり)

	使用料(1時間)	照明料(30分)
野球	500円	1,500円
ソフトボール	300円	1,000円
ゲートボール	50円	使用場所により異なる
グラウンドゴルフ	100円	使用場所により異なる

◆筑後川運動公園グラウンド



所在地 神崎市千代田町迎島2765 地先

問い合わせ先 神崎市千代田公民館 ☎44-2731

- ◆利用時間 午前6時～日没
- ◆休 日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1面あたり)

	使用料(1時間)	照明料(30分)
野球	500円	設備なし
ソフトボール	300円	
ゲートボール	50円	
グラウンドゴルフ	100円	

◆脊振グラウンド



所在地 神崎市脊振町広滝79-160

問い合わせ先 神崎市脊振公民館 ☎59-2131

- ◆利用時間 午前6時～午後10時
- ◆休 日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1面あたり)

	使用料(1時間)	照明料(30分)
野球	500円	1,500円
ソフトボール	300円	1,000円
ゲートボール	50円	使用場所により異なる
グラウンドゴルフ	100円	使用場所により異なる



体育館

◆神埼勤労者体育館



所在地 神埼市神埼町神埼454-3

問い合わせ先 神埼中央公園体育館 ☎52-3750

- ◆利用時間 午前8時30分～午後10時
- ◆休館日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休館(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料

	使用料		照明料
バスケットボールコート	1面	300円	1列 50円
バレーボールコート	1面	200円	
バドミントンコート	1面	100円	
卓球	1台	100円	

◆神埼市B&G海洋センター



所在地 神埼市神埼町尾崎4390-2

問い合わせ先 神埼市B&G海洋センター体育館 ☎53-0011

- ◆利用時間 体育館:午前8時30分～午後10時
艇庫:午前9時～午後4時
艇庫の一般開放日は、6/1～9/30までの土、日、祝日
ただし、夏休み期間中は、火曜日以外毎日開館
- ◆休館日 毎週火曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休館(12月28日～翌年1月4日)

◆使用料(1時間あたり)

		使用料		照明料
体育館	バスケットボールコート	1面	300円 <150円>	1列 50円
	バレーボールコート	1面	200円 <100円>	
	バドミントンコート	1面	100円 <50円>	
	卓球	1台	100円 <50円>	
艇庫	カヌー	1艇	200円 <100円>	設備なし
	ローボート	1艇	300円 <150円>	

※< >内は、海洋クラブ員の料金

◆神埼中央公園体育館



所在地 神埼市神埼町鶴3886

問い合わせ先 神埼中央公園体育館 ☎52-3750

- ◆利用時間 午前8時30分～午後10時
- ◆休館日 毎週水曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休館(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1時間あたり)

	使用料		照明料	
アリーナ	全面	600円	全灯	600円
	2分の1面	300円	1/2点灯	300円
	3分の1面	200円	1/3点灯	200円
	6分の1面	100円	1/4点灯	150円
多目的室	全面	400円	不要	
	卓球1台	100円		
武道場	全面	600円		
	半面	300円		
会議室:南 和室(研修室):北		300円		
会議室:北 和室(研修室):南		200円		

※冷暖房使用料(多目的室、会議室、和室) 1時間 300円



文化・スポーツ

◆次郎体育館



所在地 神崎市千代田町直島166-2

問い合わせ先 神崎市千代田公民館 ☎44-2731

- ◆利用時間 午前8時30分～午後10時
- ◆休館日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休館(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1時間あたり)

	使用料		照明料
バスケットボールコート	1面	300円	全灯 200円 半灯 100円
バレーボールコート	1面	200円	
バドミントンコート	1面	100円	
卓球	1台	100円	

◆脊振勤労者体育館



所在地 神崎市脊振町広滝592-2

問い合わせ先 神崎市脊振公民館 ☎59-2131

- ◆利用時間 午前8時30分～午後10時
- ◆休館日 特別休館(12月28日～翌年1月4日)
- ◆使用料(1時間あたり)

	使用料		照明料
バスケットボールコート	1面	300円	全灯 200円 半灯 100円
バレーボールコート	1面	200円	
バドミントンコート	1面	100円	
卓球	1台	100円	

テニスコート

◆神埼中央公園テニスコート



所在地 神崎市神埼町鶴3377

問い合わせ先 神埼中央公園体育館 ☎52-3750

- ◆利用時間 午前8時30分～午後10時
- ◆休日 毎週水曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆利用料金(1時間あたり)

	使用料	照明料
1面	300円	500円
2面	600円	1,000円

◆千代田テニスコート



所在地 神崎市千代田町直島166-1

問い合わせ先 神崎市千代田公民館 ☎44-2731

- ◆利用時間 午前8時30分～日没
- ◆休日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
特別休日(12月28日～翌年1月4日)
- ◆利用料金(1時間あたり)

	使用料	照明料
1面	300円	照明設備なし
2面	600円	

◆脊振山村広場テニスコート



所在地 神崎市脊振町広滝1405

問い合わせ先 高取山公園 ☎51-9020

- ◆利用時間 (4月～10月)午前9時～午後6時
(11月～3月)午前9時～午後5時
- ◆休日 第2・4水曜日、その他
- ◆利用料金(1時間あたり)

	使用料	照明料
1面	300円	照明設備なし

※ラケット(1本)100円で貸し出し有



武道館

◆千代田武道館



所在地 神崎市千代田町直鳥942-3

問い合わせ先 神崎市千代田公民館 ☎44-2731

- ◆利用時間 午前8時30分～午後10時
- ◆休 日 毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)
- ◆利用料金(1時間あたり)

全館	400円
柔道場	200円
剣道場	200円

※千代田中学校の武道場としても利用するため、学校の都合上使用できない場合があります。

プール

◆脊振観光プール



所在地 神崎市脊振町広滝573

問い合わせ先 神崎市脊振公民館 ☎59-2131

- ◆利用期間 夏季休業期間
- ◆利用時間 午前10時～午後4時30分
- ◆休 日 盆休み(8月13日～15日)
※屋外プールのため、台風、雷、大雨など天候により、利用できない場合もあります。

◆利用料金(1回)

幼児と保護者 (幼児については保護者同伴)	1組	100円
小・中学生	1人	50円
高校生以上	1人	100円
小・中学校生徒 プールパス券(夏休み期間中)	1枚	800円

※地元の保育園、小・中学校の活動と共用して利用しているため、一般開放は夏休み期間中のみです。

文化施設

神崎市千代田文化会館「はんぎーホール」
〒842-0053 神崎市千代田町直鳥57-1
☎44-2051 FAX44-2027



◆ご利用案内

開館時間	午前9時～午後10時								
休館日	・月曜日(祝日の場合は、その翌日) ・12月29日から翌年1月3日まで ただし、設備保守等のため、臨時に休館することがあります。								
申込受付場所	事務室 ☎44-2051								
申込受付時間	午前9時～午後5時								
申込方法	利用月の1年前の月の初日から申請できます。 (各月の1日が休館日に当たる場合は翌日、1月は5日) 研修室等は利用月の6ヶ月前から受け付けます。 ※受付開始日の毎月初日は、1年後(または6ヶ月)のひと月分の利用に対し、抽選による申込を受け付けます。この日の申込は、抽選による申込のみとさせていただきます。午前10時までに抽選の申込ができるようご来館ください。受付開始日の翌日からは、電話または来館の順番により申込を受け付けます。 ※市内と市外の方では申請日が異なりますので、会館にお問い合わせください。								
使用料金	詳しくは申込の際に直接職員にお尋ねください。催物の内容等により料金に変動があります。								
使用時間	午前・午後・夜間の3つに区分しています。 <table><tr><th>午 前</th><th>午 後</th><th>夜 間</th></tr><tr><td>9:00～12:00</td><td>13:00～17:00</td><td>18:00～22:00</td></tr></table> ※例えば、12:00～13:00の間を使用する場合は、午前と午後の区分を借りていただかなければなりません。 また、使用時間には、準備や後片付けなどに要する時間を含みますので、時間の配分に十分注意して催し物や会議等の企画をしてください。			午 前	午 後	夜 間	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
午 前	午 後	夜 間							
9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00							
使用の不許可	公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 建物又は附属設備をき損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。 その他会館の管理上支障があると認められるとき。								
使用権譲渡の禁止	使用許可を受けた施設や附属設備を、使用目的以外に使用したり、使用権を譲渡・転貸することはできません。								
チケットの前売り	当会館で公演するチケットの前売りを希望される場合は、ポスター・チラシ等持参のうえ担当職員に早めにご相談ください。								



文化・スポーツ

◆各施設の案内

ホール 能舞台設営時収容人数437席(母子席4・車イス席2含む)



ホール 収容人数503席(母子席4・車イス席2含む)



控室1・2

研修室1



研修室2



スタジオ(防音)



ホワイエ



◆脊振ふれあい館



所在地 神崎市脊振町広滝547-8

問い合わせ先 神崎市教育委員会 社会教育課 脊振公民館係
☎59-2131

【施設内容】

- ・歴史資料館『せふり山伏の里資料館』
- ・会議室

◆仁比山公園キャンプ村



所在地 神崎市神崎町城原(仁比山公園内)

問い合わせ先 神崎市B&G海洋センター ☎53-0011

◆利用料金

	使用料
キャンプ1人(1泊)	100円

◆水車の里 遊学館



所在地 神崎市神崎町1073-1

問い合わせ先 水車の里 遊学館 ☎37-3874

◆開館時間 午前9時30分～午後4時30分

◆休館日 毎週火曜日

【施設内容】

- ・水車資料等

◆脊振久保山キャンプ場ロッジ



所在地 神崎市脊振町服巻2520-17

問い合わせ先 神崎市役所 都市計画課 都市計画係
☎37-3874

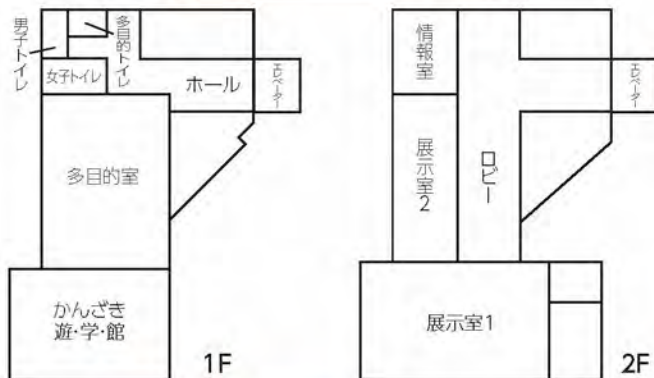
※都市計画課で施設管理者の連絡先をご案内しています。

◆利用料金

	使用料
1回(または1泊)	10,000円



◆神埼情報館



◀展示品の「神埼厨」

所在地	神埼市神埼町鶴3456-4
問い合わせ先	神埼情報館 ☎37-1700

- ◆開館時間 午前9時～午後5時
- ◆入館料 無料
- ◆施設内容 神埼市の歴史・文化・観光・特産品等の情報展示
- ◆休館日 毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始(12月29日～1月3日)

研修施設

◆脊振山麓習遊館



所在地	神埼市脊振町服巻873-5
問い合わせ先	神埼市脊振公民館 ☎59-2131

【施設内容】

- ・団楽(だんらん)スペース(宿泊可)
 - ・和室(宿泊可)
 - ・調理室
 - ・浴室 等
- ※利用料金は、「2施設共通料金表」をご覧ください

◆鳥羽院山荘



所在地	神埼市脊振町鹿路3496-1
問い合わせ先	神埼市脊振公民館 ☎59-2131

【施設内容】

- ・団楽(だんらん)スペース(宿泊可)
- ・調理室、食堂
- ・浴室 等

◆2施設(脊振山麓習遊館、鳥羽院山荘)共通料金表

人数\時間	午前10時～午後2時	午後2時～午後9時	午後2時～翌日午前10時
10人以下	2,000円	4,000円	6,000円
11人以上 20人以下	4,000円	8,000円	12,000円
21人以上 30人以下	8,000円	16,000円	24,000円
31人以上	1人500円を加算		



文化・スポーツ



安心・安全

火災が発生したら

佐賀広域消防局 ☎30-0111

〈3つのポイント〉

ポイント1 早く知らせる

とにかく大声で人に知らせましょう。こっそり消そうとしてはいけません。消火にあたりながら大声で「火事だー！」と家族や近所に知らせ、119番通報と消火の応援を求めましょう。

ポイント2 早く消す

初期消火が大切です。初期消火とは、出火直後で火が上方にまわるまでの間に行う消火活動のことをいいます。火が天井にまわったら危険が大きくなりますので、速やかに逃げましょう。

ポイント3 早く逃げる

避難のタイミングをのがさない！煙が一番恐ろしい。煙には有毒ガスが大量に含まれていて、吸い込むと危険です。煙の様子に注意しながら消火活動にあたり、増えはじめたら避難し、家族や応援の人に大声で脱出を促しましょう。煙に巻かれたら、煙を吸い込まないようにタオルなどを口と鼻にあて、低い姿勢で脱出しましょう。

〈119番は落ち着いて〉

火災発生現場の住所と目標を正しく、はっきりと知らせてください。

古くなった消火器にご注意

神埼市役所 防災危機管理課 消防交通係 ☎37-0104

◆古くなった消火器にご注意！

皆さまのご家庭や事業所などに設置してある消火器は、老朽化により腐食していませんか。

品質保証期間の過ぎた消火器は、破裂事故など身体に危険を及ぼす可能性がありますので、点検、交換などの対応をお願いします。

消火器は一般ごみとして捨てることができません。有料となりますが、専門の業者に回収を依頼するようにしてください。

○消火器の取扱いについては、次のことに注意してください。

- ①消火器の品質保証期間が過ぎたものは交換をしてください。
- ②消火器を風雨にさらされる場所や湿潤な場所に保管しないでください。
- ③腐食したものなど、容器が正常でないものは破裂の危険性があるので絶対に使用しないでください。
- ④不要になった消火器は、自ら放射・解体しようとせず、必ず専門業者に廃棄処理を依頼してください。

救急・急病

佐賀広域消防局 ☎30-0111

〈病院の選定〉

かかりつけの病院、または事前に入院の了解がある場合は考慮しますが、原則として病院の選定は、救急隊員に任せてください。

〈119番は落ち着いて〉

通信員が順を追ってお聞きしますので、住所や場所、近くの目標物、救急の状況などをはっきりと落ち着いて伝えてください。

FAXによる119番通報

佐賀広域消防局 FAX119

耳や言葉の不自由な人、病気などで急に話せなくなった人などを対象に、119番通報の手段として、下記の手順で行います。

1. ご家庭のFAXを利用してA4の用紙に下記の事項を事前に記入しておく。

・住所 ・氏名
 ・自宅の固定電話番号
 ・FAX番号 ・いつも行く病院

※記入の際は、なるべく見やすく大きな文字で記入してください。

2. 火災や救急のどちらかに○をつけ、用紙をセットします。

・火災
 ・救急（現在の状況を記入）

※必要事項を簡単に記入し、直接『119』をダイヤルしてください。

消防本部の通信指令室で受付後、折り返し確認のFAXを送信します。

なお、火災の場合、初期消火が困難であれば、避難を優先してください。

【問い合わせ先】

佐賀広域消防局通信指令課 ☎30-0111 FAX30-0367

防犯の心がけ

神埼市役所 防災危機管理課 消防交通係 ☎37-0104

〈ドロボウの被害にあわないために〉

- ・隣近所で協力して留守を頼みあいましょう。
- ・主鍵のほかに補助鍵をつけましょう。
- ・現金、貴重品は目立たないところに数箇所に分けて、預金通帳と印鑑は別々に保管しましょう。
- ・家のまわりを照明などで明るくしておきましょう。
- ・被害に気づいたら警察署、交番、駐在所などに一刻も早く届出をしましょう。

〈110番のかけ方〉

通信員が順を追ってお聞きしますので、落ち着いて伝えてください。



犯罪被害者等支援

神崎市役所 防災危機管理課 消防交通係 ☎37-0104

犯罪の被害にあわれた方やその家族の方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関と協力して適切な支援を行っています。

〔支援〕

- ◆相談窓口
犯罪被害者等の方々からの相談内容にあわせて、支援情報の提供や専門知識を持つ関係機関を紹介します。
- ◆見舞金の支給
全治1か月以上の犯罪被害にあわれた方、またはその遺族に見舞金を支給します。

空家等対策

神崎市役所 防災危機管理課 防災係 ☎37-0104

地域のより良い生活環境を維持するために、空家は適切に管理しましょう。

市では、「空家の利活用の促進」、「管理不全な空家の解消」、「跡地の活用」の視点から、総合的な空家等対策に取り組んでいます。

○空家等とは？

住居その他の使用がなされていないことが常態である建物及び敷地をいいます。

「空家等」において、下記の状態にあるものは、特定空家等に該当するおそれがあります。

- 1 そのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態。
- 2 そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
- 3 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。
- 4 その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態。

特定空家等と認められた場合、法律、条例に沿って、「助言」や「指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」等の行政措置をとっていくことになりますので、適切な管理をお願いします。

交通安全対策

神崎市役所 防災危機管理課 消防交通係 ☎37-0104

交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するために、市民一人ひとりが常に交通ルールを守り、相手を思いやる心を持った交通マナーの実践に努めましょう。

〔交通安全教室〕

保育園、幼稚園、小学校、老人クラブなど、希望に応じて交通安全教室を開きます。

〔交通安全施設等の設置〕

交通安全施設等の設置・要望は、区長を通じてご相談ください。

〔佐賀県市町交通災害共済〕

日本国内の一般の道路、鉄道等において自転車、バイク、自動車、電車等の走行中の交通事故により、人が死亡したり、ケガをしたときに災害の程度により見舞金が支払われるという共済制度です。

- ◆加入できる人
神崎市に住民登録をしている人。修学のために一時的に転出している人も加入できます。
- ◆掛金
500円(年額)。加入は一人一口です。
- ◆共済期間
4月1日から翌年3月31日まで。
中途加入者は、掛金を納付された日の翌日から加入年度の3月31日までです。共済期間中に佐賀県内に限らず、転出されても期間満了までは有効です。
- ◆加入申し込み
2月に申込書と納付書を各世帯に配布しますので、掛金を添えて本庁または各支所、郵便局窓口で納付してください。
- ◆災害見舞金の請求
本庁または各支所窓口で手続きをしてください。

(提出する書類)

- ・請求書
- ・事故発生申立書兼現認書
- ・自動車安全運転センター発行の事故証明書
- ・運転免許証の写し
- ・診断書

- ◆請求期間
災害を受けた日から2年以内です。治療が2年を超えるような場合は、治療途中でも請求してください。

- ◆見舞金の支給が制限される場合があります
歩行中の単なる事故、公道以外の単なる事故、無免許運転、飲酒・酒気帯び運転、暴走行為が原因による事故等の場合は、災害見舞金は支給されません。
この災害見舞金は、自動車保険の事故の処理とは関係ありません。治療が終了したらなるべく早く請求手続きをお願いします。

〔交通災害見舞金等級表〕

区 分	等級	災害の程度	見舞金額
自動車安全運転センター等の交通事故証明書をつけたもの	1	死亡	100万円
	2	自賠法別表第1及び別表第2の第1級に該当する後遺障害	100万円
	3	入院・通院日数 150日以上	10万円
	4	入院・通院日数 100日以上	5万円
	5	入院・通院日数 50日以上	3万5千円
	6	入院・通院日数 25日以上	2万5千円
	7	入院・通院日数 10日以上	1万5千円
上記証明書をにつけないもの	8	入院・通院日数 25日以上	2万円
	9	入院・通院日数 10日以上	1万2千円

※事故証明書がないものについては、現認書が必要となります。

災害時の避難支援

神崎市役所 福祉課 ☎37-0110
高齢障がい課 ☎37-0111

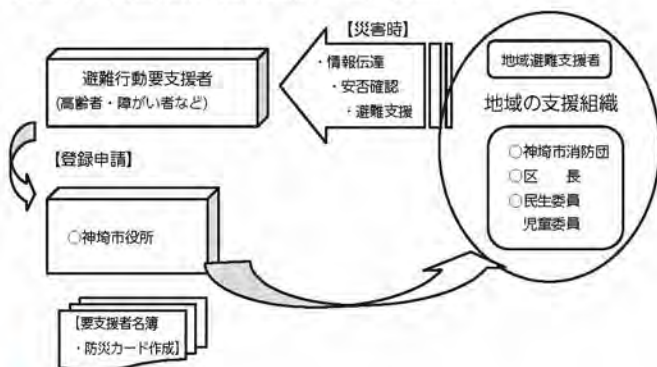
市では、大規模な自然災害の時などに、自力避難ができずに支援を必要とする「高齢者・障がい者・難病患者など」の方たちを対象に地域防災計画に基づく個人の登録申請を行っています。

対象者以外でも、避難支援が必要と思われる方は登録することができます。また、「緊急通報システム」を利用されている方は、ぜひ登録を行いましょう。



安心・安全

市では、「避難行動要支援者」として登録された情報を適正に管理し、神崎市消防団、区長、民生委員児童委員などへも情報を提供し『地域の共助』を活かして、日頃の見守りや災害時の安否確認・避難支援などに役立てます。



◆対象となる方は

原則として、自力避難が出来ない、または時間を要する方で、家族などの援護が望めない在宅の方を対象とします。

- 介護保険の要介護認定を受けている方
- 身体障害者手帳（下肢・体幹）1～3級、（視覚（視力）・聴覚）1～3級を所持する身体障がい者の方
- 療育手帳Aを所持する知的障がい者の方
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で単身世帯の方
- 市で実施する生活支援サービスを受けている難病の方

◆登録を希望される方は

- 「避難行動要支援者名簿」へ登録されると、支援をしてくれる地域の方たちによる情報の伝達や避難支援などが受けられます。
- 情報を外部に提供して共有するようになりますので、申請者の同意が必要です。
- 登録には、『地域避難支援者』となってくれる方にも、あらかじめ承諾を得て登録しましょう。（地域避難支援者が見つからない場合は、空欄でも構いません）
- この取り組みは、地域における助け合いによるものであり、支援を保証するものではありません。
- 日ごろから、地域の人たちとも気軽に声を掛け合えるような関係を築いておきましょう。

【神崎市（福祉課）で登録受付・情報管理を行い、神崎市消防団、区長、民生委員児童委員などへ登録情報を提供します】

◆地域避難支援者とは

- 避難行動要支援者に対する日ごろからの見守りや、災害発生時に安否確認や避難場所への避難支援をしていたく方です。このため、避難行動要支援者の近隣の方たちに地域避難支援者になっていただく必要があります。
- ご近所の方は、地域避難支援者としてご協力ください。

◆地域の役割とは

- 「地域の共助」を基本に、避難行動要支援者の方に対し、近隣の人たちみんなで見守っていくような地域づくりを行いましょう。
- 避難行動要支援者などから、地域避難支援者として協力を依頼された場合、地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

☆高齢者の方・障がい者の方・難病患者・発達障がいの方・その他特に支援が必要な方の登録受付は、窓口にご相談ください。

※**注意事項** 避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

災害への備え

神崎市役所 防災危機管理課 防災係 ☎37-0104

万が一の時もあわてないように、日頃から準備しておきましょう。

◆自宅の状況を確認

- 自宅や職場が注意を要する箇所に入っていないか、また、近くに危険な箇所がないか確認しましょう。
- 家族で**避難時の行動**について話し合っておきましょう。

◆避難場所を確認

- 災害時には自宅に一番近い避難所が使えない事態も考えられます。**近い避難所を2カ所以上確認**しておきましょう。
- 自宅から避難所まで実際に歩いてみて、周辺の土地が水に浸かった場合など避難経路の周囲に側溝や水路など**危険な箇所がないか確認**しておきましょう。

◆持ち出し品を確認

- 避難時の持ち出し品は、日頃から準備しておき、**置き場所**を決めておきましょう。
- 非常食や飲料水などは、定期的に新しいものと取替えましょう。（飲料水の目安：1人1日3リットル）

◆災害情報を確認

- 普段からテレビやラジオ、インターネットで**気象状況**や**災害情報**に注意を払いましょう。
- 市からの情報に注意し、近所の方々と情報を交換しましょう。

非常時持ち出し品チェックリスト

■ 飲料水

1人1日
3ℓが目安。



■ 医薬品

消毒薬・胃腸薬・脱脂綿・
バンソウコウ・包帯・
持病の薬。



■ 食料品

乾パン・缶詰・ビスケット・
チョコレートなど。
※赤ちゃんのいる家庭は、
粉ミルク・
液体ミルク・
ほ乳びん
なども。



■ 貴重品

現金（小銭も）・預金通帳・印鑑・
健康保険証・
母子健康手帳
など。



※いざという時、すぐ持ち出せるよう
に保管場所を決めておきましょう。

■ 缶切り

多機能なもの
が便利。



■ マッチ・ライター

湿気やガス切れに注
意。防水マッチも市
販されている。



■ ヘルメット・防災頭巾

飛来物や落下物から頭を保
護するものをすぐに取り出
せる所に。



安心・安全

非常時持ち出し品チェックリスト

■ 手袋(軍手)

ガレキの撤去や救助ができるように、厚手のものを用意。



■ 乾電池予備

ラジオや懐中電灯に使用するものを少し多めに。



■ ろうそく

濡れない様にビニール袋に入れて、保管する。



■ 衣類

雨具・下着・ジャンパー・タオルなど。



■ 懐中電灯

夜間、すぐに手の届く場所に。



■ 毛布

寝袋や体温を逃がさないサバイバルシートなども重宝。



■ ラジオ

情報収集に欠かせない。懐中電灯と一体型のものも便利。



■ 運動靴

避難する時にケガを防止するために、すぐに取り出せる所に。



◆ 家の戸締まりに注意

- 避難の際は、**火の始末**と戸締まりを行いましょう。
- 避難時の持ち出し品は必要最小限になるようまとめましょう。

◆ 状況の変化に注意

- 不安を感じたら**早めに避難**しましょう。
- 特に、高齢者・子ども・身体に障がいのある方がお住まいの世帯では、早めの避難が必要です。
- 避難するときは、1人で行動せずに、近所の人達と声を掛け合い一緒に避難しましょう。

◆ 身の回りの安全に注意

- 徒歩**で避難しましょう。車を使つての避難はかえって危険があります。
- 避難時の荷物はリュックなどに入れ、できるだけ**両手**が空くようにします。
- 1人での夜間の避難は危険です。できるだけ**明るいうち**に避難しましょう。

<洪水の中での避難の仕方>

▶ 無理に水の中を歩かない!

歩ける深さは男性で約70cm、女性で約50cm。水深が腰まである場合は無理は禁物です。水に浸ってない場所で救助を待ちましょう。

▶ 移動は常に安全を確認しながら行う

水面下はどんな危険が潜んでいるかわからないので、長い棒を杖代わりにして安全を確認しながら歩きましょう。また、はぐれないようお互いの身体をロープで結んで避難しましょう。特に子どもから目を離さないように!

▶ 子どもや高齢者は、早めの避難を!

避難場所を事前に確認しておき、近所の人と協力し、早めに避難をしましょう。

▶ 靴は水中でも脱げないものを選ぶ

裸足、長靴は禁物。ひもでしめられる運動靴が良いでしょう。

避難時の注意

神崎市役所 防災危機管理課 防災係 ☎37-0104

◆ 災害情報に注意

- テレビ、ラジオで**最新の気象情報、災害情報**に注意しましょう。
- 気象庁や市などからの情報などにも注意しましょう。

避難情報等

神崎市役所 ☎52-1111(代表)

◆ 避難情報等について

警戒レベルを用いた防災情報の発信

気象情報や避難情報などの防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。気象庁等から提供される防災気象情報や市から発令する避難情報などは次のとおりです。警戒レベルに応じて適切な避難行動をとってください。

	警戒レベル	市からの避難情報など	とるべき行動	気象情報
大 危 険 度	警戒レベル 5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	特別警戒情報、土砂災害
	警戒レベル 4	避難指示	・速やかに避難 ・命を守る避難行動をとる。	
	警戒レベル 3	高齢者等避難	・高齢者等(避難行動に時間を要する方)は避難行動をとる。 ・その他の者は避難行動の準備をする。	
	警戒レベル 2		避難に備え自らの避難行動を確認する。 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認。 ・避難情報の把握手段の確認。	注意報
	警戒レベル 1		災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意	

避難情報が出されていない場合でも、身の危険や不安を感じたときは自主的に避難してください。ただし、夜間や周囲の状況等により避難する場合がかえって危険を伴う場合は、皆さんの判断で自宅2階や屋根・堅牢な建物などに避難し救助を待ちましょう。

※自主避難される際は、事前に市役所までご連絡をお願いします。



安心・安全

避難所

神崎市役所 防災危機管理課 防災係 ☎37-0104
千代田支所 総合窓口課 総務係 ☎44-2111
脊振支所 総合窓口課 総務係 ☎59-2111

「災害時の心得・災害が発生したら」

▶地震のとき

- 身を守る行動をとる
 - ・頭部を保護する。
 - ・落ち着いて火の始末をする。
 - ・出口を確保する。
 - ・デマに惑わされず、正しい情報を入手する。

▶台風のとき

- (1) 大雨に備えて排水溝・といを掃除する。
- (2) 戸外の飛ばされやすい物、流されやすい物を片付ける。
- (3) 水害の恐れのあるときは、家財などを高いところへ上げる。
- (4) 強風に備えて雨戸を閉める。
- (5) 台風の進路、気象情報に注意する。

「避難するときは、慌てずに!」

- (1) ガス、電気はもちろん、火の始末や戸締りを完全に。
- (2) 非常時の持出品を忘れないように。
- (3) 避難は徒歩で、持ち物は最小限に。
- (4) 正確な情報に基づき、家族、隣近所一団となって冷静に行動しましょう。

「市内の避難場所」

種類	名 称	種類	名 称
○	神崎市中央公民館	□	神崎町保健センター
○	神崎市千代田交流センター	□	神崎市B&G海洋センター
○	神崎市脊振交流センター	□	神崎高等学校
△	神崎中央公園体育館	□	神崎清明高等学校
△	神崎中学校	□	トヨタ紡織九州(株)体育館
△	神崎小学校	□	千代田文化会館(はんざーホール)
△	西郷小学校	□	次郎体育館
△	仁比山小学校	□	久保山消防詰所
△	千代田中学校	□	鳥羽院山荘
△	千代田東部小学校	□	倉谷避難所
△	千代田中部小学校	□	脊振中学校
△	千代田西部小学校	□	神崎勤労者体育館
△	脊振勤労者体育館	□	ひのさと
△	脊振小学校		

○は、早期避難所です。災害が発生する前でも「自主避難」ができる施設です。

△は、指定緊急避難所です。災害が発生しそうな場合や発生した場合において避難し、「身の安全を確保する」ことができる施設です。

□は、指定避難所です。災害が発生し、被災者が「一定期間滞在」することができる施設です。

※自主避難される際は、事前に市役所までご連絡をお願いします。

防災情報

◆問合せ一覧

- ◆防災関連ホームページ

名 称	ホームアドレス URL
佐賀県 ・「防災・減災さが」→緊急情報、雨量・水位情報、土砂災害情報、県管理道路情報など	http://www.pref.saga.lg.jp
神崎市防災情報WEB ・市からのお知らせ、雨量水位情報、災害への備えなど	http://www.bousai.city.kanzaki.saga.jp

名 称	ホームアドレス URL
佐賀地方気象台 ・佐賀県の気象・防災情報、気象観測資料など	http://www.jma-net.go.jp/saga
国土交通省防災情報提供センター ・国土交通省の防災関連情報	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/
国土交通省「川の防災情報」 ・国土交通省の雨量、水位などの防災情報ホームページ	http://www.river.go.jp/
国土交通省筑後川河川事務所 ・「防災情報」→筑後川の水位・雨量情報、河川ライブ映像など	http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/

◆災害時の緊急連絡

災害時には、多くの人が電話を利用するため、電話が繋がりにくくなります。

◆災害用伝言ダイヤル(171)

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

171 をダイヤルした後
ガイダンスに従ってください。

◆防災メール配信システム

神崎市では災害発生の危険がある場合などに、市民の皆さんへ、いち早く災害の情報等をお伝えするために「神崎市防災メール」の配信を行っています。

災害時に、避難情報、土砂災害情報等をメールで配信することで、より多くの方に情報を伝達したいと考えています。メールの配信は、ご自分の携帯電話から会員登録をするだけで、どなたでもご利用いただけます。

また、佐賀県でも各種防災情報等を配信するシステム「防災ネットあんあん」を運用しています。こちらの方も、皆さんぜひ登録して、地域の防災活動や安全・安心の確保に役立てましょう。

◆「神崎市防災メール」登録方法

・右のQRコードよりアクセスし、案内に従い登録してください。

・http://www.bousai.city.kanzaki.saga.jp/mail/pub/ にアクセスし案内に従い登録してください。

・『神崎市役所』または『地区担当職員』にお問い合わせください。

ドメイン設定について

・ドメイン拒否の設定をされている方は、以下のドメイン許可を行ってください。

bousai.city.kanzaki.saga.jp

・ユーザー登録時のメールや防災メールなどにはリンク用のURLが付加されます。URL付きメールが受信できるように設定してください。

・これらの設定方法はお使いの携帯電話のマニュアル等をご確認ください。

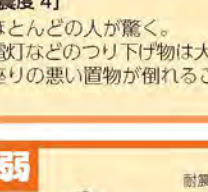
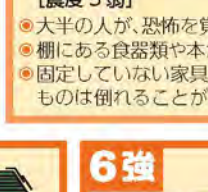
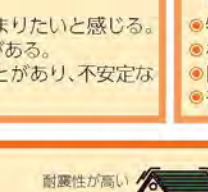
◆「防災ネットあんあん」登録方法

各アプリストアか「防災ネットあんあん」で検索するか、下のQRコードを読み込んでストアからインストールしてください。



震度と揺れなどの状況(概要)/日頃の備え

※震度は、ある場所での地震による揺れの強さをあらわし、マグニチュードは地震そのものの大きさをあらわします。

0  【震度 0】 人は揺れを感じない。	1  【震度 1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度 2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度 3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度 4】 ●ほとんどの人が驚く。 ●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ●座りの悪い置物が倒れることがある。	5弱  【震度 5弱】 ●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ●棚にある食器類や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	5強  【震度 5強】 ●物につかまらなさと歩くことが難しい。 ●棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。	
6弱  【震度 6弱】 ●立っていることが困難になる。 ●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ●壁やタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	6強  【震度 6強】 ●はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ●固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	7  【震度 7】 ●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。	

■日頃の備え(屋内・屋外)

(家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!)

◆玄関・廊下の注意点

- 玄関・廊下に物を置かず、避難口を確保する。

◆リビングの注意点

- テレビ、ピアノを固定する。(吊り下げ式照明器具はチェーンで固定)
- 暖房器具は対震装置がついているものを使用する。

◆台所の注意点

- 食器棚の固定と食器の飛び出し防止装置をつける。
- ガラス戸には、飛散防止フィルムを貼る。
- 冷蔵庫や電子レンジは固定し、観音開きの扉には止め金具を付ける。

◆寝室の注意点

- 寝室に極力家具を置かない。●ドア付近に家具を置かない。
- 寝ている側に倒れてこないよう家具の位置を工夫する。
- 本棚はしっかりと固定し、中身が飛び出さないようにする。
- 重いものは下に入れる。

◆家の外の注意点

- 屋根、アンテナを補強する。●プロパンガスボンベを固定する。
- 植木鉢、プランターを落ちないようにする。
- ブロック塀を補強する。

地震が起きたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

あわてず、まず身の安全を!!

- 運転中はハザードランプを点灯し緩やかに減速
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 川沿いや海岸でぐらっときたら高台へ

緊急地震速報を見聞したら



安心・安全



議会・監査

議会

神崎市議会事務局 ☎37-3596

◆神崎市議会

市議会は、住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づき、長（執行機関）とは対等な立場で相互のコントロールにより公正な行政運営に努めていきます。

《定例会と臨時会》

市議会は、年に4回開かれる「定例会」（通例、3月、6月、9月、12月）と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

《本会議》

定例会および臨時会において本会議場で審議する会議を行います。

本会議では、議案の審議や市の事務全般について市長等の考えを聞く一般質問をはじめ、住民の意思が反映されるよう重要な案件について決定が行われます。

《委員会》

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会があります。

委員会は、本会議で詳しく審議や調査ができない事項について審査を行います。

《請願と陳情》

市政についての意見や要望があるときは、請願書や陳情書を議会に提出することができます。

請願を提出するには、市議会議員の紹介が必要です。

陳情は委員会で審査し、結論（採択・不採択）を出します。

《本会議・委員会の傍聴》

本会議は、どなたでも傍聴できます。議場入口で受付を済ませ傍聴してください。傍聴入口には、注意事項が掲示されています。

委員会の傍聴は、委員長の許可が必要となりますので、希望される方は事前に議会事務局までお問い合わせください。

《市議会だより》

市民の皆さんに議会の活動の内容を知っていただくために、年4回、定例会ごとに発行し、市内の全世帯に配布しています。

《会議録》

「開かれた議会」を目指し、神崎市議会のホームページで会議録を公開しています。

本会議会議録については、会議録検索システムで検索・閲覧することができます。

《政務活動費》

使途の透明化を図るため、神崎市議会のホームページで政務活動費にかかる事業成績書や収支決算書等（平成28年度分から）を公開しています。

監査

神崎市監査事務局 ☎37-0109

《監査委員》

監査委員は、市の財務や事業の管理などを監査するために設置されている、市長から独立した執行機関です。

《監査委員の選任》

監査委員は、市長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関して優れた識見を有するもの（識見監査委員）および市議会議員（議選監査委員）からそれぞれ1名、計2名を選任しています。

監査委員の任期は、識見監査委員は4年、議選監査委員は議員の任期によります。

《監査等の種類》

・例月現金出納検査…本市の現金の出納について、毎月の事務処理が適法かつ適正に行われているかどうかを検査しています。

・決算審査および基金の運用状況審査…市長から提出された決算書が法令等に基づいて適正に作成されているか、また、基金が正しく効率的に運用されているかを審査し、その結果を審査意見書として市長に提出しています。なお、市長はこの審査意見書を付した決算について、議会の認定を受けることになります。

・健全化判断比率および資金不足比率審査…決算に基づく健全化判断比率等を記した書類を審査し、健全化判断比率が早期健全化基準または財政再生基準以上になっていないかどうか等を客観的に確かめ、その結果を審査意見書として市長に提出しています。なお、市長はこの審査意見書を付した健全化判断比率および資金不足比率を議会に報告することになります。

・定期監査…毎年度期日を定めて、市の財務に関する事務事業の執行について、事務系課および事業系課に分けて監査を実施しています。

・財政援助団体等の監査…監査委員は必要があると認めるときは、市が補助金等の財政的援助を行っている団体や本市の公の施設管理を受託している団体等を対象に監査を実施します。

・その他の監査…住民の直接請求に基づく監査、住民監査請求に基づく監査、市長の請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査などがあります。





選挙

選挙

神崎市選挙管理委員会
(神崎市役所 総務課内)

☎37-0100

◆選挙と選挙人名簿

日本国民で、満18歳以上の方は選挙権があります。しかし選挙人名簿に登録されていなければ選挙で投票することができません。

【在外選挙人名簿】

外国にお住まいの日本人の方が、国政選挙の投票をするため登録する名簿です。

◆寄附の禁止

▶政治家の寄附は禁止です！有権者が求めることも禁止です！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

▶みんなで徹底しよう「三ない運動」

「贈らない・求めない・受けとらない」の3つの「ない」をしっかりと守りましょう。

◆投票の方法

▶投票所での投票

投票は、選挙の当日、投票所に出向いて行うのが原則です。この投票は、受付を行い、選挙人名簿との対照を経て、投票用紙を受け取り、投票記載台で候補者名等を記載し投票箱に入れます。

▶期日前投票制度

投票日に投票所へ行けない方は、投票日前に期日前投票ができます。期日前投票ができる方は、次のとおりです。

1. 投票日当日、仕事などに従事している方
2. レジャー、旅行その他の用事で投票区の区域外に出かける方
3. 病気やけが、出産など歩行が困難な方
4. 住所移転のため他の市区町村に居住している方
5. 天災または悪天候により投票所に行くことが困難な方

◆場所

選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会が設けた期日前投票所でできます。

◆期間

選挙期日の公示(告示)日の翌日から、投票前日までの毎日、午前8時30分から午後8時までできます。

※期間および時間等は変更になる場合があります。

◆手続

受付で宣誓書に記入してご提出ください。その他の手続きは、基本的に投票日当日の投票所における手続きと同じです。

▶不在者投票制度

期日前投票制度以外にも、投票日に投票所へ行けない方のために不在者投票制度があります。不在者投票のできる方は、期日前投票の場合と同じです。

◆手続

出張先や滞在地の市区町村選挙管理委員会で行う場合
⇒あらかじめ、選挙人名簿に登録されている市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

病院や老人ホーム等の施設で行う場合

⇒入院、入所中の施設に不在者投票を行いたい旨をお申し出ください。

▶郵便等投票制度

「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」をお持ちで特定の重度障がいのある方や介護保険の要介護認定で「要介護5」と認定された方(原則として自書できる方。ただし上肢・視覚障害1級の方等は代理記載制度があります)のために、自宅で投票できる郵便等投票制度があります。

この手続きで投票しようとする方は、あらかじめ選挙人名簿登録地の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。代理記載の方法による投票を行うためには、その手続きも必要です。

▶在外投票制度

国外に居住する日本人の方々に選挙権行使の機会を保障し、国政に参加する途を開くことを目的として創設された制度です。

◆対象者

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方。



選挙



主な医療機関紹介マップ

外科、内科、胃腸内科、整形外科、肛門外科、
呼吸器内科、内視鏡内科、リハビリテーション科、
消化器外科、消化器内科、糖尿病内科

医療法人 啓仁会 **橋本病院** (救急告知 病院)

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	●	●	●	／

休診日…日曜・祝祭日・土曜午後
*但し急患については受付可。
〒842-0013 神埼市神埼町本告牟田2994-1
☎(0952)52-2022
(関連施設)通所リハビリセンター和・居宅支援事業所なごみ

医療法人 **山田こどもクリニック**

小児科・アレルギー科/予防接種

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
14:30~18:00	●	●	●	×	●	×

受付時間は診療時間の15分前までとなっておりますのでご了承ください。
Tel:55-6566
神埼町田道ケ里 2394-1

医療法人社団啓祐会 **神埼病院**

外科・内科・整形外科・脳外科
リハビリテーション科・麻酔科(院長 橋本峰一)

	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~13:00	○	○	○	○	○	○	×
14:00~18:00	○	○	○	○	○	×	×

休診日：日曜・祝日
(現在) 神埼市神埼町田道ケ里 2216 番地 1
(2023.12.1 ~) 神埼市神埼町鶴 3194 番地 3
TEL 0952-52-3145

内科・歯科
栗並 医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:30	○	○	×	○	○	○	×
14:00~18:00	○	○	×	○	○	×	×

神埼町枝ケ里 76-1 **☎52-2977**

GONDO E.N.T. CLINIC
ごんどう
耳鼻咽喉科
神埼町田道ケ里 2226-1 0952-55-7001
<http://www.gondo-jibika.com>



大櫛歯科 矯正歯科医院
OHGUSHI DENTAL OFFICE

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM9:00~12:30	○	○	○	○	○	△
PM2:00~ 6:00	○	○	○	○	○	×

休診日：日曜・祝日・土曜午後 △1:00迄
TEL0952-44-5475
神埼市千代田町2-1

歯科 小児歯科
中村歯科医院

☎0952-44-2992
〒842-0054 神埼市千代田町餘江1489-3
ホームページ
<http://nakamura-418.com/>



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



松本 医院

院長 松本 治

内科・小児科・消化器内科・リウマチ科

診療時間のお知らせ

月・水・金	9:00~12:00	13:30~18:00
火	9:00~12:00	14:00~17:00
木	9:00~12:00	13:30~17:00
土	9:00~12:00	(午後から休診です)

〒842-0104 神埼郡吉野ヶ里町三津 751-9

☎0952-52-4185

こばやし歯科医院

TEL.0952-55-6030

院長 小林善郎 神埼町鶴 1623-4

神埼市神埼町の仁比山小学校前の歯科医院
お口のことなら何でもご相談ください

診療時間 月 火 水 木 金 土

9:00~13:00 ● ● ● ● ● ●

14:30~18:30 ● ● ● ● ● /

■休診/日・祝日

こばやし歯科医院 神埼 検索
HPアドレス:kdental-k.com Kobayashi Dental Clinic

心と体の リラクゼーション法

① アロマセラピーを 利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサーしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。



② リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。

いつもと違う頭痛

今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性があります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、ろれつ困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。



神崎市郡の医療機関

神崎市郡医師会医療機関一覧

<神崎市(神崎町)>

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
おおつぼ内科医院	内・消	神崎市神崎町本堀3199-1	0952-52-3130
神崎クリニック	内・胃・放・消・内視鏡	神崎市神崎町田道ヶ里2396	0952-53-1818
医療法人社団啓祐会 神崎病院	内・外・整・脳・リハ・麻	神崎市神崎町田道ヶ里2216-1	0952-52-3145
医療法人輝秀会 くらとみ眼科医院	眼	神崎市神崎町田道ヶ里2435-1	0952-52-8841
医療法人 栗並医院	内・循	神崎市神崎町枝ヶ里76-1	0952-52-2977
ごんどう耳鼻咽喉科	耳・アレ	神崎市神崎町田道ヶ里2226-1	0952-55-7001
しらいし内科	内・循・呼	神崎市神崎町城原1256-1	0952-52-3848
たけうち小児科	小・アレ	神崎市神崎町本堀2707-2	0952-52-2524
中尾胃腸科医院	内・胃・外・肛・整	神崎市神崎町田道ヶ里2284-1	0952-52-3295
医療法人 なかしま整形外科クリニック	整	神崎市神崎町本堀2934-25	0952-51-1430
医療法人啓仁会 橋本病院	内・呼・胃・外・整・肛・リハ 消・内視鏡・糖内	神崎市神崎町本告牟田2994-1	0952-52-2022
医療法人 山田こどもクリニック	小・アレ	神崎市神崎町田道ヶ里2394-1	0952-55-6566
医療法人久和会 和田医院	内・小・胃	神崎市神崎町神崎293	0952-52-2021
医療法人久和会 和田記念病院	内・呼・消・循・小・リハ	神崎市神崎町尾崎3780	0952-52-5521

<神崎市(千代田町)>

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
医療法人聖母会 古賀内科	内・小・呼・胃・循・内視鏡	神崎市千代田町境原282-2	0952-44-2311
中下医院	内・整・呼・胃・放	神崎市千代田町餘江128	0952-44-2488
福島内科医院	内・小・呼・循・胃	神崎市千代田町境原2496-3	0952-44-2141
南医院	消・整・胃・外・肛・リハ	神崎市千代田町直鳥808-1	0952-44-2777
和田医院	内・小	神崎市千代田町嘉納1319-18	0952-44-2046

<神崎市(脊振町)>

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
神崎市国民健康保険 脊振診療所	内・外・歯・口外	神崎市脊振町広滝555-1	0952-59-2321

<神崎郡(吉野ヶ里町)>

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
小森医院	内・皮・小	神崎郡吉野ヶ里町豆田1254-2	0952-52-1136
最所医院	内・胃・呼・リハ	神崎郡吉野ヶ里町吉田826-3	0952-52-2452
医療法人慈照会 西谷クリニック	内・精・神	神崎郡吉野ヶ里町大曲1507-1	0952-52-3139
独立行政法人 国立病院機構 肥前精神医療センター	内・小・精・神・外・リハ・歯 老精・児精	神崎郡吉野ヶ里町三津160	0952-52-3231
医療法人 ひらまつふれあいクリニック	内・消・循	神崎郡吉野ヶ里町吉田2925-1	0952-51-1110
松本医院	内・消・小・リウ	神崎郡吉野ヶ里町三津751-9	0952-52-4185
みつます耳鼻咽喉科	耳・アレ	神崎郡吉野ヶ里町吉田2906-1	0952-53-8820
医療法人 みねこ皮膚科クリニック	皮・アレ	神崎郡吉野ヶ里町吉田2154-3	0952-51-1655
医療法人清香会 目達原整形外科	整・リウ・リハ	神崎郡吉野ヶ里町吉田2900	0952-52-3717
吉村産婦人科	産婦	神崎郡吉野ヶ里町豆田1468-1	0952-55-8282

神埼地区歯科医師会会員一覧

歯科名	所在地	電話番号
江頭歯科医院	神崎市千代田町下西776-6	0952-44-5523
大櫛歯科矯正歯科医院	神崎市千代田町姉2-1	0952-44-5475
神崎市国民健康保険脊振診療所	神崎市脊振町広滝462	0952-59-2321
古賀歯科医院	神崎市神埼町田道ヶ里2268-8	0952-52-1647
こばやし歯科医院	神崎市神埼町鶴1623-4	0952-55-6030
佐賀さくら歯科親子歯科クリニック	神崎市千代田町境原2635-2	0952-97-6438
しばた歯科医院	神崎市神埼町鶴931-1	0952-55-9118
泉福歯科医院	神崎市神埼町田道ヶ里2240-1	0952-52-2839
なかはら歯科医院	神崎市神埼町城原1256-1	0952-53-1849
永原歯科医院	神崎市神埼町神埼590	0952-52-2970
中村歯科医院	神崎市千代田町餘江1489-3	0952-44-2992
中山歯科医院	神崎市千代田町詫田82-1	0952-44-4147
福島デンタルクリニック	神崎市神埼町神埼480	0952-52-2268
船津歯科医院	神崎市神埼町本堀3181-1	0952-52-1391
荒木歯科医院	神埼郡吉野ヶ里町吉田2946-61	0952-52-2251
エイト歯科クリニック	神埼郡吉野ヶ里町田手1478-3	0952-55-6888
楠川歯科診療所	神埼郡吉野ヶ里町吉田339-11	0952-52-2286
タナカ歯科・こども歯科	神埼郡吉野ヶ里町吉田839-2	0952-52-4118
つかもと歯科・小児歯科医院	神埼郡吉野ヶ里町三津840-5	0952-53-1593
目達原歯科医院	神埼郡吉野ヶ里町吉田2989-3	0952-52-2278
栗並医院	神崎市神埼町枝ヶ里76-1	0952-52-2977

神埼薬剤師会会員一覧

薬局・薬店名	所在地	電話番号
チトセ薬局アニー店	神崎市千代田町境原23-3	0952-44-6007
なかはら薬局	神崎市千代田町下西775-1	0952-44-2026
ドラッグイレブン千代田店	神崎市千代田町餘江1211-1	0952-34-6037
おのうえ薬局	神崎市千代田町餘江43-2	0952-34-6118
ちよだ薬局	神崎市千代田町直鳥806-21	0952-44-3112
そうごう薬局神埼店	神崎市神埼町田道ヶ里2265-9	0952-52-3362
神埼薬局本店	神崎市神埼町田道ヶ里2271-5	0952-53-1314
神埼薬局支店	神崎市神埼町本堀2949-16	0952-52-9300
さかい薬局神埼店	神崎市神埼町枝ヶ里76-1	0952-20-0981
神埼薬局神埼橋店	神崎市神埼町本告牟田2994-3	0952-20-8041
小林薬局	神崎市神埼町神埼487	0952-52-2073
有限会社 堤薬局	神崎市神埼町神埼318-1	0952-53-6100
堤薬局駅通り店	神崎市神埼町田道ヶ里2226-9	0952-51-1800
なかよし調剤薬局	神崎市神埼町本堀2707-27	0952-53-0220
平成薬局	神埼郡吉野ヶ里町三津747-2	0952-53-3255
あさひ薬局吉野ヶ里店	神埼郡吉野ヶ里町大曲1493-4	0952-55-8373
神埼薬剤師会薬局	神埼郡吉野ヶ里町三津168	0952-51-1077
チクシ薬局	神埼郡吉野ヶ里町豆田1216-12	0952-53-3236
高島薬局	神埼郡吉野ヶ里町吉田667-45	0952-52-2559
福田薬局	神埼郡吉野ヶ里町吉田824-5	0952-53-2904
エイト薬局目達原店	神埼郡吉野ヶ里町吉田2904-5	0952-52-1889
エイト薬局神埼店	神崎市神埼町田道ヶ里2286-4	0952-53-2080
エイト薬局日の隈店	神崎市神埼町城原1256-1	0952-52-6493
たけだ薬局吉野ヶ里店	神埼郡吉野ヶ里町吉田2926-1	0952-51-1117
くすのき薬局	神崎市神埼町本堀3199-7	0952-52-2090





リフォームの基礎知識 ①

リフォームの進め方とポイント

① 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point ● 時期、期間は？ ● 予算は？

② 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point ● 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
● 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
● 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

③ 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point ● 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
● 工程表に基づいて進んでいるか？
● 変更・追加などが発生していないか？

④ 着工後

Point ● 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
● 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？



A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。



電気・水道・設備工事 設計施工

電気工事から下水道工事まで
ちょっとした修理もOK

福島電気水道工事店

代表 福島 秀俊

お気軽にご相談下さい

神埼町永歌2063

TEL (0952)60-2780
FAX

お家のことなら 当社ですべて解決!!

電気工事 水まわり 塗装工事
害鳥対策 樹木伐採 各種リフォーム
ハウスクリーニング 畳・襖・障子
カーポート・シャッター工事 外構工事



【本店】
神埼市神埼竹 2049
【ダイレックス日の陽店】
神埼市神埼町城原 1256-1

0120-997-811





株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです


KURIYAMA

(有) クリヤマ塗装

代表取締役 栗山 弘樹

建築塗装一式
その他、お気軽にご相談ください



TEL(0952)53-6677
FAX(0952)53-6803

〒842-0004 佐賀県神埼市神埼町永歌1216-2

一般建築工事業・設計・施工

 HARA
CONSTRUCTION

(株) 原建設

代表取締役 原 博 昭

千代田町崎村1045

☎ **44-2327**
(FAX) **44-3035**

有限会社 エガシラ

代表取締役 江頭 文則



一般鉄骨建築
一般貨物運送

〒842-0063 佐賀県神埼市千代田町迎島 2062

TEL:0952-44-2065
TEL:090-3732-9901
FAX:0952-44-4261
Email: egashira2062@yahoo.co.jp



佐賀県知事許可(般-30)第11366号 総合建設業事業所

 **株式会社 大坪装建**

Ohtsubo Souken co.,ltd

【業 務 内 容】・一般住宅内装塗装・仮設足場工事・各種屋根塗装・各種吹付塗装・内装仕上工事
・総合改修工事・コーキング工事・外構工事・外装塗装・各種防水工事・左官工事
・鉄部塗装・光触媒取扱い・タイル・レンガ・ブロック工事・リフォーム工事・アスベスト除去

みやき町大字寄人 293-2

 **0120-333-244** **TEL 0942-96-2979**

「部屋を広く見せる」ためにできること



広い部屋で生活したい!
でも、大きな家を建てるのはお金もかかりますし、
日本の住宅事情を考えるとちょっと難しい……

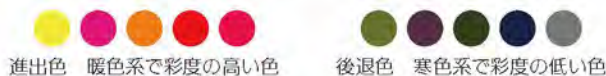


でもきつと大丈夫!
部屋を「広く見せる」ためにできる工夫、
実践してより良い住まいづくりをしましょう!!



進出色と後退色

色には、実際の位置より近くに見える「進出色」、実際の位置よりも遠くに見える「後退色」があります。
部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。



背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。





リフォームの基礎知識 ②

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている方でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。



リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。

自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



Reform Project

R

ライフスタイルが変わったら、お家も変えて、暮らしたのしく。

すこやかリフォーム・リノベーション

お家の断熱性能向上リフォームで、夏も冬も快適で健康な暮らしを実現しませんか？



- キッチン・お風呂やトイレなど水まわりの入れ替え
- 樹脂サツや二重窓に 等

ご相談・お見積り・プランニング無料♪



プレイスホーム

地域密着！一生涯のお付き合いをする神埼市の住宅会社です

営業時間／9:00～18:00 定休日／毎週水曜、第2・第3火曜 佐賀店・体験館 PLUS／神埼市神埼町枝ケ里 331-1

＼お家のお困りごと、どこに相談したらいいのかわからないというお客様へ／

プレイスホームの提案型

リフォーム相談室

TEL 0952-52-7777

夏も冬も快適♪





株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



屋根工事・瓦工事専門店
佐賀県知事許可 10842 号

東部施工

神埼市千代田町
迎島 973
☎(0952) 44-5606
<http://toubu-sekou.com>

- 各種産地瓦取扱い店 ■屋根瓦葺き替え工事
- 金属屋根カバー工事 ■雨漏・漆喰・補修工事
- 新築・増改築 ■台風対策瓦止め ■雨どい工事
- 瓦チップ、Rテコラ、製造販売、施工

マイホームづくりの進め方とポイント

① 情報収集し、まずイメージを固めよう。

住宅展示場などに出かけたり、雑誌・インターネット、または家を建てた人から話を聞くなど、住まいづくりのための情報収集を行い、ライフスタイルや家族の要望などとすりあわせながら、イメージを固めていきましょう。併せて資金の目途や施工の時期などの大まかなプランニングも行うとよいでしょう。

② 土地・施工依頼先の決定はじっくり、しっかり。

大まかなプランニングができれば、土地探しや施工依頼先の選定など具体的に動き始めます。土地探しは周辺環境の確認も兼ねて現地調査を必ず行い、総合的に判断しましょう。建築の規制や地盤の確認も必要です。施工依頼先については、住宅メーカーや設計事務所、工務店などそれぞれの特性を理解し、これからの住まいづくりに一番合った依頼先をじっくり選びましょう。

③ 見積もりから契約まで、納得いくまで確認しよう。

土地や施工先が決まれば、プランニングを伝え、設計図面や見積もりを確認します。その際、きっちりと相談しておくことが大切です。納得いくまで確認したら、いよいよ契約です。トラブルを避けるためにも、契約書にはしっかり目を通し、不明点は解消しておきましょう。



④ いよいよ着工、こまめなチェックと配慮を忘れずに。

着工前に、迷惑を考慮し、近隣へのあいさつを忘れないようにしましょう。工事は地鎮祭から始まり、基礎工事、本体工事、内装・外装工事といった順に進みます。家の基礎部分や構造など、完成後には確認できない部分もあるため、こまめに現場に足を運び、進行を確認しましょう。

⑤ マイホームが完成！入居前にも必ず確認を。

無事に家が完成すると、引渡しの前に竣工検査を行います。設備の不具合がないか、契約に沿って工事が行われたかなどを確認するためにも、必ず立ち会いましょう。検査が終了すれば、いよいよ入居となります。

神崎市・吉野ヶ里町 葬祭組合葬祭場

なごみ もり
和の杜



施設基本情報

名 称 神崎市・吉野ヶ里町
葬祭組合葬祭場「和の杜」

住 所 神崎市神埼町志波屋2661番地43

電 話 番 号 0952-97-7530

火 葬 炉 数 3炉

待 合 室 数 3部屋

告別・収骨室数 3部屋

駐 車 台 数 自家用車75台程度、
身障者用3台、マイクロ3台

業 務 時 間 8:30~17:15

休 業 日 1月1日及び施設の点検日

神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合葬祭場『和の杜』使用料一覧表

区分	種別	単位	使用料(単位:円)	
			神崎市内、吉野ヶ里町内居住者	神崎市外、吉野ヶ里町外居住者
火葬炉	大人遺体	1体	10,000	70,000
	小人(小学生以下)遺体	1体	4,000	40,000
	死産児	1体	3,000	30,000
	改葬遺骨	1件	3,000	30,000
	身体の一部	1件	3,000	30,000
	胞衣及び産褥物等	1件	3,000	30,000
待合室	3時間以内	1室	無料	5,000

その他の料金や居住者の取扱いについてご不明な点はお問い合わせください。

公衆衛生の豆知識



正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります

2



手の甲をのばすようにこすります

3



指先・爪の間を念入りにこすります

4



指の間を洗います

5



親指と手のひらをねじり洗います

6



手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。

3つの咳エチケット

せき 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

マスクがない時

とっさの時



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用

マスクの着用は個人の判断が基本となります。(※)

1



鼻と口の両方を確実に覆う

2



ゴムひもを耳にかける

3



隙間がないよう鼻まで覆う

出典：厚生労働省ホームページ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)より加工・編集して作成
(※)国や行政が防疫上必要と判断した場合は一時的により強い感染対策を求めることがあります。

編集後記

「神崎市 暮らしの便利帳」は、神崎市にお住まいの皆さんへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として神崎市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「神崎市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、神崎市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

❑「神崎市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和5年5月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

❑掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

神崎市 暮らしの便利帳

令和5年10月発行

発行

神崎市／株式会社サイネックス



神崎市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 西九州支店

〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-4-8

TEL.0952-24-6550

※掲載している広告は、令和5年9月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2023年12月より公開

「わが街事典」電子ブックで 神埼市の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を
「わが街事典」アプリでチェック

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存
されますので、読みたくなったときはすぐに
読むことができます。

ダウンロード方法や
対応端末など
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版

佐賀弁で「リラックス」する意味を表す「ほびろほびろ」。

私たちの製品であるシートに座れば、

まさに気分は「ほびろほびろ」。

包み込むような「安心や安全」を

感じていただけるはずです。

しかし、私たちが提供するものは、

製品の「快適さ」だけではありません。

ほびろほびろ。

ボランティア活動や森林活動等の実施による環境保全。

ハンドボールチーム「レッドトルネード」を通しての

地域貢献活動やハンドボール普及活動、

青少年育成も私たちの取り組みのひとつ。

上質なシートに身をゆだねた時のような

「ほびろほびろ」をあなたへ。

トヨタ紡織九州は、ふるさと「佐賀」との共生を目指し、

今日も商品と地域の「快適」な明日を創造していきます。



TOYOTA BOSHOKU KYUSHU



トヨタ紡織九州ハンドボールチーム
「レッドトルネードSAGA」

ハンドボールを通して、地域への貢献やハンドボールの普及・発展、青少年育成やスポーツ文化の創造に取り組んでいます。

トヨタ紡織九州は、これからも
ふるさと佐賀とともに歩んでいきます。



トヨタ紡織九州株式会社
TOYOTA BOSHOKU KYUSHU CORPORATION

佐賀県神埼市神埼町鶴1600番地
TEL (0952) 52-7111 FAX (0952) 52-7090 <http://www.tb-kyushu.co.jp>



安全で信頼性の高い商品を佐賀から

車のシートをはじめとした、世界水準の商品づくりを行い、お客様の満足を追究するとともにやりがいと成長を実感できる会社の風土づくりに取り組んでいます。